

日協五十年史

50th Anniversary

日協五十年史

発刊のごあいさつ

創立 50 周年を迎えて

人・未来・環境をつなぐ「やさしいエネルギーLPガス」



日本LPガス協会 会長
松澤 純

当協会は、1963年に生産・輸入に係わる35社によって設立された「LPガス生産輸入懇話会」としてスタートし、1969年に「日本LPガス協会」と改称されて今年6月に創立50周年を迎えました。

LPガスは、1960年代に優れた民生用エネルギーとして普及が始まり、国の経済成長とともに拡大し、1990年代には需要は年2,000万トンに迫るまでになりました。1990年代以降は経済低成長時代になり、また電力・ガス事業の自由化や世界的に地球温暖化が顕在化するなど、エネルギーをめぐる環境は大きく変化しております。それに伴いLPガス需要も緩やかな減少に転じておりますが、LPガスは我が国全世帯の約半数にエネルギーを供給し、また我が国エネルギー需要の5%を占める重要なエネルギーとなっております。

このようなエネルギーを取り巻く環境変化に対応して、当協会はガス体エネルギーとしてのLPガスの重要性をアピールする活動を積極的に展開し、2003年に策定された「エネルギー基本計画」の中で、「LPガスは都市ガスとともにガス体エネルギーとして一体としてとらえる」との位置付けを獲得することができました。

これを契機に「2010年に向けたビジョン—日本LPガス協会の使命と活動方針—」を策定して中期目標と課題を定めました。この「2010年に向けたビジョン」は、現在の「2030年に向けたLPガス産業の中長期展望」に発展し引き継がれております。

一方、2011年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、現在の国のエネルギー政策の抜本的な見直しが行われております。LPガスの分散型で災害に強くクリーンなガス体エネルギーである特長は広く認識されており、災害対応、環境対応、節電及び省エネ対策でしっかりと貢献できるものと確信しております。また、米国シェールガス開発の進展を始めとした新たな輸入ソースの確保など、中長期展望を照らす光も見えつつあります。

さてこのたび、当協会が50周年を迎えるにあたって、五十年史を編纂することと致しました。本史では本文構成を成長期の前30年とその後の20年に分けて作成しました。本史が我が国のLPガス産業の歴史を知る上で一助となれば幸いです。

結びに、これまでLPガス産業の発展に努力されてきた諸先輩や関係者の方々に対し謝意を表すとともに、これからのLPガス産業のさらなる発展を祈念して巻頭のあいさつといたします。

● 祝 辞 ●

日本LPガス協会の 50周年に寄せて



資源エネルギー庁長官
高原 一郎

この度、日本LPガス協会が発足50周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

貴協会の前身である「LPガス生産輸入懇話会」が発足した昭和38年当時、LPガスの輸入量は年間約20万トンに過ぎませんでしたが、現在では、約1,233万トンとなり、驚異的な発展を遂げてまいりました。

LPガスは、今日、家庭業務用をはじめ工業用、自動車用など幅広い分野で使用され、わが国の1次エネルギー需要の約3%を占めており、国民生活に密着した必要不可欠なエネルギーとなっております。

また、平成23年の東日本大震災においては、東北地方の基幹であった仙台市内の輸入基地が津波により供給不能となりましたが、貴協会が会員間における相互支援協定を発動し、他基地からの代替供給体制の早急な対応がなされたこと、国家LPガス備蓄の放出にも協力いただいたことにより、東北地方のLPガスの安定供給が図られました。更には、被災地へのカセットコンロの無償提供など、貴協会には多大なる貢献をさせていただいております。

わが国をとりまくエネルギー情勢はここ数年で大きく変化し、世界的にエネルギー需要が増大する中で安定供給が強く求められる時代になっております。わが国のLPガスは、輸入依存度が8割であり、さらに輸入のうち9割を中東に依存しているように、エネルギー供給構造は脆弱であります。このような脆弱性を解消するため、LPガスの150万トンの国家備蓄体制を目指して整備するとともに、平成24年11月には石油の備蓄の確保等に関する法律を改正し、災害時においても国家LPガス備蓄を放出できるようにしました。また、災害時に備えあらかじめLPガス輸入業者及びLPガス販売業者が地域ごとに災害時石油ガス供給連携計画を策定することとするなどのLPガスサプライチェーンの強化策も講じてまいりました。

貴協会の皆様には、海外からの新たな調達ルートの構築やエネルギー供給基地の災害対応能力の強化などを通じ、引き続き日本のエネルギーの安定的かつ低廉な供給の一翼を担っていただきたいと考えております。

最後に、貴協会が50年間に培ってきた経験・知見を礎にして、今後も発展されることを祈念して、お祝いの言葉とさせていただきます。

● 祝 辞 ●

L P ガス安定供給に向けた より一層の保安の確保に期待



経済産業省商務流通保安審議官

豊永 厚志

日本L P ガス協会が創立 50 周年を記念して、「日協五十年史」を発刊されるに当たり一言お祝いを申し上げます。

貴協会は、昭和 38 年に前身である「L P ガス生産輸入懇話会」として設立、昭和 44 年に「日本L P ガス協会」と名称を変更されて、半世紀の足跡を刻んでこられました。この度、貴協会が創立 50 周年を迎えたのを機に、協会の 50 年史をまとめられたことは、L P ガスの供給と保安の確保に尽力してこられた歴史を検証する上で大きな意義を持つものと存じます。

L P ガスは、家庭用燃料をはじめとして、民生用、工業用等国民生活の様々な面において利用され、国民生活に不可欠であるばかりでなく、わが国経済の発展に大きな役割を果たしており、L P ガスの安定供給とそのための保安の確保は、我が国にとって極めて重要な課題であります。

こうした中で、貴協会は、L P ガスの生産・輸入を通じて、わが国のエネルギー供給やエネルギー産業の基盤を支える重要な役割を果たすとともに、川上から川下まで多岐にわたる事業者団体が存在するL P ガス業界の中において、L P ガス安全委員会や日本L P ガス団体協議会といった、L P ガス業界の横断的な活動を実質的にとりまとめる役割も担っていただいております。L P ガスの保安の確保に向けた各種広報事業の実施や優れた保安システムの導入促進といった幅広い活動に中心的に取り組まれていることに対し、深く敬意を表します。

経済産業省といたしましても、産業事故の撲滅に向けた施策に取り組んでまいり所存であり、L P ガス関係業界の皆様におかれましては、今後とも、保安の向上のために更なる自主保安への取り組みをお願い申し上げます。

最後に、貴協会がL P ガスの安定供給に向けより一層の保安の確保に邁進されるとともに、会員の皆様方の更なる御発展、御健勝を祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

● 祝 辞 ●

安定供給の責務果たし 業界発展の礎築く



一般社団法人 全国L P ガス協会
会 長 北嶋 一郎

日本L P ガス協会が創立 50 周年を迎えられましたことは誠に喜ばしく、心よりお祝い申し上げます。

貴協会は昭和 38 年に L P ガス生産輸入懇話会として発足されて以来今日まで、L P ガス産業の歴史のなかで、常に安定供給の責務を果たされ、業界発展の礎を築いてこられました。

家庭業務用燃料からスタートした L P ガス需要は約 1,700 万トンの規模に達し、その用途も工業用、自動車用、化学原料用、電力用などの産業部門などあらゆる分野にわたり使用され、L P ガスはわが国経済社会の発展と国民生活の向上に極めて重要な役割を果たしております。

いま、業界の歴史を顧みて、オイルショックをはじめ湾岸戦争の勃発による輸入価格の高騰、その後、産ガス国により幾度となく価格高騰と供給カットが引き起こされるなど、これまで数々の試練を経験してまいりました。また、このような経験により、国家備蓄・民間備蓄に積極的に取り組んでいただきました。貴協会及び会員各位は、産ガス国からの輸入という、エネルギー産業における重要な役割を果たし、常に供給の安定に努められたことは、われわれ流通に携わる業界といたしまして、多大な敬意を表するものであります。

今後の L P ガス業界は安定供給の確保、流通の合理化、保安の高度化等の努力をより一層進めるとともに、L P ガスの普及促進にもさらなる努力を傾注していく必要があります。特に、東日本大震災で実証されたように災害に強い安全なエネルギーであるという L P ガスの優位性について、国民各層への十分な理解を広めるべく、広報活動の強化に取り組んでいます。

こうした状況のもと、貴協会が創立 50 周年を迎えられることを記念して、この度、記念誌「日協五十年史」を発刊されますことは、貴協会が今後より一層の飛躍をめざすにあたって誠に時宜を得たことといえます。これまでも輝かしい功績のある貴協会及び会員各位が今後、ますます発展されることを祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

● 祝 辞 ●

「輸入」から「消費」まで 安心・安全なインフラの確立を



高圧ガス保安協会
会長 作田 穎治

日本L Pガス協会が創立50周年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。また、50周年を記念し、「日協五十年史」を上梓されますことは、未来を見据えた一つの節目として極めて意義深いことと、重ねてお慶び申し上げます。

今日まで、貴協会はL Pガス業界のリーダー的存在として自主保安の推進役を果たしてこられました。改めまして、L Pガスの保安確保に御尽力されました歴代役員の方々、会員の皆様方の多大なる御活躍と御努力に対しまして、深く敬意を表します。

さて、この半世紀を振り返りますと、地震・津波、豪雨、豪雪、噴火などさまざまな自然災害が発生し、その度に多くの国民の生命等を脅かす事態がございました。そのような中でも、L Pガスは自立分散型エネルギーの強みを生かし、いち早く被災地域の避難所等でのガス供給の復旧、そして街の復興のエネルギーとして活用されてきました。これまでの経験を踏まえ、来るべき災害に備えてL Pガスを避難所となるような公共施設で速やかに供給できるようなシステムが貴協会の御努力によって整備されることを期待したいと存じます。

また、平時におきましてもお客様に安心してL Pガスを使用していただくためには、十分な保安対策が必要となります。貴協会は、これまで自主保安の推進役としてL Pガスの輸入からエンドユーザーに至るまで、安全で、かつ、安心して利用できるインフラを整備されるとともに、日本L Pガス団体協議会の事務局として業界自主基準の取り纏めに御尽力いただきました。

今後も、このような活動を通じ、L Pガスの保安の確保と安定供給について、より一層推進されますことをお願い致したいと存じます。

今ある安心・安全は永久ではございません。常に最新の知識や経験を反映させることで永續できるものと思っております。貴協会におかれましては、培われた知識や豊富な経験、蓄積された保安ノウハウを是非とも次世代に継承していただきますようお願い申し上げます。私ども高圧ガス保安協会も惜しみなく協力させていただく所存でございます。

最後に、貴協会の今後の益々のご発展と会員の皆様のより一層の御活躍を祈念し、お祝いの言葉とさせていただきます。

● 祝 辞 ●

L P ガス産業の 未来を築く牽引力



一般財団法人 エルピーガス振興センター
理事長 山崎 達彦

日本L P ガス協会が創立 50 周年を迎えられ、「日協五十年史」を刊行されましたことを心よりお慶び申し上げます。

L P ガスは、民生用としてわが国の過半数の世帯で利用され、また、自動車用燃料や産業用としても広く利用され、国民生活にとっても非常に身近で重要なエネルギーとなっております。

先の東日本大震災時には、L P ガスは分散型エネルギーであるため、他のエネルギーに先駆けて復旧し、避難所等においても迅速に活用されるなど、災害に強いエネルギーとしてあらためて見直されました。その後のエネルギー政策の見直しの中で、確固たる役割が期待されていることは、ご承知の通りです。

海外に目を転じますと、世界を取り巻く資源情勢は大きく変化しており、新興国の経済成長による需要の増大、権益の確保をめぐる国際競争の激化に伴い、安定供給の確保の重要性が益々高まっております。

かかる中、L P ガスに関しては国際価格が比較的大きな変動を見せ、近時の中東情勢の影響も注視すべきところとなっております。一方、パナマ運河の拡張工事が順調に進む中、北米のシェール随伴L P ガスの日本への輸入が着実に現実味を帯びてきております。従来より言われてきた、調達地域の多様化と安価な調達という課題解決へ向け、歩み出したといえます。

こうした国内外の変化の中で、平成元年に設立された当センターとしましても、今後の半世紀へ向け、業界発展のために貴協会とともに、活動してまいります。

貴協会の 50 年は、まさに業界の発展とともに歩み、また、指導的役割を果たしてこられた足跡であり、その安定供給と保安の確保への不断のご努力は、L P ガス産業の未来の基盤を築く大いなる牽引力といえるものであります。この度、貴協会が「日協五十年史」を発刊されますことは、そうした過去を振り返り、将来へ向けての新しい視野を切り開く意味からも大変意義深く、今後の業界の指針になるものと確信いたします。

貴協会におかれましては、更なる半世紀の業界の飛躍へ向け、L P ガスの根幹をあずかる精製・輸入元売団体としての使命を全うされ、なお一層のご発展を遂げられんことを祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

目次

発刊のごあいさつ	3
祝辞	4
・資源エネルギー庁長官 高原 一郎	
・経済産業省商務流通保安審議官 豊永 厚志	
・一般社団法人 全国LPガス協会会長 北嶋 一郎	
・高圧ガス保安協会会長 作田 穎治	
・一般財団法人 エルピーガス振興センター理事長 山崎 達彦	
前30年史 (1963年～1992年)	11
第1章 前史—LPガスの登場と「LPガス生産輸入懇話会」の設立	12
第2章 LPガスに対する法制化の進展	18
第3章 オイルショックと備蓄体制の推進	25
第4章 輸入ソースの分散化と新しい需要開発	33
後20年史 (1993年～2013年)	39
I. ガス体エネルギーとしての位置付けを目指して	40
II. 安定供給体制の確立に向けて	46
III. 「災害に強いLPガス」の実証	52
IV. 品質・保安・環境問題への取り組み	58
V. 新しいLPガス機器と需要開発の推進	63
VI. 業界再編と中長期展望の策定	69
座談会	73
LPガス業界をリードする日協～この20年を振り返る～	

資料編	87
LPガス需給の推移	88
FOB・CIF価格の推移	90
歴代会長・副会長・専務理事・事務局長	94
会員名簿	96
会員推移（1993～2012）	97
役員名簿	98
委員会組織・事務局	100
50年年表	101
編集後記	115
日協50周年記念事業実行委員会 名簿	116

前30年史 (1963年~1992年)

第1章

前史—LPガスの登場と「LPガス生産輸入懇話会」の設立

1929年～1963年(昭和4年～昭和38年)

1-1 戦前のLPガス利用

■ツェッペリン伯号への燃料供給

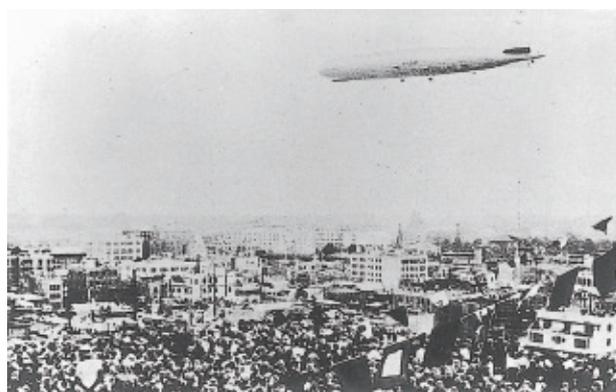
1929年8月8日、飛行船による初の世界一周を目論み、アメリカから一隻の大型飛行船が飛び立った。その名称は「LZ127：グラーフ・ツェッペリン」、通称「ツェッペリン伯号」。大西洋を渡りドイツで燃料を補給したのち、ユーラシア大陸を越え、2回目の燃料補給地である日本の霞ヶ浦飛行場に向けて無着陸飛行を行ったのである。

ツェッペリン伯号のエンジンには、機体の総重量を軽くするため、重い液体燃料ではなく「ブラウガス(オレフィン系炭化水素、パラフィン系炭化水素及び水素を主成分とするガス)」というガス体燃料が使われていた。米海軍当局より燃料供給を委託されたカーバイド・アンド・カーボン・ケミカルズ社(現ユニオンカーバイド社)は、同社の「パイロファックスガス」を日本へ送り、そこで水素ガスと混合して飛行船用の燃料として供給することで対応した。

この「パイロファックスガス」は、同社が米国内で炊事用に製造・販売したガスの製品名であるが、成分としてはプロパンガスであったことが後に判明する。これがわが国で初めてLPガスが使用された事例となった。

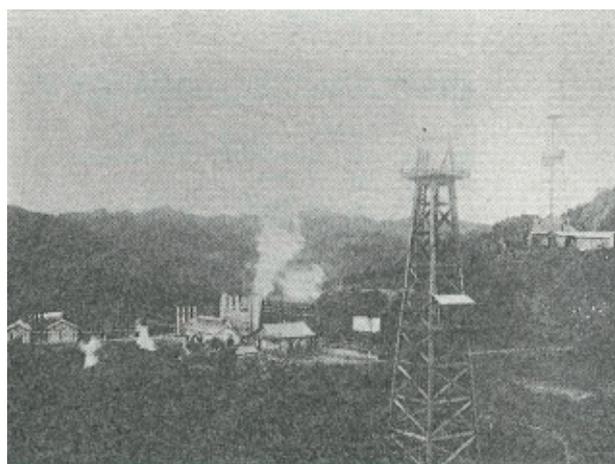
■LPガス製造の開始

それから2年後の1931年、日本石油が所有する台湾の錦水油田において、天然ガスからプロパン



ツェッペリン伯号

ガスを分離することにより、L P ガスの製造が開始された。製造したL P ガスは当初自家消費燃料として利用されていたが、後にパイプラインにより近隣の工場や都市ガス会社にも供給された他、別荘地向けなどにシリンダー供給も行われた。また国内では、1935年に横浜市瓦斯局がL P ガスを原料とした都市ガス供給を開始する等、L P ガスの利用が徐々に始まっていった。



台湾の日本石油錦水油田(『日本石油ガス三十年史』より)

■自動車用代替燃料としてのプロパンガス

1931年の満州事変以降、急速に高まる石油需要と国際情勢の緊迫化により、重要資源の統制強化の必要性に迫られた政府は、1933年6月「燃料問題に関する関係各省協議会」を設置、そして翌1934年7月に、石油事業の許可制や石油保有義務、価格や供給量に関する政府の命令権などを盛り込んだ「石油業法」を公布し、最重要軍需物資である石油を国家統制の下に置く姿勢を強めた。

このような状況の中、政府は液体燃料不足への対応として、プロパンやメタンを自動車用燃料として使用するための研究を開始する。そして1938年11月、内務省より圧縮ガス(メタンガス)及び液化ガス(プロパンガス)を自動車用燃料として使用することを認める通牒が発せられ、いよいよL P ガス自動車(L P G 車)が世に登場することになった。

1941年8月、アメリカによる原油及び石油製品の禁輸措置により、同国勢力圏からの石油輸入が停止。それに伴う同年9月の第3次消費規制により、営業用、自家用、バスなど一般用自動車は揮発油の使用を禁止されるに至る。こうして、ガソリン代替であるL P G 車に注目が集まる背景が整えられた。

当時の内務省の調査によると、1941年8月時点における全国のL P G 車台数は約867台、天然ガス自動車は592台で、合計約1,500台のガス自動車が利用されていた。自動車用L P ガスは、日本石

油の鶴見製油所、秋田の八橋・高町油田、新潟の西山油田等で製造されていたため、普及地域もその近辺に集中した。しかしその後、太平洋戦争の激化に伴い、プロパンガスは航空機用潤滑油製造に使用されることになり、自動車用燃料としての使用は中止された。

このように、戦前のLPガスは、家庭用、工業用、自動車用など、現在とほとんど変わらない用途で利用され始めていたが、インフラとなる容器・保安装置製造技術の未整備、戦争による資源不足などにより、その普及はごく限定的な範囲に留まった。

1-2 戦後復興とLPガス需要の拡大

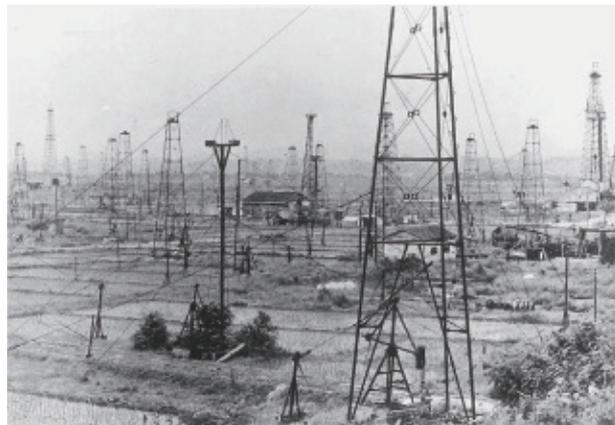
■戦後直後の状況

終戦後、連合軍総司令部（GHQ）の支配下に置かれた石油産業は、当初国外からの原油及び石油製品の輸入を禁止されていたが、1949年6月に来日したノーエルの報告を機にGHQは方針を転換し、同年7月に「太平洋岸製油所の操業及び原油輸入に関する覚書」を公布した。これにより、太平洋岸の製油所は順次稼働を再開することが可能となり、それに伴ってLPガスの生産も再び開始されることになった。

戦後直後も稼働を認められていた新潟・秋田油田の近隣では、引き続き自動車用燃料としてLPガスが使われていたが、製油所の再稼働によりガソリンの供給が増加するにつれ、その需要は低下していった。そこで新たな需要先として浮上したのが、家庭用及び工業用であった。

■工業用需要の拡大と炭労スト

工業用需要拡大のきっかけとなったのが、1950年6月に勃発した朝鮮戦争による特需と、1952



日本石油八橋油田(秋田県)



出光興産徳山製油所

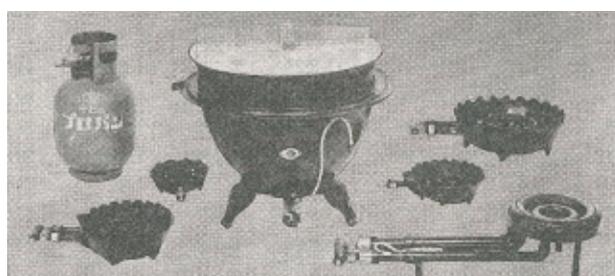
年10月から約2カ月間に渡って発生した炭鉱労働者によるストライキである。このストライキの間、石炭の生産量は一時的に減少、そのため原料の約90%を石炭系ガスに依存していた都市ガスに供給制限がかかり、その代替としてLPガスの引き合いが急速に強まった。これを機に、LPガスは一般的な工業用燃料として広く利用されていくことになる。



炭労スト

■家庭用需要の開発

また家庭用については、旭加工油、帝国石油、東亜燃料工業などがいち早く需要開発に取り組み、それと同時並行で容器やバルブ・調整器などの供給機器の開発も盛んになった。その結果、需要量は1954年時点で5,283トン（消費者戸数は推定約2万戸）と前年の2倍に、翌年には上半期中だけで5,167トン（同約30万～40万戸）に達するなど急増した。また販売事業者数も、1954年の100社から翌年には一挙に約2,000社に達するなど、この時期においてLPガス業界全体は急激に拡大を開始した。



1957年発売の日石常用コンロ(『日本石油ガス三十年史』より)

◆1954年プロパンガス販売量

(単位:トン)

	帝石	旭加工油	東燃	計
1月	237	29	17	283
2月	228	32	20	280
3月	302	35	34	371
4月	323	38	34	395
5月	315	50	32	398
6月	307	72	26	405
7月	359	73	43	475
8月	328	79	50	457
9月	345	86	70	501
10月	373	84	88	546
11月	375	72	101	548
12月	384	111	132	626
計	3,876	672	645	5,283

◆1955年1月～6月のプロパンガス会社別・月別販売量

(単位:トン)

	帝石	昭石 旭加工油	東燃	日石 (秋田)	丸善	興亜	大協	計
1月	355	73	170	—	—	—	—	598
2月	346	98	148	32	—	—	—	624
3月	376	120	178	2	①183	②61	—	919
4月	330	113	218	31	206	91	—	989
5月	358	113	175	3	244	40	③26	959
6月	351	129	57	30	282	95	134	1,078
計	2,115	646	946	98	915	287	160	5,167

(注)①丸善石油下津製油所UOP式流動接触分解装置

②興亜石油麻里布製油所リフォーミングガス

③大協石油四日市製油所フードリーフロー装置

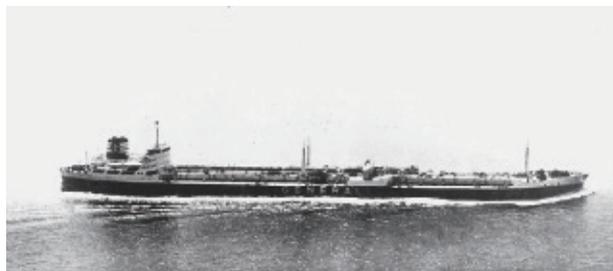
1-3 LPガス輸入開始

■LPガス輸入の背景

1950年代に入り、LPガスの需要が急激に増加する一方、供給は依然として不安定な製油所の生産品に依存していた。当時「石油精製の副産物」という位置付けであったLPガスは、製油所の生産計画によってその生産量が決定され、また貯蔵用のタンクも未整備であったため、夏場の不需求期には供給過剰、一転して冬場の需要期はガス不足になるという悪循環が恒常化した。それによる市況の不安定化は業界全体に大きな混乱を引き起こし、小売販売事業者による全国的な商業組合結成ラッシュのきっかけともなった。

このような状況に対応するため、1960年ごろからLPガスの輸入に関する具体的な計画案の検討が開始された。ゼネラル瓦斯、日本石油瓦斯、出光興産などの石油元売系その他、LPガスの輸入販売を目的に設立されたブリヂストン液化ガス（現 ENEOS グローブ）、東京ガス等の各社で検討が始まり、1961年7月22日、ゼネラル瓦斯、ブリヂストン液化ガス、日本石油瓦斯の3社が輸入申請を行うに至った。そして同年12月26日、ゼネラル瓦斯の「豪鷲丸」がプロパンガス4,700トン、原油4万トンを積み、サウジアラビアのラストヌラから川崎に帰港、LPガス輸入の第一号となった。

その後、各社とも続々と輸入を開始したことにより供給量は順調に増加したものの、それを上回るペースで需要も急増していたため、しばらくの間不安定な状況が継続した。



わが国のLPガス輸入第1船となったゼネラル瓦斯「豪鷲丸」



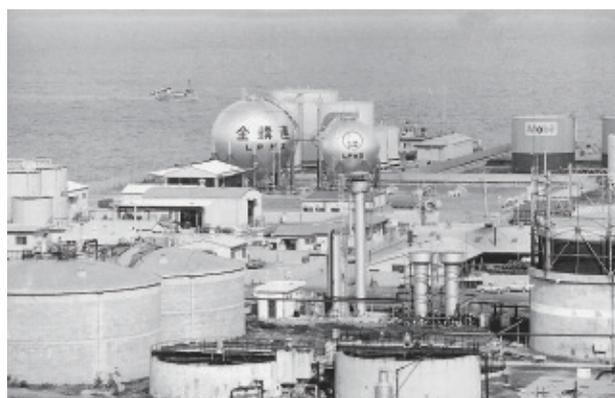
世界で最初の冷凍LPガス専用船「ブリヂストン丸」(ブリヂストン液化ガス)



日本石油瓦斯「日石丸」

■新規参入による競争の激化

小売業界では、急増するLPガス需要を取り込むため、異業種による新規参入が相次いだ。1961年3月に設立した日通液化ガスは、ブリヂストン液化ガスとの業務提携により供給を確保、親会社である日本通運の資本力を活かし、販売開始までに全国に充填所19カ所、事業所38カ所、直売店600店の流通網を完成させた。また、全国購買農業協同組合連合会（現全国農業協同組合連合会）は1962年4月、農村部の生活改善運動の一環として、農家を中心とする組合員へのネットワークを利用したLPガスの一斉販売を開始した。こうした大資本を持つ新規事業者により市場競争がさらに激化するとともに、既存販売事業者との対立も深刻の度を増していった。



全購連や日本通運など大手の新規参入が相次いだ

■LPガス生産輸入懇話会の設立

それまで、LPガス業界唯一の統一的組織として「全国プロパンガス協会」があったが、業界規模の拡大と複雑化により様々な立場の事業者が混在するようになり、統一的な運営を図ることが困難になっていた。そこで主に生産メーカーや輸入会社等の元売側で独立した組織を創立する機運が高まり、1963年6月、日本LPガス協会の前身である「LPガス生産輸入懇話会」（生輸懇）が発足した。会員は石油精製21社、石油化学8社、石油鉱山2社、LPガス輸入4社の計35社からなり、会長には上村英輔日本石油瓦斯社長が就任した。

これに続く形で1963年10月には有力卸事業者6社が「LPガス元売中央協議会」を設立、また1964年3月には全国プロパンガス協会が解散、新たに「全国LPガス協会連合会」（全協連）が発足する等、業界体制の再編へとつながっていった。



生輸懇発足を伝える業界紙

第2章

L P ガスに対する法制化の進展

1963年～1972年(昭和38年～昭和47年)

2-1 石油業法の施行とその対応

■石油業法の施行

1959年に開催されたGATT(関税及び貿易に関する一般協定)総会において、欧米諸国から貿易為替制限の撤廃=貿易自由化を迫られた政府は、1960年6月「貿易自由化計画大綱」を決定、そして1962年5月に石油産業の自由化対策として「石油業法」を公布、同年7月より施行した。

この法律は、自由貿易化下における石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図るため、石油産業に対する調整措置について規定したもので、5年間の石油供給計画の策定、石油輸入業及び石油製品販売業の届出制、販売価格の標準価格の設定(石油製品の価格が不当に乱高下する恐れのある場合)等の規定が盛り込まれていた。L P ガスも「石油製品販売業」として、この法律の対象となった。

同法の成立に際し、石油産業を自由化するか、それとも政府による規制下に置くのかという論点は、日本の産業界全体に大きな議論を呼び起こし、直接の当事者である石油連盟の内部でも賛成派と反対派で意見が対立していた。石油連盟では検討の末、この法律を5年以内の時限立法とする要望を政府に提出し、一度はこれが認められて原案は修正されたが、その後国会の審議過程において再度修正され、時限立法の文言は削除された。国会では概ね規制を評価する意見が強かったのである。

■生輸懇の対応

生輸懇では同法への対応として、開始時期の延期と適切な施策を講ずるよう通産省に要望した他、安定供給対策として、LPガス貯蔵設備の拡充強化に関する検討を開始した。その結果、需給を適切に調整するためには、当時の製油所及び石油化学工場の貯蔵能力であった生産量の15日分の最低でも3倍に当たる45日分の貯蔵設備が必要であり、またその建設費用は約200億円に上ると試算した上で、そのための資金調達援助の要望書を通産省に提出した。

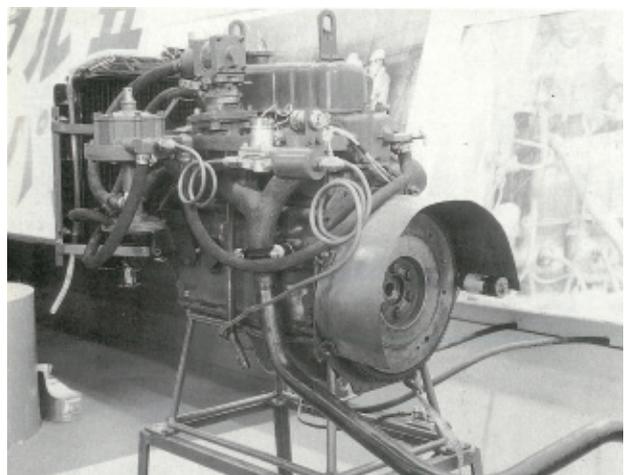
また、石油業法に規定された供給計画の策定に対応するため、新たに需給委員会を設置し、通産省鉱山局石油課と連携して、「LPガス長期需給見通し」の作成に着手した。以後輸入計画の策定や業界の近代化に大きな役割を果たすことになる長期需給見通しは、2002年に石油業法が廃止された後も、石油備蓄法に基づく供給計画策定の基礎資料として作成が続けられている。

2-2 LPガスへの課税

■「ガスタク」ブーム

1962年7月、大阪の東宝タクシーは、米国から輸入されたLPガスカブレッターに目をつけ、タクシーでの実用化を図った。その結果、LPG車は燃料費がガソリンの約60%になること、オクタン価が高いこと、オイルが長持ちするなどの多くの利点があることが分かり、タクシー業界に瞬く間に普及していった。

また自動車用のLPガスは、特に過剰感のあったブタンの需要先としてLPガス業界からも歓迎され、LPG車のタクシーは順調に台数を伸ばし、1964年には全タクシー（ハイヤーも含む）台数の



米国から輸入されたマックレーン式自動車用キャブレッター

約 14.4%に当たる 109,934 台に達した。

■石油ガス税の導入

この当時、ガソリン等の自動車用燃料には中身価格の約 3 倍に当たる高額な揮発油税がかけられていたのに対し LP ガスは無税だったことから、関係省庁や競合燃料業界の間に「自動車用の LP ガスにも課税すべき」との声が強まった。

これを受けて、政府の税制調査会は 1964 年 12 月、自動車用 LP ガスに対する課税をトン当たり 17,500 円とする石油ガス税法案を取りまとめ、国会へ上程したが、審議未了のため継続審議となる。そして翌 1965 年 12 月、3 段階に分けた段階的な導入など、同法案は原案の大幅修正をもって可決、1967 年 3 月には、税率を 1969 年 12 月 31 日まで第 2 段階の税率 (10 円/kg) に据え置き＝当初の予定より引き上げ時期を 2 年間延長する旨の改正法案が特別国会で可決された。

この間、同法案の成立から税率引き上げ時期の延長に至るまで、LP ガス業界から激しい反対運動・陳情活動が展開された末の結末であった。

■LPガス税への抵抗

またこの頃、自動車用以外の LP ガス消費にも、当時地方税として既に実施されていたガス税・電気税並みの課税をするべきだとの世論が高まった。これに対し生輸懇は 1963 年 11 月、「LP ガスへの課税は農漁村の比較的低所得層を対象とすることになり、生活必需品に課税する悪税である」「課税はかえって地方の近代化を阻害する」等の理由により、大蔵省、自治省、通産省への反対活動を行った。結果的に LP ガス税の導入は見送られ、1988 年に消費税が導入されるまで、LP ガスは無税を維持し続けた。



1963年当時のLPガスタクシー



自動車用LPガス課税反対集会

2-3 政府による規制強化

■公正取引委員会による介入

家庭用需要の拡大、オートガス需要の本格化を背景にLPガス需要が急激に拡大し供給が不足する中、1964年11月に大規模な海員ストライキが発生し、LPガス船15隻が停船、荷揚げの停止に至る事態となり、ガス不足がさらに悪化した。

しかし1966年に入ると状況は一変、逆に供給過剰となったため、生輸懇では製油所の減産や輸入船の入港期日の分散化などの対策を打ち出して対応を図った。そして同年7月1日、生産輸入各社は供給過剰による値崩れを緩和するため、石油業法に基づく4半期ごとのLPガス供給計画の25%削減を決定、同時に大幅な値上げを実施した。

こうした動きに対し公正取引委員会は同年10月、生輸懇、石油連盟、石油化学工業会、全元協などLPガス関連団体や会員事業者の事業所約20カ所に対し、独占禁止法の疑いで一斉に立ち入り調査を実施した。容疑内容は、①共同で販売価格の引き上げを策した、②東京都内の一部のLPガススタンドに対し出荷停止を断行して取引を制限しようとしたことなどで、価格協定及び出荷制限を含む販売規制に関する容疑であった。1966年末に生輸懇は公取委から価格協定破棄勧告を受け、翌1967年1月の理事会でこれを受け入れる決定を下すに至った。

またこの後の液石法施行以降、保安経費の上積みによる新しい価格体系の作成が業界全体で盛んになった際も、公取委は都道府県協会や当該商業組合に対し再三にわたり調査や勧告を実施するなど、LPガス業界に対する厳しい監視はしばらくの間継続した。



1カ月に及んだ海員ストライキ

■液化石油ガス法の成立

L P ガスの普及に伴い、事故の数も急増し始めた。1961年には39件だった事故件数は、1967年には約4倍に当たる175件に増加、そのほとんどは消費先における事故であった。

1963年に通産省が実施した実態調査では、①小売販売事業者の大部分が零細企業であること、②流通機構の複雑化・混乱により市況が低迷し、小売販売事業者の経営が困難となっていること、③またそれに伴って保安への悪影響も懸念されることなどがすでに指摘されていた。また当時の規制法としては「高圧ガス取締法」があったが、同法は主として工場や事業所などでの使用を対象にしていたため、一般消費者の保安までを適用範囲とするには限界があった。

こうした背景の下、1967年12月23日、保安の確保と取引の適正化を目的とした「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（液石法）が成立、翌1968年3月1日に施行された。これによりL P ガス販売事業は「事業許可制」となり、法的な位置付けが明確化されるとともに、一般消費者等の保安の確保、製造事業者や器具製造事業者に対する技術基準の遵守、L P ガス規格表示の義務化などの規制も併せて課されることになった。

この結果、規制強化による負担増に耐えられない



液石法が成立した衆院本会議(1967年12月23日)

◆1961～1967年のL P ガス事故件数推移

	計			事業所			消費先			運搬中		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
1961年	39	5	71	1	2	7	35	7	64	3	—	—
1962年	63	9	89	4	—	4	57	9	84	2	—	1
1963年	47	7	102	7	—	14	39	7	88	1	—	—
1964年	32	6	142	5	3	73	25	3	69	2	—	—
1965年	64	27	105	11 ^(注1)	—	27	46	21	51	7	6 ^(注2)	27
1966年	151	36	201	17	—	32	125	34	166	9	2	3
1967年 ^(注3)	175	33	288	16	1	34	151	32	240	8	0	14

注1: 1964～1965年には大阪府茨木市、東京都小金井市、名古屋市等、充填所・販売所の事故が多発した

注2: 西宮市のタンクローリー転倒事故による死傷者が大部分

注3: 1968年1月26日までに報告のあったものの集計

零細販売事業者らによる事業協同組合など協業組織の設立が増加し、1967年時点で約5万社であった販売事業者数は、翌年には4万5,000社に減少した。また、液石法の諸規制をクリアできず、損害賠償保険の負担や都市ガスとの競合等による経営環境の悪化により、中堅卸売業者が事業を売却するケースも見受けられるなど、業界構造に少なからぬ影響を与えた。

■小規模導管供給をめぐる混乱

液石法の審議過程で最大の問題となったのは、小規模導管供給に関する都市ガス業界との調整であった。条文では「液化石油ガス小売り事業とは、一般消費者等に対して液化石油ガスを販売する事業（一般の需要に応じ、導管により液化石油ガスを販売する事業を除く）をいう」とされていたことに対し、「都市ガス事業者以外は小規模導管供給を行うことができなくなるのではないか」と危惧した販売事業者から、大規模な反対運動が巻き起こったのである。結局、この問題については結論を得ないまま棚上げされ、別途検討されることになった。

その後、総合エネルギー調査会での審議を経て、1970年4月に公布されたガス事業法の改正では、一定規模の小規模導管供給を新たに「簡易ガス事業」と規定し、その供給地点数は70戸以上とされた。当初、総合エネルギー調査会の答申では、供給地点数の下限を50戸としていた。全協連もこれを了承していたが、国会審議の過程で100戸とする修正案が議員より提出され、協議の結果、間を取って70戸に落ち着いたという。これに、一般ガス事業者による簡易ガス事業における導管接続の厳守や、中小ガス事業者対策として金融税制上の特別措置を設けることなど、6つの付帯決議が付加された形で、1970年10月より同改正が施行されることになった。



全国業者総決起大会(東京・久保講堂、1967年4月)

2-4 業界団体の再編

以上のような業界に対する様々な規制強化への対応として、各団体の再編も活発になった。1967年7月、西日本地域の販売事業者からなる全国プロパンガス商工組合連合会と、同じく販売事業者の全国的組織である全協連が統合し「全国LPガス協議会」が発足した。しかし直後に内部対立が原因で同協議会は解散、1969年11月、新たに「日本エルピーガス連合会」(日連)が発足した。また1969年10月1日、生輸懇は業界の安定化、健全化への指導的役割を果たす決意を込めて、名称を「日本LPガス協会」(日協)へと変更した。

一方、業界の再編と細分化が進む中、元売から小売までを含めた業界全体を統合する団体の必要性に対する意識が高まったことを受け、1970年11月、日協、全元協、日連、全国エルピーガススタンド協会(全スタ協)、日本LPガスプラント協会(JLPA)の5団体により、「日本LPガス団体統合協議会」(日統協)が発足した。この協議会には、総務をはじめ、容器、法規、税制、タンクローリー事故防止の5委員会が設置され、業界共通の問題について検討していくこととなった。

第3章

オイルショックと備蓄体制の推進

1973年～1981年(昭和48年～昭和56年)

3-1 OPECの攻勢

高度経済成長に伴う国民生活の向上を背景に、供給や保安面に関する法制度の整備、配送センターの設立による流通合理化などの業界努力も相まって、LPガスの需要量は年率20%前後の驚異的な成長を続けていた。この急激な成長路線にストップをかけたのが、1973年に発生した第一次オイルショックである。

■テヘラン協定

1971年2月15日、石油輸出国機構(OPEC)加盟のペルシャ湾岸6カ国と国際石油資本(メジャー)との間で、原油価格の値上げについて合意が成立、同日から35ドル/bblの値上げとなり、さらに6月1日より世界のインフレ率に合わせてさらに上乘せされることになった。このテヘラン協定は、産油国側が結束して国際石油資本との交渉に当たり、原油価格の値上げを勝ち取った初めてのケースとなり、OPECはこれを皮切りに、1971年に「トリポリ協定」、1972年には「リヤド協定」「ジュネーヴ協定」を結び、着々と市場の支配権を奪取していった。こうした動きによって原油市場は次第に買い手市場から売り手市場へと転換し、後のオイルショックへの布石となった。

■価格引き上げの経緯

1973年10月6日、エジプト・シリア連合軍がゴラン高原付近でイスラエル軍と交戦状態となり、第4次中東戦争が勃発した。これを受け OPEC 加盟のペルシャ湾岸6カ国は16日、石油公示価格の21%引き上げを決定、翌17日にはアラブ輸出国機構の10カ国閣僚会議において、生産量を毎月5%削減する決定を下した。またサウジアラビアなど中東6カ国は、イスラエル支援国への石油輸出停止を決定した。

10月25日、エクソンなど国際石油資本5社は、わが国に約10%の原油供給削減と30%の値上げを通知。26日にはガルフ石油が共同石油、丸善石油、出光興産各社に、翌年1月のFOB価格を従来の2倍となる約70ドル/トンにするとの通告をした。これらの供給削減と価格の大幅な上昇を受け、生産輸入各社はついに11月からの計画出荷及び値上げを余儀なくされることになった。

3-2 オイルショックへの対応

■LPガスへの統制

1973年11月20日、政府は「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の対象物資として、ガソリン、軽油、A重油、印刷用紙、LPガスの5品目を指定した。いわゆる「トイレットペーパー騒動」に代表される国民的なパニック状態に対する措置で、家庭用燃料として既に重要な地位を占めていたLPガスもこれに含まれることになった。

11月22日、通産省はLPガス緊急対策について指導方針を決定し、日協、全元協、日連、全スタ協に説明を行った。この方針は、家庭業務用の優先確保を前提に、産業用需要（都市ガス用、自動車用

◆1973～1974年のLPガスCIF価格推移

	CIF(PB平均) (円/トン)	為替レート (円/ドル)
1973年1月	10,298	308.00
2月	9,576	292.55
3月	9,540	266.29
4月	9,154	265.25
5月	9,693	265.18
6月	9,682	264.42
7月	10,241	264.47
8月	9,528	265.02
9月	10,413	265.40
10月	9,447	265.90
11月	10,963	271.64
12月	12,368	279.92
1974年1月	17,969	290.36
2月	25,232	297.37
3月	26,275	287.00
4月	26,356	277.87
5月	32,473	278.11
6月	33,800	281.27
7月	34,957	286.22
8月	36,844	298.08
9月	37,270	302.26
10月	36,997	298.12
11月	39,496	300.04
12月	40,321	300.03



給油所で灯油を買い求める長い列ができた

を含む)を10%カット、民生用節約キャンペーン等による需要抑制、投機防止法適用による買い占め売り惜しみの監視、業界に緊急対策本部(LPガス緊急対策連絡協議会)を置き、苦情処理やジョイントを行う、などの6項目からなっていた。これを受け日協では、12月に緊急対策本部を立ち上げて対応に当たった他、翌年1月には読売新聞や日本経済新聞等の新聞紙上において、オイルショックに対する「LPガスを大切に」キャンペーンを展開し、国民に理解を求めた。

■石油二法の成立とLPガス標準価格の制定

1973年12月21日、経済的社会的混乱を回避するため、「石油需給適正化法」と「国民生活安定緊急措置法」の二法案が成立、22日に公布・施行されると同時に、緊急事態の宣言が告示された。

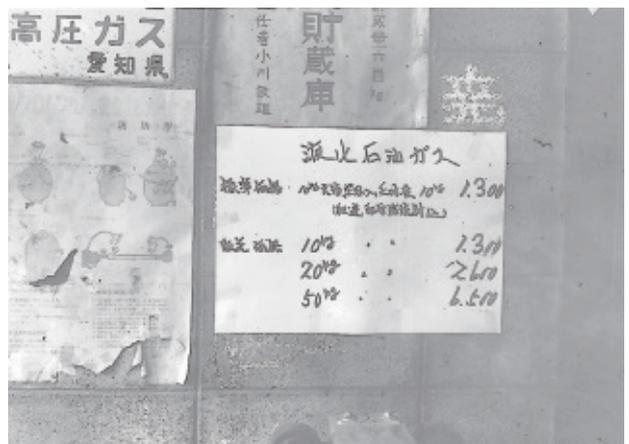
「石油需給適正化法」は、石油消費の節減、石油配分の適正化、石油価格の安定化を目的として、石油の割り当て及び配給の実施、小売価格の最高価格の決定などの措置を定めたもので、石油精製業などの供給側と大口需要家にそれぞれ生産販売計画と購入節減計画を提出させ、必要な場合には計画変更を勧告することができ、さらに違反者には罰則措置をとることができた。

一方「国民生活安定緊急措置法」は、政府が値上がりの激しい品目を指定して標準価格を設定し、その価格を上回って取引されるときは引き下げを勧告すること、コスト上昇などのためにやむを得ず標準価格を値上げする時は事前に政府の承認を得ること、物価が著しく高騰する恐れがあるときは政令で期限を限って価格を凍結するか最高価格を指定することなどの具体的な方策を定めたものだった。

これを受け通産省は1974年1月14日、家庭用LPガスの標準価格を10kg当たり1,300円(北海道は1,500円)に、灯油18ℓ当たり380円に定



各官庁でも省エネが実施された



1974年に始まったLPガス標準価格は1976年まで続いた

めると共に、メーカー価格、卸売価格については「指導価格制」とした。こうして、LPガス価格は政府によって一時的に統制されることとなった。

■標準価格を巡る混乱

LPガスの標準価格については、業界の内外から批判が上がった。日協は1974年6月に「メジャー各社の4月以降の60%もの大幅値上げに対し、国内販売価格をこれ以上凍結し続けるなら安定供給に責任をもてない」として、資源エネルギー庁長官、経済企画庁長官らに要請文を提出した他、また11月には、輸入LPガスのFOB価格の値上がりを理由に、指導価格の改定ないし撤廃を求めて陳情活動を開始するなど、指導価格制に対する反対の姿勢を明確にした。

また小売事業者からは、標準価格が安すぎること、標準価格にメーターの貸付料が含まれること等に対し様々な批判があったが、特に大きな問題となったのは産気率であった。通産省が標準価格設定時に提示したものが理論産気率のみで、具体的な数値の算定は各地方自治体に委ねたことから、業界がそれまで用いていた産気率との間に齟齬が生じ、大きな混乱をもたらしたのである。そこで通産省は、1974年8月の標準価格改定(1,300円→1,500円)にあたって、資源エネルギー庁長官の諮問機関として「液化石油ガス産気率問題委員会」を設置し検討を行い、全国を4ブロックに分けてそれぞれの地区ごとに産気率を設定することを決定、これにより事態は一定の収束を見ることになった。

この後、パニックの鎮静化に伴い、1975年9月に指導価格制が撤廃、また翌1976年5月1日は標準価格が撤廃され、同時に買占め防止法の指定品目からも解除された。それを受け、元売、卸売、小売販売事業者は一斉に値上げを実施し、適正な価格水準に向けた調整がなされることとなった。



産気率問題を報じる地方紙

◆一般消費者等に販売されるLPガスのブロック別基準産気率表 (単位: m³/10kg)

ブロック名	基準産気率	ブロックに所属する都道府県
第1	4.69	北海道・青森・岩手・秋田
第2	4.78	宮城・山形・福島・新潟・富山・石川
第3	4.82	第1・第2を除く都府県
第4	4.80	沖縄

(注)換算算式

$$\text{重量制価格} \div \text{基準産気率} \times 5 = \text{メーター制価格}$$
 (円/10kg) (m³/10kg) (円/5m³)

3-3 LPガス備蓄の推進

■LPガス備蓄検討の背景

1979年1月16日に発生したイランの政変をきっかけとして、OPECは再びメジャーに対し石油の供給削減を実施、第二次オイルショックが発生した。これにより年初は120ドル/トン程度だった原油FOB価格は、年末には倍の240ドル/トンにまで高騰した。さらに省エネ・代エネ政策の推進やLNGへの転換も相まって、LPガスの需要は1980年に歴史上はじめてのマイナス成長を記録した。こうした状況の中、LPガスの安定的な供給体制を確立するための方策の一つとして、低温貯槽によるLPガス備蓄の検討が開始された。

■日協の対応

1977年11月、資源エネルギー庁は「LPガス輸入基地建設推進委員会」の第一回会合を開き本格的な検討を開始、翌年1月には、日協に対し1980年度末までに100万トンの低温タンクを建設するよう要請した。そして1979年11月、石油審議会LPガス分科会は1981年当初に輸入量の10日分、以後毎年5日分積み増しを行い、1989年当初までに50日分を備蓄するという答申が提示された。

これに対し日協では、1977年10月に資源エネルギー庁の参加を得て、「LPガスタンク建設促進研究会」を設置して本格的な検討を開始、また同年12月には低温タンクの耐久性に関する調査研究報告書を取りまとめるなどの対応を図った。

1980年2月には、「生産輸入コストの上昇や需要減少により経営環境が悪化している状況下において、タンク建設には政府の十分な支援と助成がなければ実現は不可能」として、基地建設用地確保のための援助、備蓄及び供給に係る助成、国家備蓄の実

施などを骨子とする要望書を取りまとめ、自民党LPG議員連盟に提出した。

■石油備蓄法改正

そして1981年4月24日、石油備蓄法改正案が国会で成立、7月1日より施行された。LPガスの備蓄日数は石油備蓄との整合性を考慮し、1981年度の15日分から毎年5日分を積み増して、1988年度末に50日分の備蓄達成を目標とした。

また、業界が懸念した政府助成については、備蓄用LPガス購入費用に対する融資（融資比率90%）と利子補給（3%）、備蓄基地建設費用に対する融資（融資比率70%）と利子補給（2%）、また税制上の優遇措置として5年間の割増償却（36%）と3年間の固定資産税軽減（1/3）が措置された。その後、備蓄の積み増しは順調に進み、予定通り1989年3月末に民間備蓄50日分の目標を達成した。



1987年4月に操業を開始した大分共同備蓄基地

3-4 保安規制の強化

■「高圧ガス保安体制の在り方」答申

1964年1月に高圧ガス取締法が改正された後も、大阪府茨木市の充填所内でのタンク爆発事故や、兵庫県西宮市で発生したタンクローリーの横転事故など、大きな事故が相次いで発生した。

こうした状況を受け、1973年2月、通商産業大臣より高圧ガス及び火薬類保安審議会に「今後の高圧ガス保安体制のあり方」について諮問が行われた。同審議会では基本政策分科会、のちにコンビナート保安分科会を設置し、約1年半にわたって検討を行った後、1974年7月に答申された。内容は、製造事業所内の保安対策の強化、輸送保安対策の強化、LPガス消費者保安対策強化などの他、コンビナー



1965年に西宮市で発生したLPガスタンクローリー横転事故

ト分科会では、保安距離の飛躍的拡大、設備間距離規制の強化などを含むもので、従来の高圧ガス保安体制のあり方全般を抜本的に見直す指針として注目された。

そして1975年12月、この答申に基づき、石油コンビナート等災害防止法が制定された他、これに関連する高圧ガス取締法の一部改正、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則の一部改正、省令保管基準などの改正が相次ぎ、製造設備に対する保安対策が一段と強化された。

■ガスメーター設置の義務化

1973年2月には、液石法の省令改正が行われ、ガスメーターの設置が義務付けられた。従来の液石法では付帯決議として「メーター化の促進」が謳われてはいたものの明文規定はなく、また販売事業者に対する設置費用の負担も大きかったため普及が進まなかったが、消費者団体からの非常に強い要望により、ついに法制化へと踏み切ることとなった。なお資金調達が困難な零細事業者に対する措置として、リース資金の融資制度も併せて設立された。

こうした努力により、ガスメーターの設置率は順調に増加し、1996年にはほぼ100%を達成した。それに伴い消費者事故件数もピーク時の1/10以下にまで減少するなど、消費者事故の防止に大きな成果を挙げた。

■保安総点検と液石法改正

1977年8月、高圧ガス及び火薬類保安審議会（高保審）消費者保安分科会は、「消費者保安のあり方」について通産大臣に答申した。内容は、LPガス保安における供給事業者、設備工事事業者、消費者など各主体ごとの責任と役割を明確化したもので、保安意識の高揚、第三者被害の救済措置、バルク供給の推進、既存設備の総点検などの多岐にわたる項目



1973年2月施行の省令改正でガスメーターの設置が義務付けられた

について指針を示すものであった。

これを受け、1978年7月から3年間に渡り、LPガス保安総点検事業が実施された。本事業は、すべての家庭用LPガス設備を2年間かけて点検した後、残りの1年で不良設備の改善を図るもので、通産省と業界団体は推進のための組織として「LPガス総点検中央本部」及び「LPガス保安総点検中央委員会」を発足、官民を挙げての一大事業となった。

また同年7月、10年ぶりに液石法が改正された。主な改正点は、LPガス事業者に対する規制強化(責任区分の明確化、周知義務の新設、調査義務の委託)、LPガス設備工事の規制強化(LPガス設備士制度の導入、工事届け出制と配管図面の保管)、LPガス器具などの規制拡充(第一種、第二種器具の区別による技術基準の遵守)で、保安総点検事業と併せ、より一層の消費者保安の向上が図られることになった。



1978年7月から3年間実施されたLPガス保安総点検事業

第4章

輸入ソースの分散化と新しい需要開発

1982年～1992年(昭和57年～平成4年)

4-1 苦境に立たされる輸入各社

■トリガー方式の導入

1980年に入ってから、OPEC等産油国側の攻勢により石油価格は依然として高止まりが続いていた。そのような中、LPガスでも国際的な価格主導権を握ろうとしたペトロミン(サウジアラビア石油鉱物資源公社)は1982年9月、新たにトリガー方式の導入を公表した。この方式は、買い手側による段階的な契約終了を、LPガスの政府公示価格がアラビアンライト原油との熱量等価で一定の割合(1983年85%から1年ごとに2%ずつ引き上げ)を超えた場合のみに限定する、という条項を含んでおり、産ガス国側にとって極めて有利な方式であった。

さらにペトロミンは1983年2月、OPECの原油減産と価格の引き上げを受け、供給量の大幅削減(契約量に対し3月は100%カット、4月50%カット)を通告してきた。これへの対応として日本の輸入各社は、アメリカ、北海などからのスポット輸入により当面の供給は確保したものの、他の燃料に代替が可能な産業用ユーザーへの供給カットは実施せざるを得ない状況となった。

またスポット市況の高騰によりペトロミンのFOB価格が値上げされ、LPガスは他の競合燃料に比べて独歩高になった。この結果、第一次オイルショック以後わずかながらも成長を続けていたLPガスの需要量は、1984年に史上2度目のマイナス成長を記録した。



1986年には湯浅会長(右)がペトロミンのタヘル総裁を訪問

■LNG拡大への反対活動

このような厳しい状況に対し、日協では政策面での対応として、競合燃料であるLNGとの制度的な格差の是正に取り組んだ。先の供給カットにより需要が減少した産業用分野は代替であるLNGへの転換が進み、LPガスの市場価格が比較的価格が落ち着いた後も、再度ユーザーを引き戻すことが困難になっていたためである。

日協は1984年7月、会長及び副会長が資源エネルギー庁を訪れ、LNG供給に対する行政の公平化、LPガス諸税の減免などを強く要望した。また翌月には日連、全国エルピーガス卸売協会(全卸協)、全スタ協と共同で、LNGの広域供給に対し断固反対する旨の意見書を資源エネルギー庁長官宛てに提出した。さらにその翌年には会員14社を対象にLNGへの転換状況調査を実施、LNGとの助成制度の比較など今後の提言に資する資料整備を行い、都市ガス事業者との公平な競争環境の実現を訴えた。

■石油税と関税に対する活動

1983年、政府はエネルギー対策の財源不足を解消するため、石油税の増税、LPガスとLNGを新たに課税対象とする方針を固めた。これに対し業界は猛烈な反対活動を行ったが、結果的には1984年1月より課税(CIFと関税の合計額の1.2%)されることとなった。

一方で、同年の自民党税制改正大綱の付帯決議において「LPガスに対する関税については、昭和60年度税制改正においてLNGとのバランスも考慮しつつそのあり方を検討する」と記載されたことを受け、業界ではLPガスの関税撤廃に向け積極的な陳情活動を実施した。その結果、LPガスの関税率は1985年1月より順次引き下げられ、1988年4月より無税となり、懸案であった関税の撤廃を実現した。



1981年2月に行われた全国業者大会。
都市ガス優先政策の是正などを決議した

■四日市事故への対応

1986年5月、三重県四日市市の充てん所で大規模な爆発事故が発生した。原因は過充てん容器を横倒しにしてガス抜きを行い、液体で流出したLPガスが静電着火したことによるもので、爆発により貯蔵タンク2基と充てん所施設が全焼、作業員2名が重傷を負った。

これを受け、通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として、高压ガス保安協会（KHK）内に「LPガス製造事業所事故対策検討委員会」が設置され、対応策について検討が行われた。その結果、1987年6月に高压法液化石油ガス保安規則が改正され、防消火設備の基準等、保安面での規制が強化されることとなり、それに対応するための設備改造費用負担が会員各社に重くのしかかることになった。

なお、これと並行する形で日協内においても対応策の検討がなされ、1987年7月に危害予防規程規範及び充てん作業基準案を作成し、直ちにKHK基準として発行された。



貯槽タンクや充てん所施設が全焼した四日市事故

4-2 輸入ソースの分散化の進展

■「液化石油ガス開発可能性委員会」の設置

中東依存度の高さに起因するLPガスの供給及び価格の不安定性を解消するため、資源エネルギー庁は「液化石油ガス開発可能性調査事業」を日協に委託した。これを受けて日協では、「液化石油ガス開発可能性委員会」を設置して海外調査団を編成し、1984年から1992年の8年間に渡り、全世界の主な輸出国・消費国の動向について調査を実施した。

その成果として、1985年6月にマレーシア産のLPガス約21万トン／年が初めてわが国に輸入された。また7月にはアルジェリアからの輸入について検討が開始された。



1986年7月、インドネシア産LPG輸入契約調印

■インドネシア産LPガスの輸入

1985年8月、日本の輸入業者8社はインドネシアの国営石油会社プルトミナとLPガス輸入に向けた協議を開始、翌年7月に7社が正式な調印へところぎつめた。そして1988年8月、同国アルー産のLPガスが日本石油ガス（現ENEOSグローブ）堺基地に到着した。この年のインドネシアからの輸入量は約230万トン、全輸入量の17.7%に達し、輸入ソースの多角化に大きな成果をもたらした。このほかにもマレーシアやオーストラリアなどの新規ソースからの輸入も順調に推移した結果、この年の中東依存度は約70%にまで低下した。

4-3 新しい需要開発

■LPG車ライン生産開始

一方、伸び悩む需要に対しては、新たな試みも出始めた。1982年8月、それまでタクシー用だけであったLPG車のライン生産車に、新たに乗用車、トラックが追加された。乗用車ではトヨタカローラバン1300やニッサンスカイライン、またトラックではトヨタダイナやトヨエースなど、合計15種70タイプが出揃い、業界関係者の大きな期待を受けた。

■GHPの実用化

政府による夏場の電力ピークカット政策の一環として、大手都市ガス3社とメーカーによって小型ガス冷房機器の研究開発が進められる中、1986年にはガスエンジン・ヒートポンプ（GHP）がフィールドテストの段階に入り、LPガス業界に対しても技術移転が行われた。従来のガス冷房は産業用、大型業務用の比較的输出の大きいものに限られていたが、技術革新により小型業務用及び家庭用に適した



インドネシア産LPG輸入第一船となった「バインクイーン号」の進水式



ライン生産されたLPG軽トラック



1987年から本格発売されたGHP。各地で技術研修が開かれた

小型ガス冷房機器として GHP が実用化された。

1986年12月、LPガス業界でのGHP普及促進を図るため「GHPコンソーシアム」が設立された。生産輸入会社や有力ディーラー、GHPメーカーなど100社が参画し、都市ガス、LPガスの共同体制によるガス空調需要開拓が開始された。

■コージェネレーションシステムの研究開発

1987年8月、日協は資源エネルギー庁より「石油ガス利用コージェネレーション機器の開発」事業を受託した。これを受け、協会内に「石油ガスコージェネレーション委員会」を設置、翌年12月には京都府大山崎町にあるヤンマーディーゼルの工場に予備実験用エンジンを設置し、本格的な研究開発に着手した。

なお、その後同事業は、新規技術の開発、LPガス産業振興の発展、業界の活性化等を目的として1989年7月に設立されたエルピーガス振興センターへ移管された。

4-4 湾岸戦争への対応と 国家備蓄の推進

■湾岸戦争の勃発

1990年8月、イラク軍は突如としてクウェートに侵攻してこれを制圧、イラクの19番目の州として併合したことを宣言した。この湾岸危機により、原油価格は一気に11ドル/bbl高騰、またLPガスのFOB価格も7月90.46ドル/トンから11月には239.59ドル/トン(プロパン)へと跳ね上がった。戦争の激化による供給不安を懸念した日協では同年10月、有事における対応を段階的に示した「LPガス備蓄の緊急時取り崩しについての考え方」を資源エネルギー庁に提出し、早々に対応を図った。

1991年1月16日、多国籍軍がイラクへの攻撃



多国籍軍のイラク攻撃を伝える一般紙



イラク・クウェートからのLPガス禁輸を伝える業界紙

を開始、湾岸戦争が勃発した。戦局は多国籍軍が圧倒的な軍事力でイラク軍を殲滅し、イラクは2月28日に国連決議を受諾、開戦後約1カ月半の短期間で事実上の停戦となった。

■タンカー問題への対応

戦争勃発直後、日本船主協会および船主団体外交労務協会は、戦闘海域付近を通過するタンカーの安全確保のため、クウェートに近接するペルシャ湾東経52度、北緯27度30分以下の海域への日本船籍タンカーの入港停止を決定した。この海域には重要な積出港の一つであるラスタヌラ港が含まれており、入港停止によってLPガスの供給に大きな支障をきたす可能性がでてきたことを受け、日協では同協会に対し、ラスタヌラ港への入港を要請した。結果的にこの要請は受け入れられ、1991年1月31日より禁航海域へのLPガスタンカーの就航及びラ

スタヌラ港への入港が再開された。

こうした努力により、LPガス供給に対する湾岸戦争の影響は最小限に留められ、オイルショックのようなパニックには至ることはなかった。

■国家備蓄の実施に向けて

湾岸戦争終結後、さらに不安定化する中東の政治状況を踏まえ、通産省は1991年10月、石油及びLPガスの安定供給に悪影響を与える可能性があるとの懸念から、石油審議会石油部会液化石油ガス分科会に対し、国家備蓄を含むLPガス安定供給対策を諮問した。同分科会は翌年6月、LPガスの国家備蓄の創設を提言する報告書を提出、目標備蓄量を2005年までに130万トン、2010年までに150万トン（輸入量の40日分）とすること、立地は民間輸入基地併設としその施設を活用すること、などの基本方針が定められた。

後20年史 (1993年～2013年)

I. ガス体エネルギーとしての位置付けを目指して —エネルギー政策の展開—

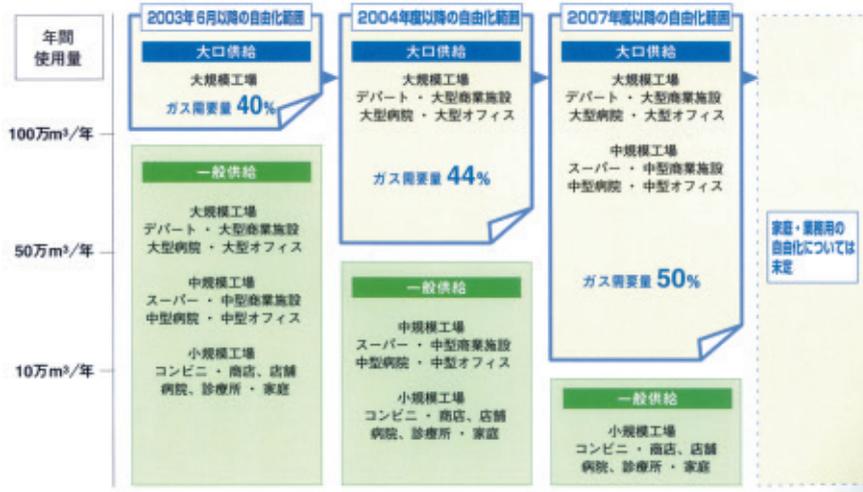
1. ガス事業法と電気事業法の改正

■第一次改正

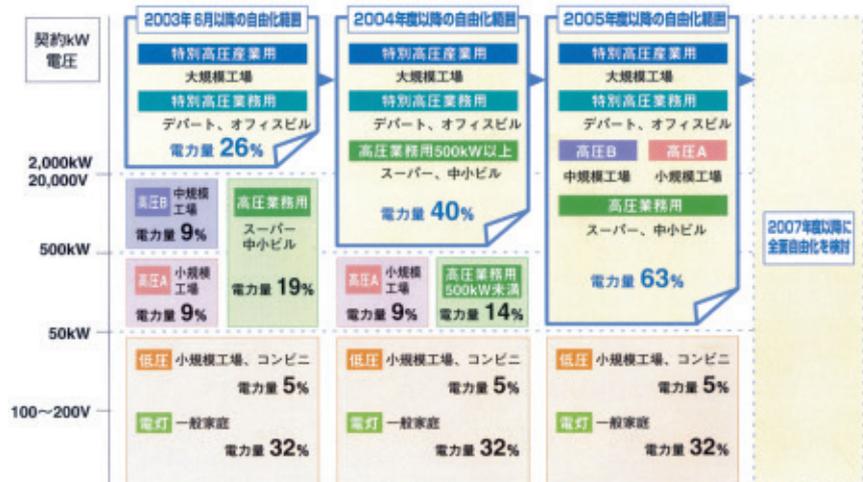
1990年代に入ると規制緩和の流れが進む中、エネルギー市場へも競争原理導入が提言され、1994年以降3度の法改正を経てガス・電力市場の自由化が進展した。

都市ガス市場は、1994年のガス事業法改正で年間使用量200万m³以上の大口市場が自由化され、1999年には100万m³以上まで拡大されることとなった。電力市場は1995年の電気事業法改正で、発電市場への新規参入が促進され、独立系電力発電事業者（IPP）の参入が可能となった。また1999年の改正では電力2,000万kW以上の大口需要家の規制緩和が行われた。

都市ガス自由化のスケジュール



電力自由化のスケジュール



■第二次改正

2003年6月のガス事業法・電気事業法改正では、市場の自由化へ向けたスケジュールが具体化した。都市ガス市場は年間使用量100万 m^3 以上から2004年度には50万 m^3 以上、2007年度には需要量の50%に当たる10万 m^3 以上まで自由化が拡大されることになった。電力市場は契約電力2,000万kW以上から2004年度には500kW以上、2005年度には50kW以上にまで拡大され、2007年度には全面自由化が検討されることとなった。これによりエネルギー間の競争がさらに激化していった。

■日協の対応

これに対して日協では、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス政策小委員会に忍足文雄会長(1993年・第一次改正)、河合正人会長(1998年・第二次改正)、中原晟介会長(2002年・第三次改正)が委員として出席し、規制緩和による消費者利益の保護・増進の観点から「自由化領域(大口需要向け)と非自由化部分(小規模需要向け)の区分経理の徹底」「需要家選択肢の拡大と原料選択の多様化」等、都市ガス事業を含む他のエネルギーとの公平な競争環境の実現に向けた要望を行った。

2. エネルギー基本計画とガス体エネルギーとしての位置付け

■総合エネルギー調査会需給部会での位置付け

1994年、日本LPガス団体協議会(日団協)ではLPガス事故撲滅に続く業界の課題について検討を始め、1995年9月27日に「LPガス産業政策への提言―整合性のあるガス体エネルギー政策を―」を取りまとめ、LPガス産業の政策的位置付け向上を目指し、ガス体エネルギーとしての位置付け獲得に向けて活動を開始した。その結果1998年6月11日、総合エネルギー調査会需給部会の中間報告において「LPGは環境負荷が相対的に小さく、化石エネルギーの中ではLNGと共にクリーンエネルギーとして位置付けられる」と明記され、ガス体エネルギーとしての第一歩を踏み出すことになった。



総合資源エネルギー調査会

■エネルギー基本計画の策定とLPガスの位置付け

2002年6月7日、「安定供給の確保」「環境への適合」「市場原理の活用」等を基本理念として掲げた「エネルギー政策基本法」が成立した。これに基づき、2003年4月に総合資源エネルギー調査会に基本計画部会が新設され、「エネルギー基本計画」に関する審議を開始、同年10月にエネルギー基本計画が策定された。なお部会には日協から中原晟介会長が委員として出席し、業界側の要望を訴えた。

その結果、エネルギー政策上これまで石油製品の一部として扱われてきたLPガスは、同計画において「天然ガスとともにガス体エネルギーとして一体的にとらえる」と明記され、ガス体エネルギーとしての明確な位置付けを獲得するに至った。



基本計画部会

■エネルギー基本計画の改定

政府は2007年3月、2003年に策定されたエネルギー基本計画を改定（第一次改定）し、従来よりさらにエネルギー安定供給の重要性を強調する方向性を示した。

安定供給重視の観点からLPガスに関する記述も変更された。LPガス国家備蓄基地の一部竣工を受けて、旧計画の「適正な備蓄水準を確保する」という記述に加え、「備蓄制度の更なる機能強化など緊急時対応策の充実を図る」という文言が盛り込まれた。

LPガスを天然ガスと同じガス体エネルギーとする位置付けは変わらず、LPガスが一次エネルギーの約3%を供給（生産分も合わせると約4%）していることが明記された。また、分散型エネルギーの災害対応能力を記す箇所では、従来の「災害時における安定供給の確保に資する」に加えて、「拠点供給型（分散型）としての特長を活かし、災害時における初期対応に適し」という文言でLPガスの特性が具体的に明記された。

2010年6月には第二次改定が行われ、産業部門における高効率設備設置によるガスへの燃料転換、コージェネレーションの利用、次世代型ヒートポンプシステムの開発・導入の促進の他、家庭における高効率給湯器の普及目標（今後3年で2倍の200万台程度、5年で3倍の300万台程度）等が明記された。

■エネルギー政策の抜本的見直し

2011年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、政府はエネ

ルギー政策の抜本的な見直しを行うべく、閣僚レベルからなる「エネルギー・環境会議」をはじめとして、「エネルギー政策に関する有識者会議」、「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会」を矢継ぎ早に立ち上げ、議論を開始した。

その議論の中心を担った基本問題委員会は、全33回に渡って集中的に会合を行い、第25回会合(2012年5月28日)では、原子力発電の構成比別に5つの選択肢からなる「エネルギーミックスの選択肢」の提示にまで至ったが、2012年12月の衆議院解散により、エネルギー政策の明確な方向性が示されないまま政権交代がなされることとなった。

この中でLPガスの位置付けについては、第31回(2012年8月23日)の会合で示された、エネルギー基本計画の骨子につながる「エネルギーに関する今後の重点施策(案)」において、「電力に比べて極めて容易にストックすることが可能であり、災害時のエネルギー供給に重要な役割を果たす石油製品・LPガスの安定供給体制の構築」、「可搬性に優れ、劣化しないことから備蓄(軒下在庫)も容易なLPガスの有効利用を促進」、「米国からのLPガスの調達を含め、供給源の多様化を進める」等、より具体的に記載された。

3. LPガス料金問題検討委員会

「LPガス料金問題検討委員会」(委員長=石井晴夫・作新学院大学大学院経営学研究科教授)が2000年2月に発足し、LPガスの料金透明化と取引の適正化に向けたLPガス事業者の取り組みの推進、LPガス料金に対する消費者理解の促進を目的に検討を重ねた。検討会では、①一般家庭用に小売販売されるLPガスの料金のあり方についての基本的考え方の整理、②LPガス料金をめぐり指摘がなされる個別論点についての分析、③料金透明化に向け取り組むべき課題について議論を行い、7月に最終報告を取りまとめた。

4. LPガス供給問題研究会中間報告

「LPガス供給問題研究会」(委員長=十市勉・日本エネルギー経済研究所常務理事)は、2000年7月に資源エネルギー庁石油流通課液石油ガス産業室室長の私的諮問機関として設置され、LPガスの供給安定性とセキュリティ向上へ向けた課題について議論が行われた。日協からは河合正人会長が委員として出席した。

2001年2月には中間報告が取りまとめられ、①LPガス輸入価格の低廉化、②緊急時の発生リスクとその影響度を減少させる、の2点をポイントに、①LPガス開発プロジェクトへの関与、②供給地の多様化、③備蓄のあり方、④調達方法の見直しによるアジア市場の透明化・流動化、⑤国内市場の整備、⑥LPガスの補完としてのDME(ジメチルエーテル)の6項目の行動計画を提言した。

これを受け日協では、自主開発及び供給ソースの多様化に関する検討を行うため、LPガス新規・増産プロジェクトの精査を海外調査機関(パービン&ガーツ社)に委託し、今後のプロジェクト稼働計画について調査を実施した。

また同研究会は、2005年10月から2006年3月まで再度設置され（委員長：橋川武郎東京大学教授）、L P ガスの輸入元売を巡る諸問題について、最近の動向を把握・分析するとともに、安定供給の確保等の施策のために必要な政策課題等について検討を行った。

5. 地球温暖化対策の推進

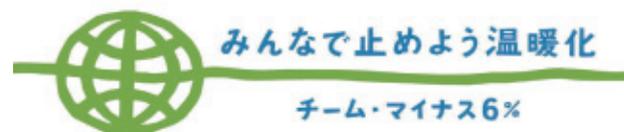
■地球温暖化対策推進法の制定

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において京都議定書が採択されたことを受け、1998年10月、地球温暖化対策の枠組みを定めた法律として「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が成立した。これにより、日本に課せられた温室効果ガス削減目標を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割が明確に規定された。

2005年2月の京都議定書発効を受け、政府の地球温暖化対策推進本部は4月に「京都議定書目標達成計画」を策定した。最大限の対策をした場合のさらなる削減量の不足分について、他国の温室効果ガス削減量を自国の削減量達成に算入できる「京都メカニズム」（共同実施、クリーン開発メカニズム（CDM）、国際排出量取引）の活用などを決めた。また、この計画の中で地球温暖化対策の普及啓発を目的としたプロジェクト「チーム・マイナス6%」が立ち上げられ、日協及び日団協もこれに参画した。



COP3



■石油石炭税の増税

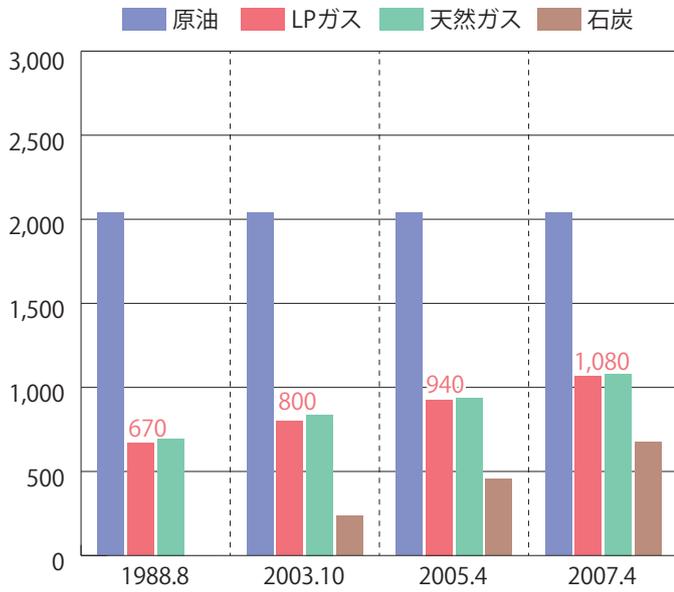
深刻化する環境問題への関心の高まりを背景に、エネルギー使用におけるCO₂排出抑制等を目的として、2003年度税制改正において税率の引き上げや石炭への課税などを含む石油税の抜本的な見直しが実施され、名称が「石油石炭税」へと変更された。これによりL P ガスの税率は670円／トンから段階的に引き上げられ、2003年10月から800円／トン、2005年4月からは940円／トン、2007年4月からは1,080円／トンとなった。

また、2012年10月1日からは石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が設けられ、CO₂の排出量に応じた税額が段階的に上乘せされた。これによりL P ガスの石油石炭税率は1,080円／トンか

ら段階的に増税され、2012年10月から1,340円/トン、2014年4月から1,600円/トン、2016年4月からは1,860円/トンに引き上げられることとなった。

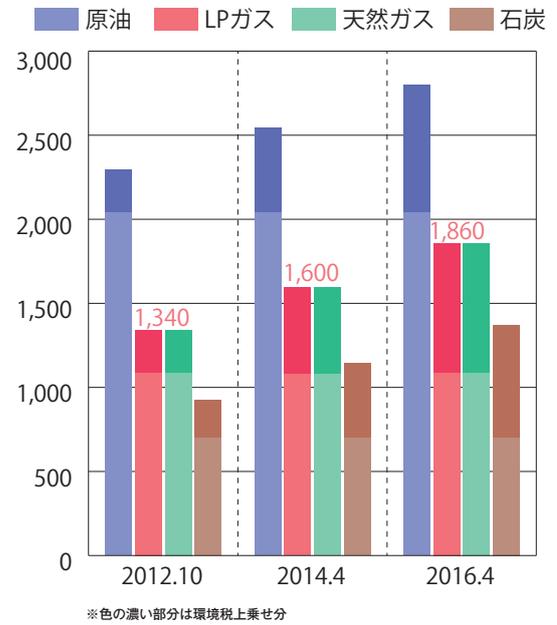
石油・石炭税の税率

税率:原油は[円/キロリットル] それ以外は[円/トン]



地球温暖化対策のための課税特例(環境税)

税率:原油は[円/キロリットル] それ以外は[円/トン]



Ⅱ. 安定供給体制の確立に向けて — 国家備蓄推進と供給構造の変化 —

1. LPガス国家備蓄の推進

■国備建設の背景

1991年の湾岸戦争後、LPガスの安定供給体制強化が喫緊の課題となり、LPガス国家備蓄体制の整備に関する検討が開始された。そして1992年6月、石油審議会石油分科会液化石油ガス部会で取りまとめられた報告書において、それまでの輸入量50日分の民間備蓄（法定備蓄）に加えて、2010年までに150万トン規模の国家備蓄を実施する方針が答申された。

これを受け通商産業省（現経済産業省）は、1992年10月に備蓄基地建設の適地調査についての基本方針と、調査実施地点の選別条件を決定、さらに各都道府県の意向を確認した上で、翌4月に備蓄基地の立地可能性のある既存民間LPガス輸入基地の隣接地として、青森県青森市、茨城県神栖町、石川県七尾市、岡山県倉敷市、愛媛県波方町、佐賀県唐津市、長崎県福島町の7カ所を候補地として選定し、同地点の概要調査を石油公団に指示した。

■運営会社設立に向けた日協の対応

一方日協では、1996年1月に国家備蓄特別会議及びLPガス国家備蓄特別委員会を設置し、国家備蓄構築に向けての協力体制等について検討を開始した。委員会ではまず国備の運営を行う会社組織への出資会社（9社）、組織体制や各社の出資比率、また隣接基地企業の係り方等について検討を行った。特に出資比率については、安定供給の責任は各社輸入量に応じてその義務を負うべきとする「輸入シェア割り」と、緊急時にスムーズな対応を行うためには、隣接基地企業が責任をもって運転管理をする必要があり、その費用は各隣接基地企業で均等に負担するべきであるとする「基地均等割り」とで意見が分かれたが、結果的には輸入シェア割りとすることで合意した。

これらの検討に基づき、1998年12月17日、石油公団及び会員会社9社等の出資により日本液化石油ガス備蓄株式会社が設立され、本格的な準備段階に入った。また2001年には、国家備蓄用LPガスのガスインの在り方等について検討を行うため、エルピーガス振興センター内に「国家備蓄液化石油ガスのガスインの在り方等に関する検討委員会」が設置され、日協からは委員派遣等によりこれに参画した。

■国備150万トン体制の確立へ

1999年6月に成立した「特殊法人改革基本法」に基づいて進められていた「特殊法人等整理合理化計画」において、石油公団廃止の方針が出されたことに伴い、国家備蓄事業については2004年2月に設置され

た石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に移管された。その後順次着工を開始し、2005年には七尾、福島、神栖の地上3基地が完成、2008年度末にはガスインが完了した。また、工事が遅れていた倉敷と波方の地下2基地も2013年3月に完成し、国家備蓄150万トンの確立に向けて体制の整備が着実に進められた。

【L Pガス国家備蓄建設の推移】

1991年1月17日	多国籍軍がイラクへ大規模空爆開始、湾岸戦争勃発
1991年10月9日	石油審議会石油分科会液化石油ガス部会第一回会合を開催
1992年6月17日	同分科会報告において、国備建設の必要性を提言
1993年6月	石油公団が立地候補7地点の概要調査を開始
1996年1月19日	日協内に国家備蓄特別会議及びL Pガス国家備蓄特別委員会を設置、協力体制等について検討を開始
1998年9月	石油公団、石油ガス国家備蓄基地計画検討委員会を設置
1998年12月17日	日本液化石油ガス備蓄株式会社設立
1999年7月28日	L Pガス国家備蓄特別委員会を解散、新たに備蓄委員会を設置
2004年1月	日本液化石油ガス備蓄株式会社を解散し、事業を石油公団に移行
2004年2月29日	石油公団と金属鉱業事業団が統合、新たに独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）設立
2005年7月	七尾基地稼働開始
2005年10月	福島基地稼働開始
2005年12月	神栖基地稼働開始
2013年3月	倉敷、波方基地稼働開始



七尾基地



福島基地



神栖基地

※写真はJOGMEC提供

2. CP導入と価格の不安定化

■CP制の導入

1994年10月より、サウジアラビアのL Pガス価格決定方式としてCP（コントラクト・プライス）制が採用された。この制度は、毎月3回の入札価格（2004年12月まで）と東京・ロンドン事務所等からの情報をもとに市況を見定め、国営石油会社サウジアラムコが独自に価格を決定する方式である。

それまでのSP（サマレック・プライス）制は1992年に導入され、原油価格リンクをベースに入札によるスポット市況を加味した価格方式だったが、スポット入札の参入がわずかとなり、原油価格の低迷もあってL Pガスの価値を十分反映できなかつたとして、サウジアラビアは独自に適正と判断する価格を決定し通知するCP制への移行を決めた。

■原油高騰とCPの上昇

2000年代に入ると中国・インドをはじめとした新興国の経済成長が一段と加速し、それに伴ってエネルギー需要も増加した。2003年にはイラク戦争が勃発し、地政学的リスクも高まった。2003年平均で30

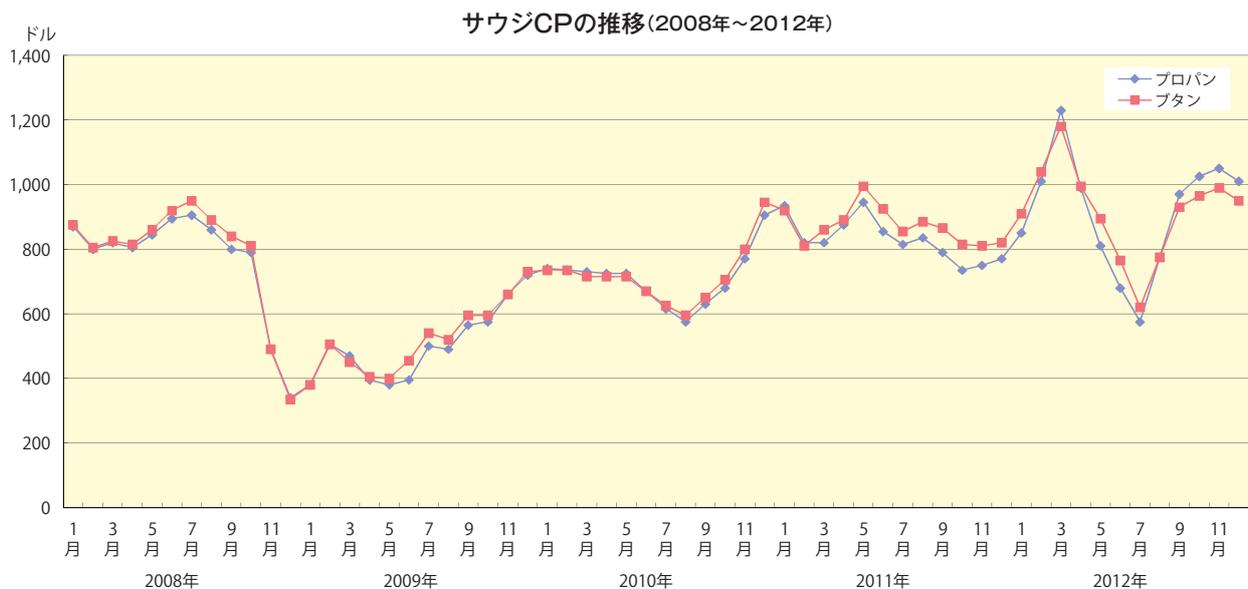
ドル前後だった原油価格（WTI）は、2008年に100ドルを突破、夏場には一時140ドルを超える水準にまで達した。

それと並行して、2003年平均でP299ドル・B225ドルだったLPガス価格（CP）は、2008年には年平均でP768ドル・B785ドルに上昇した。一方、AL比（アラビアンライト熱量等価比）では2003年に130%前後と割高だったCPは、2008年にはほぼ100%となり原油（アラビアンライト）熱量等価相当のレベルになった。

■不安定化するCP

2008年は価格乱高下の激しい1年であった。秋のリーマン・ショックによる世界経済の低迷で夏場に100ドルを超える水準だった原油価格も一転急落、年末には40ドル台に下落した。一方、7月に900ドルを超えたCPも12月には300ドル台にまで急落した。

2009年以降は世界経済の回復に伴って再び原油・LPガス価格は上昇基調となった。2011年にはリビアなど中東諸国の情勢不安による供給懸念を背景に、原油価格は再び100ドルを超え、欧州の財政不安による世界景気の減速懸念はあったものの、概ね80～100ドル前後の高値圏で推移した。CPも2010年平均でP708ドル・B717ドル、2011年平均でP829ドル・B871ドルと上昇した。2012年に入ると極東の厳冬と低在庫、原油市況の続騰、投機的取引などを背景に、3月にP1,230ドル、B1,180ドルの史上最高値を記録。2012年上期平均ではP928ドル・B964ドルと高値水準での推移が続いており、CPは原油価格と同様、2003年からの10年間で約3倍に高騰した。



3. HNS条約批准へ向けて

■HNS条約と問題の背景

HNS (Hazardous and Noxious Substance) 条約(「危険物質及び有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任並びに賠償及び補償に関する国際条約」)は、各化学物質・石油類・LNG・LPガスなどの海上輸送に伴う事故がもたらす損害の被害者に対し、適正・迅速かつ効果的な賠償・補償を行うことを目的として、2010年4月の国際海事機関(IMO)外交会議で採択された。

条約の当初原案では、全ての対象物質を含む一会計制度が採用されていたが、石油業界とLNG業界が、相対的に危険度が高い化学物質の事故についても負担を負うことに反対したため、それらの業界については独立会計が認められた。そこでLPガス業界も同様に独立会計を主張したが、一般会計で大口の抛出業界であるLPガス業界が抜けると化学品業界に過大な負担がかかること、またLPガス業界は石油やLNGのように世界的に確立された組織がないことを理由に、欧州各国から反対を受けた。



IMO会議

■独立会計の実現

全世界のLPガス海上輸送量の約1/3を占める日本はこの問題を重要視し、独立会計の実現に向けた対応策の検討を開始した。その中で、政府から世界的な業界組織の整備確立を強く求められた日協は、世界LPガス協会(WLPGA)のIndustry Councilへの参加を通じ、各国のLPガス業界に働きかけを行った。またそれと並行して、国際部会の委員が欧米諸国の法務省・運輸省を訪問し活発なロビー活動を行った結果、1996年5月のIMO外交会議においてLPガスの独立会計が認められることになった。

その後、LPガス業界としてIMO外交会議における発言ポジションを確保するため、HNS基金の管理主体である国際油濁補償基金(IOPCF)のオブザーバーステータスを得ようWLPGAとIMOに働きかけを行ったが、日本側の要望は通らなかった。そこで日協では、WLPGAの活動に積極的に貢献しながらHNSの重要性を説き続け、地道な働きかけを継続的に行った。その結果、2009年のIMO外交会議においてWLPGAはIOPCFのオブザーバーとして承認され、確固たる地位を獲得するに至った。

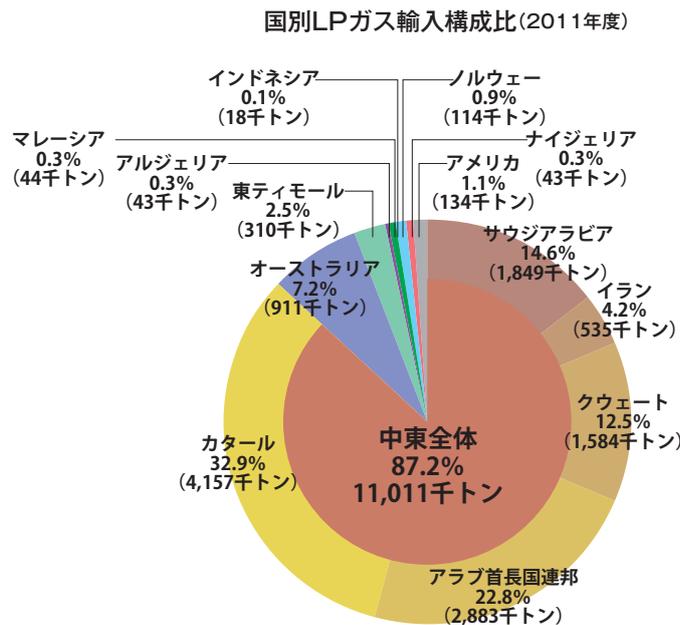
なお、この地位については3年ごとに見直しが見込まれることになっており、2012年10月の総会ではその地位の2015年10月までの継続が認められた。そして現在、条約発効に向けた準備が進められている。

4. LNG随伴生産の増加による供給構造の変化

■カタールが輸入先トップに.....

中東産ガス国のカタールでは、豊富な天然ガス埋蔵量を背景にLNG増産プロジェクトが稼働し、リーマン・ショック後の2009年から本格化、これに伴いLNG随伴によるLPガス生産が拡大した。

カタールからの輸入量は2008年度2,815千トン、2009年度2,773千トンと推移し、翌2010年度には3,286千トンと大幅に増加した。2009年度の国別輸入量では、それまで3位のカタールがサウジアラビアを抜いて初めてトップとなり、中東産ガス国の勢力図が変化した。一方、サウジアラビアからの輸入量は、サウジアラビア国内の石化原料用需要の増加等により、2008年度3,678千トンから2009年度2,662千トンまで減少した。



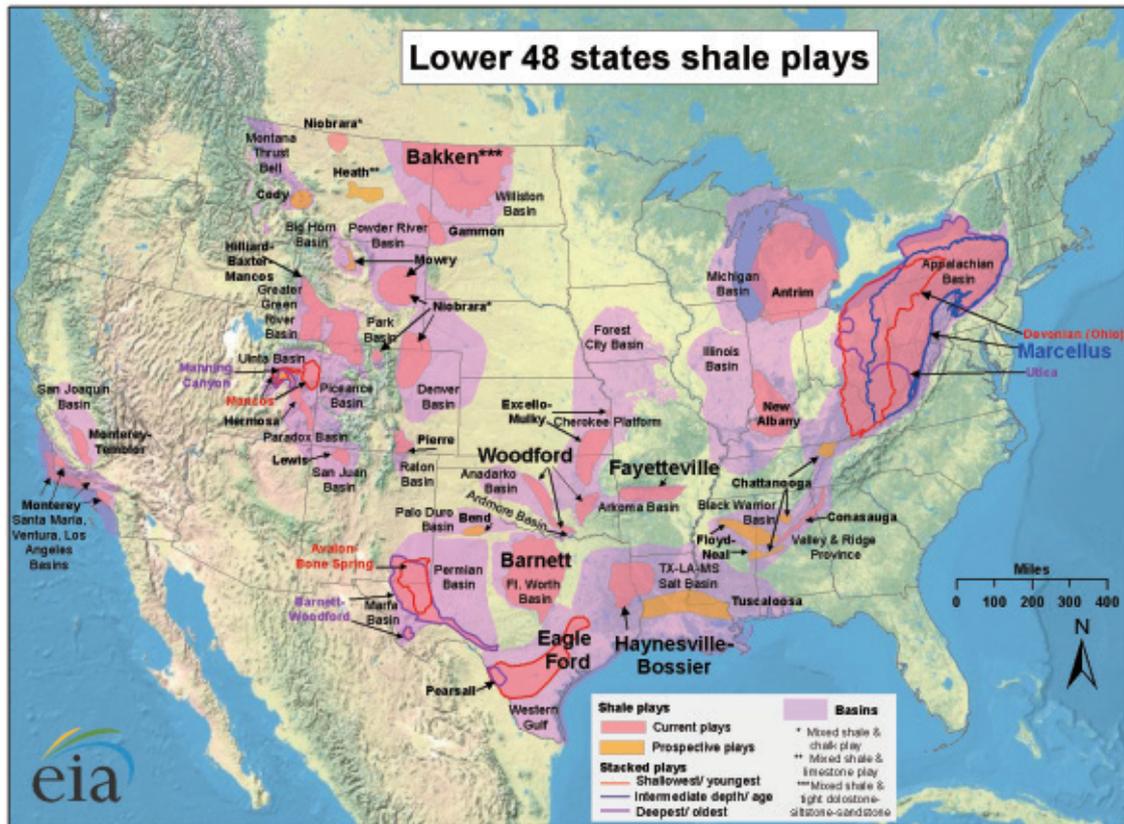
■米国シェールガスへの期待.....

米国ではシェールガス・オイルといった非在来型エネルギーの開発が進み、世界のエネルギー供給国としての存在感を増している。開発に伴いシェール由来のLPガスも増産されており、エンタープライズ社・タルガ社の2社がLPガス輸出へ向けたインフラ整備を進めている。2015年にはパナマ運河の拡張工事が完了し、北米からアジアへの海上輸送時間が大幅に短縮されれば中東と同等になる。日本の



エンタープライズ社(テキサス州)

米国のシェールガス分布図



Source: Energy Information Administration based on data from various published studies.
Updated: May 9, 2011

出所: EIA (米国エネルギー情報局) 資料

輸入元売会社も北米からのLPガス調達に向け、2012年にはアストモスエネルギーとENEOS グローブがエンタープライズ社との購入契約を締結した。現地価格指標montbelview (MB) のFOBも価格的な魅力を持っており、LPガス輸入の大半を中東に依存する日本にとって輸入ソース多角化によるリスクヘッジ、CPへの牽制材料となる可能性も期待されている。

Ⅲ. 「災害に強いLPガス」の実証 —震災と新たなリスクへの対応—

1. 阪神・淡路大震災

1995年1月17日午前5時46分、阪神・淡路大震災が発生し兵庫県南部の神戸市とその周辺、淡路島などを中心に大きな被害をもたらした。マグニチュード7.3の直下型地震で、神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市・北淡町・一宮町・津名町で最大震度7を記録。死者は発生当時で戦後最大となる6,434名、行方不明者3名、負傷者は43,792名にのぼった。住家被害も全壊・一部損壊を合わせて約46万世帯に及び、その他火災被害、道路・橋梁の倒壊などのほか、ライフラインの寸断も住民生活に大きな影響を与えた。ピーク時には停電約260万戸、都市ガス供給停止約86万戸、水道の断水約129万戸、電話不通は30万回線を超えた。

都市ガスの復旧作業が長引く中、LPガスは震災から約2週間後の1月末には消費設備の安全点検を完了し、いち早く復旧を果たした。震災後建設された仮設住宅にはLPガス設備が設置され、被災者の生活を支えた。



震災で倒壊した阪神高速道路



仮設住宅にLPガス容器を設置

2. 新潟中越地震と相互支援協定の締結

■新潟県中越地震

2004年10月23日午後5時56分、新潟県中越地方を震源とした直下型地震の新潟県中越地震が発生した。地震の規模を示すマグニチュードは6.8で、新潟県川口町で最大震度7を記録した。死者68名、負傷

者 4,805 名の被害が出たほか避難者は 10 万人を超え、住宅の全半壊も約 17,000 戸にのぼった。山崩れや土砂崩れにより鉄道や道路が寸断され、復旧作業を困難にした。一時約 56,800 世帯で都市ガス供給が停止し、電気・水道などライフラインにも甚大な被害を及ぼした。

この震災により、被災地域の L P ガス出荷基地（一次基地 4 カ所・二次基地 3 カ所）のうち 1 カ所で設備への被害があったが、その他の基地の設備には被害がなく、点検後即時に出荷を再開した。

また家庭用部門では一部で容器の転倒があったものの、マイコンメータなど安全器具の作動で二次災害も無く、安全点検も迅速に完了した。新潟県エルピーガス協会と全国エルピーガス卸売協会新潟県支部は、被災した L P ガス世帯約 8 万戸について、震災から 20 日後の 11 月 11 日に復旧完了宣言を発表した。

なお日団協では、新潟県エルピーガス協会に対し避難所供給設備と容器庫費用として 500 万円を拠出するなど、総額 1,000 万円の被災地支援を実施した。



屋外での炊き出しに小型容器を役立った



転倒した容器を起し点検するLPガス事業者

■相互支援協定の締結

日協は新潟中越地震を受け、自然災害及び人為的災害時における L P ガス安定供給体制確保のための対応として、2005 年 11 月 1 日に「災害対策本部の設置規則」を制定、併せて同年 12 月 28 日に「災害時における L P ガス供給に関する相互支援協定書」を会員 20 社（当時）間で締結した。

この協定では、災害によって供給不安が発生する恐れがある場合、会員間相互の支援体制を迅速に構築することを目的として、全国を北海道から沖縄まで 9 地域に区分し、地域ごとに支援会員を特定した上で、支援を行う会員は被災基地に代わって L P ガスの受入・出荷を行うこと等を定めた。

■新潟県中越沖地震

2007 年 7 月 16 日午前 10 時 13 分、新潟県上中越沖を震源としたマグニチュード 6.8 の大規模地震、新潟県中越沖地震が発生した。新潟県柏崎市、長岡市、刈羽村、長野県飯綱町で震度 6 強を記録し、中越地方は 3 年前の新潟県中越地震につづく大規模地震に襲われた。新潟・長野両県で 6 万戸以上が断水したほか、約 56,000 戸が停電となった。東京電力柏崎刈羽原子力発電所では 3 号機で変圧器火災が発生するなど稼働を全面停止した。

この震災により、被災地域のLPガス出荷基地（一次基地4カ所・二次基地2カ所）のうち1カ所で一時的に稼働停止となったが、18日には出荷を再開した。その他の基地設備には被害はなく、供給面での支障は特に発生しなかった。

柏崎市では34,000戸で都市ガス供給がストップし、8月12日までに供給エリアの9割で復旧したものの全面復旧は8月27日にまでずれ込んだ。一方、被災地のLPガス約16,000戸、簡易ガス約8,700戸では事故も無く即日利用可能であった。



猛暑の中、仮設住宅の給湯器設置工事を行うLPガス事業者

3. 東日本大震災

■未曾有の大震災

2011年3月11日午後2時46分、宮城県沖を震源とした国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した東日本大震災が発生し、巨大地震と大津波による被害は岩手・宮城・福島を中心に東北及び関東地方の広範囲に及んだ。大津波で太平洋沿岸地域が壊滅的な被害を受けて多くの死者・行方不明者が出たほか、家屋や道路の倒壊、ライフラインや交通網・通信網も寸断されるなど、未曾有の大災害となった。



火災で黒煙を上げるJX仙台製油所

この大震災によってLPガスの供給インフラも甚大な被害を受けた。東北地方の供給の要であった仙台ガスターミナルが津波で大被害を受けたほか、茨城県の鹿島共同備蓄では輸入船が着岸できなくなり、安定供給に支障をきたす事態にまで発展した。

■相互支援協定発動、国家備蓄の放出実施

日協では震災発生直後に災害対策本部を設置し、情報収集を開始した。調査の結果、一次基地4カ所、二次基地6カ所が大きな被害を受けていることが判明したことを受け、災害対策本部は3月15日に相互支援協定を初めて発動し、被災会員会社の支援体制を整えた。

また資源エネルギー庁に対し、鹿島共同備蓄基地に隣接する神栖LPガス国家備蓄基地からの備蓄LPガス放出要請を行った結果、同庁はプロパンガス4万トンの放出を決定し、大分共同備蓄のプロパンガスと交換する形で、初の国家備蓄LPガスの放出が4月4日から実施された。



神栖LPガス国家備蓄基地

■「災害に強いLPガス」実証へ

また需要家先では、事業者による懸命な供給維持努力の結果、LPガスは都市ガスや電気に先駆けていち早く全面復旧（供給不能なエリアを除く）を果たした。今回の震災ではLPガスの軒下在庫が被災者の生活を支えた点がクローズアップされ、エネルギー政策の中で「災害に強いLPガス」の評価が高まることとなった。

経済産業省は2011年8月、今後の大規模災害時におけるLPガスの安定供給のあり方（保安対策



仮設住宅に供給設備を設置するLPガス事業者

◆出荷基地被災状況

	基地名(県名)	当初の被害状況	復旧日
一次基地	①青森製造所(青森県)	停電により出荷停止	3月13日
	②仙台ガスターミナル(宮城県)	火災発生・出荷停止	11月22日
	③鹿島輸入基地(茨城県)	栈橋破損・出荷停止	4月21日
	④鹿島液化ガス共同備蓄(茨城県)	輸入船の着栈不可	4月27日
二次基地	⑤八戸基地(青森県)	出荷停止	3月24日
	⑥岩手県オイルガスターミナル(岩手県)	施設内立入制限	11月1日
	⑦塩釜LPGターミナル(宮城県)	施設内立入制限	4月22日
	⑧小名浜LPGターミナル(福島県)	施設内立入制限	4月4日
	⑨秋田ターミナル(秋田県)	停電・出荷停止	3月13日
	⑩市川基地(千葉県)	出荷停止	3月28日

を含む)について検討を行うため、「東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する検討会」を設置した。同検討会は計6回の会合を経て、2012年3月に最終報告書が取りまとめ、サプライチェーンの災害対応能力強化、災害時の保安体制の強化、市町村等地域における連携の強化の具体的施策に関する行動指針と工程表等の方針を示した。これにより、輸入基地や二次基地、充てん所等の災害対応力強化が実際に図られることとなった。

■石油備蓄法の改正

東日本大震災をきっかけとして、災害時の国備LPガス放出に関する法整備の必要性に関する認識が高まったことを受け、日協ではLPG議連等を通じて法改正の必要性を訴えた。この結果、改正石油備蓄法(2012年8月29日成立、9月5日公布)が2012年11月1日より施行され、災害時にも備蓄石油やLPガスが放出できるようになったことに加え、事業者による供給連携計画の作成・届け出など、災害時の石油・LPガスの供給に関する体制の強化が図られた。

4. イラク戦争への対応

2003年3月20日、ブッシュ米大統領は対イラク開戦を発表した。イラク・フセイン大統領による大量破壊兵器の保持などに対する制裁措置として、米英を中心とした連合軍は圧倒的な軍事力でイラクを攻撃。4月9日には首都バグダッドが陥落し、フセイン政権は崩壊した。

LPガス市況は2002年末からCPが上昇し、3月にはプロパンがそれまでの最高値となる385ドルを付けた。5月にはプロパン230ドル、ブタン210ドルに下落し、価格の乱高下に国内市況は混乱した。

日協は開戦と同時にイラク有事緊急対策本部を設置、直ちに初会合を開催し、LPガスの安定供給確保のための情報交換、当面の業界対応等についての検討を行った。また中原辰介会長より「当面の供給に支障はない」とのコメントを迅速に発表するなど、LPガスの安定供給に全力を挙げた。その結果、湾岸

対イラク開戦
LPG在庫2カ月以上
冷静に戦況見守る業界
通常供給

ブッシュ米大統領による対イラク開戦は、湾岸に広がるフセイン政権の命運を握る重要な一歩と見られる。中東産油国の不安定化は、LPガスの供給に支障を及ぼす可能性がある。しかし、業界関係者は「当面の供給に支障はない」との見解を示している。また、原油価格の上昇に伴い、LPガスの価格も上昇している。業界関係者は「当面の供給に支障はない」との見解を示している。また、原油価格の上昇に伴い、LPガスの価格も上昇している。

国内LPG月末在庫推移
(千トン)
2000年度
2001年度
2002年度

トータル・イランなど
が79%を占めた

イラク開戦を伝える業界紙(プロパン・ブタンニュース2003年3月24日付け)

地域からのLPガス供給については大きな支障もなく、50日分の民間備蓄の存在による安心感から市場においても大きな混乱に至ることはなかった。



1992年3月23日、湾岸戦争で破壊されたクウェート・アハマディ港で、復旧後初の出港を祝う式典が開催され、第一船の「ガス・アルアハマディ」が三井石油川崎基地に向けて出港した

5. 新型インフルエンザへの対応

2009年4月頃から2010年3月頃まで、A型・H1N1亜型ウイルスによるインフルエンザが世界的に流行した。WHO（世界保健機関）が2009年4月27日に世界的流行（パンデミック）の警戒水準をフェーズ4に引き上げたことを受け、翌28日に日本でも「新型インフルエンザの発生」が宣言された。

その後、WHOの警戒水準は6月に世界的流行を意味するフェーズ6に引き上げられ、国内でも7月には全都道府県で感染が確認された。8月には新型インフルエンザによる国内初の死者が出たことを受け、うがい・手洗いやマスク着用などの励行、不要不急の外出自粛など感染拡大防止に向けた対策がとられた。

こうした事態に対し日協では、2009年1月に「新型インフルエンザ対策WG」を設置し、情報交換及び課題の検討を行った。具体的には、経済産業省に対して法令の弾力運用に関する要望を提出した他、会員各社のBCP策定状況の把握並びに事業継続に対する課題の集約、日協の災害対策本部の設置に関わる規則の変更（災害の定義に「新型インフルエンザ等公衆衛生上の緊急事態」を追加）等を実施した。

IV. 品質・保安・環境問題への取り組み —自主的活動の推進—

1. 地球環境問題への対応

■環境自主行動計画への参画.....

日本経済団体連合会は1997年6月、経済界として環境保全に向けて自主的かつ積極的な取り組みを推進するため、「2010年度に産業部門及びエネルギー転換部門からのCO₂排出量を1990年度レベル以下に抑制するよう努力する」とする「経団連環境自主行動計画」を取りまとめた。

経団連の呼びかけに応じ、36業種137団体がそれぞれ独自の削減目標とそれを達成するための行動計画を策定。経済産業省では1998年度以降の毎年度、自主行動計画のフォローアップを実施し、2006年度からは環境省でもフォローアップを実施している。日協は2007年度から経済産業省のフォローアップ対象団体となった。

日協では2001年度より本計画に参画し、目標として「2008～2012年度の輸入基地・二次基地における使用電力の原単位(平均値)を1990年度比7.0%削減」を掲げ、2008年7月に推進機関として新たに環境部会を設置し、取り組みを強化した。その結果、2008～2011年度までの4年間の平均実績で9.14%の削減率を達成した。

■「LPガスの環境側面の評価(LCI分析)」報告書を取りまとめ.....

技術委員会では、LPガスの環境面での特徴と有用性を見出すことを目的として、各種燃料及びエネルギーの環境負荷物質の排出やエネルギー消費の抑制などの環境的側面の評価分析を行い、2010年9月、報告書として「LPガスの環境側面の評価—エネルギー製造・利用のLCI(ライフサイクルインベントリ)分析—」をとりまとめた。本プロジェクトの推進のため新たに「環境・省エネタスクフォース」を設置し、3カ年計画で日本工業大学に委託する形で分析を行った。

評価手法にLCI分析を用いて、LPガスをはじめとする各種燃料の製造、輸送、消費段階まで含めたCO₂排出量に基づいて評価を行い、結果として、LPガスは都市ガスと同等のクリーンエネルギーであることを実証した。

本資料はLPガスの環境性能を示すための基礎資料として、プレス発表や消費者向けのパンフレット等において広く活用されている。

■LPガスCO₂排出係数改定

環境省は2010年8月、「環境家計簿」で使用するLPガスのCO₂排出係数について、従来の1m³当たり6.5kg-CO₂から、6.0kg-CO₂(プロパンガス)に改定した。改正前の排出係数は、一般に流通していない「ろ号LPガス(プロパン75%、ブタン25%)」を前提に計算されていたことから、日協では環境省に対し、現状に即して家庭用のプロパン100%を前提として排出係数を算定し直すよう要請していた。

また、1kgから立方換算する際の産気率についても、2009年に日協が作成したガイドラインに基づく数値(プロパン=0.502)に併せて改正された。

エネルギー生産・燃焼段階のCO₂排出量(単位:g-CO₂/MJ)

種類		生産・輸送	燃焼	計(設備含む)	RITE報告書
石炭	一般炭	5.3	90.6	95.9	—
	原料炭	4.1	89.8	94.0	—
	石炭平均	4.7	90.2	95.0	94.1
石油製品	原油	2.6	68.6	71.1	—
	石油製品	5.4	68.6	74.0	74.2
	灯油	5.2	67.8	73.0	—
	軽油	5.3	68.6	73.9	—
	A重油	5.5	69.3	74.8	—
	C重油	5.9	71.5	77.4	—
	重油	5.7	70.4	76.1	—
	ガソリン	4.9	67.1	72.0	—
	ナフサ	4.8	66.7	71.5	—
LNG		12.1	49.5	61.6	62.9
天然ガス(国内)		1.3	50.6	51.9	—
都市ガス		12.3	50.6	62.9	63.6
LPガス	LPガス平均	6.7	59.0	65.7	65.5
	原油随伴	7.1	59.0	66.1	—
	LNG随伴	6.7	59.0	65.7	—
	製油所ガス	5.4	59.0	64.4	—
NGL		3.3	67.5	70.8	—
COG			40.3	40.3	—
電力(火力平均、需要端)				229.0	213.3
電力(全国平均、需要端)				130.5	—

注1:重油、ナフサ、NGL、COGは電力(火力平均、需要端)を算出するために調査結果を元に算出、引用したデータ。

注2:NGLはLNGのLCIデータのうち、採掘と輸入部分のCO₂排出量を対象とし、液化と受入気化の段階を除いたもの。

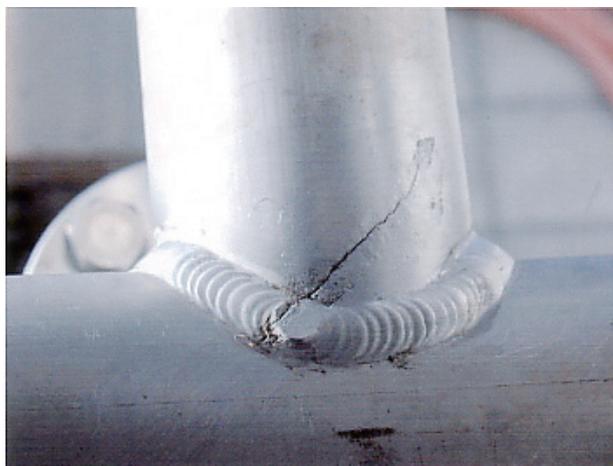
2. LPガス品質問題への対応

■沖縄水銀事故への対応

2001年12月に沖縄県の大口需要家でLPガスが漏洩する事故が発生した。10月頃からアルミ製気化器に腐食割れが生じており、その原因として、南西石油の原油（ベトナム原油）に含まれていた水銀が精製の過程でLPガスに混入したものと推定された。沖縄県ではLPガス販売事業者に対し、無機水銀を含有したLPガスの販売停止・回収と、気化器の点検等を行うよう指示した。その後、2003年1月施行の液石法省令改正で「液化石油ガスの規格」に水銀の規定が加えられた。

日協では、事故発生直後に技術委員長を本部長とする「Hg含有問題対策本部」を速やかに設置し、全国のLPガス輸入基地等におけるLPガス中の無機水銀含有量分析試験、LPガス原産地状況調査等の調査分析を実施した。

この結果、輸入基地等のLPガス中の無機水銀含有量は、特に問題ない数値であるとの結果を得たことを受け、2002年3月、石油連盟とともにエネルギー記者会に対しその旨の記者発表を行った。また同年10月には「LPガスの品質に関するガイドライン」を改定し、LPガス中の水銀濃度規格値の規定を追加、同時に液石法の施行規則も改正され、同様の水銀の品質管理規定が追加された。



亀裂部(12月3日)

■次世代オートガス供給体制検討

政府による自動車排出ガスの段階的な規制強化への対応として、ガソリンや軽油などの自動車用燃料のサルファーフリー化が進められる中、LPガス業界としても何らかの対応が必要との認識から、2003年1月、技術委員会の下に「オートガス品質WG」を設置し、検討を開始した。その後、国内で流通しているLPガスの品質の実態把握と、それらがLPG車の排出ガスに与える影響についてさらに詳細に調査を実施する必要が生じたことから、2004年1月、常任理事会の直結組織として「次世代オートガス供給体制WG」を設置し、本格的な調査を実施した。

調査内容は大きく二つに分かれ、産ガス国から出荷基地、そしてLPガススタンドに至る各流通段階における硫黄分と残渣分を系統的に調査する事業と、オートガスに含まれる硫黄分・残渣分がLPG車のエンジン性能や使用部材等に与える影響に関する調査事業（経済産業省委託事業）とを並行的に実施した。その結果、現行のオートガスは必要な品質を十分に満たしていることが確認された。

なお、輸入品、生産品等に含有する硫黄分及び残渣分については、会員企業の協力の下に同WGにおいてその後も継続的に調査を実施し、LPガス品質の確保に努めている。

3. 保安問題への対応

■開放検査周期の延長問題への対応

日協は1975年12月、「LPガス低温貯槽保守基準」を制定した。本基準で特に重要視されたのは貯槽解放点検周期に関する問題で、LPガス低温貯槽は低温で硫黄・水分が極めて少なく鋼材腐食は考えられないこと、貯槽内外槽間は窒素ガス等で封じられているため腐食は全くないことなどから、「低温タンクは原則として異常がなければ周期的開放検査は実施しないことが望ましい」と規定した。続く1977年12月には「二重殻低温タンクの耐久性に関する報告書」を取りまとめ、応力や腐食に関する実証実験や海外の基準調査を実施し、この考え方の裏付けを行った。その結果、1978年2月に公布された高圧ガス取締法通達では、高圧ガスタンクの開放検査周期について低温タンクが8年、球形タンクが3年、円筒形が5年と規定されたが、そのうち低温タンクは「当分の間適用免除」とされた。

一方、球形タンクと円筒形タンクについては依然として厳しい規制がかかっていたため、日協ではこの見直しを図るための基礎資料整備を目的として、1981年にLPガス球形貯槽の開放検査結果に関する実態調査を実施した。その結果、1965年以降に建造された比較的新しいタンクについては、技術革新により耐久性が向上していることが確認できたことを受け、規制緩和に向けて関係省庁との折衝を行いながら、実態調査も継続的に実施しデータの収集と分析に努めた。

このような経過を経て、1998年3月の通達において、球形タンクの開放検査周期については一定条件の下で6年（その際に問題がなければ次回は10年）へと延長され、円筒形タンクについては1999年9月の通達改正において一定条件の下で10年へと延長された。続く2000年3月に通達から告示への改正と併せて、低温タンクの適用免除規定が恒久化され、そして2005年3月の高圧法省令保安検査方法を定める基準改正では、球形・円筒形とも無条件で10年以内へと改正されることとなった。

また、これらの制度改定に対応するため、日協は2005年と2006年に「低温LPガス設備保守管理指針」を策定し、1975年に制定した「LPガス低温貯槽保守基準」の全面見直しを行って、その対象範囲を基地全体に拡大した。この指針は、KHK基準を補完する自主基準として運用され、一方の常温高圧についてはJLPA保安検査実施要領が併せて策定された。

こうした長年に渡る地道な取組みにより、高圧ガス設備の保安に係る管理コストを大幅に圧縮し、会員企業を含むLPガス事業者の経営合理化に大きく貢献した。

■液石法、高圧ガス取締法の改正

1996年3月、液石法が大幅に改正された。規制緩和の流れを受け、LPガス市場への新規参入促進策として、販売事業者許可制から登録制度への移行、認定販売事業者制度、「販売と保安の分離」に基づく認定保安機関制度などが盛り込まれた。1997年4月に施行したが、認定保安機関取得の猶予期間（3年）が設けられ、全面施行は2000年4月となった。

また1996年3月、高圧ガス取締法改正に伴い名称が「高圧ガス保安法」に改称され、1997年4月から施行された。主な内容としては、販売許可制から届出制に変更、製造事業者許可範囲の引き上げ、指定保安検査機関制度の制定、認定検査実施者制度の適用範囲の拡大、変更工事許可・完成検査必須範囲の緩和等の規制緩和がなされた。

日協では主に日団協を主体として、これらの法改正に伴う意見集約や調整及び告知等を行うなど、業界としての対応を図った。



各地で改正法説明会が開かれた

V. 新しいLPGガス機器と需要開発の推進 — 関連団体とのコラボ活動強化 —

1. 団体活動による需要開発の展開

■ LPGガス自動車普及促進協議会の設立……………

タクシー用を中心に普及しているLPG車のより一層の普及拡大を図るため、LPGガス業界と自動車関連業界は1993年10月、「LPGガス自動車普及促進協議会（促進協）」（忍足文雄会長、日本LPGガス協会会長・三井石油株式会社代表取締役社長）を設立した。CO₂排出量が少なく低公害なLPG車の普及は社会のニーズに応えるものとして、広報活動や技術関連調査等を積極的に展開した。

技術面では、1999年に日協や促進協等が協力して日本自動車研究所に排ガス測定を委託、LPG車の環境性能を科学的に裏付けた。また広報活動では、低公害車フェアやエコカーワールド、東京モーターショーなどの自動車展示会でLPG車を展示した他、2011年には「第42回東京モーターショー」で初の単独出展を果たし、LPG車の利用を広くアピールした。

それらの取り組みと並行して、LPG車利用促進のための国の補助制度も立ち上がった。日協が窓口となり2001年4月から始まった「LPGガス自動車等導入補助事業」をはじめ、「省エネルギー型LPG自動車転換促進事業」「LPGガススタンド導入促進補助事業」が実施され、導入に伴う一部の費用の補助が実施された。

また2002年4月には、環境負荷の少ない製品・サービスの調達を推進する「グリーン購入法」の特定調達品目の指定を受けた。翌2003年に策定された「エネルギー基本計画」には「環境負荷の少ないLPGガス自動車の導入を促進」との記載が盛り込まれ、環境に優しい低公害車としての位置付けを明確にした。



第42回東京モーターショーで次世代LPG車コンセプトとして出展された
ヒュンダイの欧州向けGDI-LPG

■日団協「LPガス—人と地球にスマイルを—」プロジェクト……………

日本LPガス団体協議会（日団協）は2005年4月、オール電化住宅の普及に対抗すべく、業界初の需要開拓プロジェクト「LPガス—人と地球にスマイルを—」プロジェクトを立ち上げた。このプロジェクトは系列や団体の枠を越え業界の総力を挙げた初のキャンペーンとして、3年計画で業界の広報・需要開発活動を全国展開した。統一ロゴマークの作成の他、テレビCMや特設WEBサイト等によってPRを実施した。

また10月には、高効率LPガス機器（ガラストップコンロ、エコジョーズ、エコウィル、LPG車）について2005～2010年度の普及目標を策定した。2010年度の普及目標として、エコジョーズ150万台、エコウィル6万台、ガラストップコンロ785万台、LPG車26万台を掲げ、需要拡大へ向けた一大運動を展開した。



「LPガス—人と地球にスマイルを—」プロジェクトのキックオフ大会



統一ロゴマーク

■関連団体との連携強化……………

日団協と日本簡易ガス協会（現日本コミュニティガス協会）、日本ガス協会の3団体は2005年10月20日、「日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）」を設立した（草野成郎会長、日本ガス協会業務委員会委員長・東京ガス株式会社代表取締役兼副社長執行役員）。LPガス・簡易ガス・一般ガスの枠を越えて、高効率ガス給湯器や安全ガスコンロの普及拡大、ガスの上手な使い方や省エネの情報提供、地震等緊急事態における連携協力などを推進し



ウイズガスCLUB設立会見で手を組む草野成郎コラボ会長（左）ら参加団体の首脳

ていこうというもので、①エネルギー・環境政策等に関して国や研究機関への政策提言、②マスコミを通じた情報発信、③ハウスメーカーやキッチン・バスメーカーに新しい住宅コンセプト（コラボ住宅）の提案を活動内容とした。

また、翌2006年6月にはコラボ、日本ガス石油機器工業会、キッチン・バス工業会、住宅生産団体連合会の4団体で「ウィズガス CLUB」を設立した。活動内容は、①新たな住宅コンセプト（「ウィズガス住宅」）の立案や暮らしの方の提案等の「政策活動」②シンポジウムの開催や各メディアを通じた「情報発信」③食育をテーマとした調査研究等の「社会貢献」④CO₂削減を目指した「環境貢献」の4つを軸とし、「全国親子クッキングコンテスト」「キッチン・バス売ります宣言」「ウィズガスフェア」等の活動を展開した。

2. 新しいLPガス機器の登場

■新バルク供給システム運用開始

1997年4月施行の液石法改正による規制緩和で、それまでの産業用に加え新たに民生用バルク供給システム（新バルク供給）の導入が制度化された。LPガス配送効率化による流通改革の起爆剤として期待され、同年秋以降取り組みが本格化した。新バルク供給は1トン未満のバルク貯槽への充填を液石法によって規定し、充填設備（バルクローリー）は知事許可制、充填は公道からも可能となった。バルク貯槽の再検査は20年後、その後5年ごとに、保安距離は第一種保安物件1.5メートル、第二種保安物件1メートル、火気2メートルと緩和された。

日協では1986年に政府に対し家庭用バルク供給システム開発の要望書を提出、翌1987年から高圧ガス保安協会（KHK）を中心として技術的課題の検討が開始された。1993年7月、KHKに「新供給システム検討委員会」が設置され、本格的な実証実験が始まったことを受け、日協は新たに「バルク供給特別委員会」を設置、保安上の課題や経済性等について検討を行い、1997年3月、それまでの成果を取りまとめた「LPガス新供給システム（バルク）に関するノウハウ集」を発刊した。



民生用バルク供給システム

■エコウィル販売開始

2003年3月1日、大阪ガス・東邦ガス・西部ガスの都市ガス3社が家庭用1kWガスコージェネレーションシステム「ECOWILL (エコウィル)」を発売した。本体は本田技研工業製の発電機ユニットと、都市ガス3社、ノーリツ、長府製作所が共同開発した排熱利用給湯暖房ユニットからなり、ガスエンジンで発電しその排熱で給湯や暖房も賄う快適性・省エネ性・経済性を兼ね備えた「マイホーム発電」機器として注目を集めた。

10月からは岩谷産業、出光ガスアンドライフ (現アストモスエネルギー) がLPガス仕様「エコウィル」の販売を開始し、以後続々と販売に取り組む事業者が相次いだ。オール電化住宅の普及が進む中、給湯器や床暖房、浴室乾燥暖房機などの温水端末とのセット販売が中心のため、新たなガス需要創出機器として期待された。(※「エコウィル」は大阪ガス(株)の登録商標)



家庭用ガスエンジンコージェネ「ECOWILL」

■家庭用燃料電池「エネファーム」発売

本格発売を目前に控えた2009年1月、新日本石油 (現JX日鉱日石エネルギー)、アストモスエネルギー、東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガスの6社は、家庭用燃料電池「エネファーム」の普及に向けた共同宣言を発表した。LPガス大手2社と都市ガス大手4社社長が一堂に会し、「エネファームで環境立国ニッポンへ」をうたった共同宣言書に署名。低炭素社会の実現へ向けスクラムを組んだ。試算では2030年に250万台の普及を見込み、CO₂排出削減効果は300万トンにのぼるとした。

7月にはENEOSセルテックとアストモスエネルギー、8月にはコスモ石油ガスがエネファームの発売を開始した。



共同宣言でエネファーム普及への決意を表明



JXのSOFC型燃料電池

■超高効率GHPエグゼア発売

2011年4月、「GHP XAIR（エグゼア）」が発売された。東京ガス・大阪ガス・東邦ガスの大手都市ガス3社とアイシン精機・三洋電機・ヤンマーエネルギーシステムのGHPメーカーが共同開発したもので、APF(通年エネルギー消費効率)5.7を達成し同クラストップランナーのEHPを上回る高効率化を実現した。「XAIR」の「X」は「究極の高効率」と「無限の可能性」、「AIR」は「快適な環境」「快適な空調」「Air Conditioner＝空調システム」を意味する。4月から三洋・ヤンマー、7月からアイシン・ダイキン、10月からは三菱重工がそれぞれ発売を開始した。

発売前月の3月11日に発生した東日本大震災に伴う電力供給不足の長期化と節電対策で、GHPによるガス空調のニーズが高まり、2011年のGHP出荷台数は前年を3割以上も上回った。



超高効率GHPエグゼア

■FRP容器の導入に向けて

2006年10月にシカゴで開催された世界LPガスフォーラムにおいて、欧州で普及しつつあったFRP容器が紹介されたことをきっかけとして、日団協では2007年3月、国内での実用化推進について組織決定し、FRP容器の導入に向けた取り組みを開始した。

わが国ではその時点において、LPガス用FRP容器に関する法規上の基準が未整備であったため、まず製造、再検査、表示、移動、設置に関する業界自主基準を策定するべく、日団協内に専門委員会を設置し作業を開始した。また

それと並行する形で、容器メーカーやLPガス事業者等の協力の下、2011年6月より3カ年計画でモニター試験を実施した他、欧米への調査団派遣や基準の策定等、KHKとも連携しながら活動を行っている。

なお、10kg以下のFRP容器については2014年からの導入を予定（海外からの輸入）しているが、10kg



シカゴ大会で紹介されたラガスコ社製FRP容器

超のFRP容器については、欧米においても使用実績がなく新規に開発が必要なことから、KHKにおいて国の委託事業として2008年より4年間に渡って調査研究を実施する等、実用化に向けた取り組みを推進している。

3. 省エネ機器の普及促進

■エコジョーズのデファクト化

コラボと日本ガス石油機器工業会（JGKA）は2010年6月、2013年3月までにガス機器メーカーが生産するガス給湯器のうち可能なものすべてのエコジョーズ化を推進する「エコジョーズ化宣言2013」を発表した。2002年10月に潜熱回収型ガス給湯器の呼称を「エコ



ジョーズ」に統一し普及を進め、2015年に1,100万台、2020年には2,000万台の累計出荷台数を目標とし、業界を挙げて加速度的な普及を図ることを宣言、共通ロゴを作成しPR活動を推進した。

これに先立ち2007年11月にはコラボ、JGKAとガス機器メーカーが「高効率ガス給湯器デファクト化研究会」を立ち上げ、エコジョーズ化に向けた課題解決への取り組みを開始した。エコジョーズは排気中の潜熱を回収し再利用することで熱効率は95%と高く、低炭素社会の実現へ向け著しく増加し続ける家庭用部門のCO₂排出量の抑制への役割を期待された。

■Siセンサーコンロ累計1,000万台達成

コラボと日本ガス石油機器工業会（JGKA）は2011年2月、「Siセンサーコンロ」の出荷台数が2010年12月末で1,000万台を突破したと発表した。2008年4月以降に製造された全口センサー搭載のガスコンロの総称が「Siセンサー



コンロ」に統一され、10月に全口センサー搭載が義務化、以降普及が図られ2010年12月末で出荷台数が1,011万8千台（内LPガス仕様は約540万台）となり、発売開始からわずか2年9カ月での達成となった。コラボとJGKAは1,000万台突破を記念して、2011年3月から5月までの3カ月間、「Siセンサーコンロ1千万台突破キャンペーン」を全国的に展開した。

「Siセンサーコンロ」とは、安心（Safety）、便利（Support）、笑顔（Smile）を約束する、賢い（Intelligent）センサーを搭載したコンロで、それぞれの頭文字である「S」と「i」を組み合わせたもの。法的に設置が義務付けられた「立ち消え安全装置」「調理油過熱防止装置」に加え、「消し忘れ消火機能」「早切れ防止機能」を標準装備した。

■流通3団体の統合

2009年4月1日、日本エルピーガス連合会（日連）、全国エルピーガス卸売協会（全卸協）、全国エルピーガススタンド協会（全スタ協）のLPガス流通3団体が統合し、新団体「社団法人エルピーガス協会」が発足した。初代会長に川本宜彦氏（旧日連会長、埼玉県LPガス協会会長）、副会長に牧野明次氏（旧全卸協会長）、米田正幸氏（旧全スタ協会長）が就任した。新団体は「環境変化への対応」「業界に対する信頼感の醸成」「地球環境問題等への対応」「エネルギー間競争への対応」の4項目を基本理念として掲げた。



統合を披露した流通三団体交流会

その後、2012年4月には公益法人改革に伴って「一般社団法人全国LPガス協会」となり、会長には北嶋一郎氏（兵庫県エルピーガス協会会長）が就任した。

2. 中長期展望の策定

■「2010年ビジョン」策定

日協は2003年10月、7項目の基本方針から成る中期目標「2010年に向けたビジョン」を策定した。活動の基本原則は「エネルギー政策への提言やLPガスの優れた特性を積極的にPRし、LPガスの需要拡大を図る」とともに「スピーディーな情報収集を行って、社会と会員各社に貢献する」ことに据えた。基本方針（目標）は取り組み優先順に、Ⅰ需要拡大、Ⅱ環境対応、Ⅲ安定供給、Ⅳ安全確保、Ⅴ広報活動、Ⅵ情報提供、Ⅶ政策提言、の7テーマ。



「2010年ビジョン策定」発表会見

Ⅰ需要拡大では、①既存民生分野での利用拡大②LPG車の普及促進③既存産業分野とブタンの利用拡大④分散供給型エネルギーの特性を活かした利用拡大⑤コージェネと燃料電池の実用化⑥DMEの実用化、など。Ⅱ環境対応では、①日協環境レポートの作成検討②環境月間と環境キャンペーンへの取り組み③将来の動向を踏まえた対応の検討、など。

Ⅲ安定供給では、①産ガス国に対する働きかけの強化・拡充②新規輸入ソースの導入促進③国家備蓄への協力と民間備蓄政策への提言④新たな市場メカニズムの検討⑤災害発生時の安定供給の確保⑥物流の効率

化、などを掲げた。④の新たな市場メカニズムでは「L P ガス市場取引」設立の可能性を検討し、物流の効率化は二次、三次基地段階の海上・陸上輸送まで本格化する。

IV安全確保では、日団協との連携強化や卸売事業者と小売事業者における保安確保の支援。V広報活動では広報先を明確化させた効果的・効率的な活動の推進を挙げ、広報内容のシングルボイス化を進め日団協各団体の役割明確化、効率的な活動を目指す、とした。

■「2012年ビジョン」策定

日協は2007年10月24日の常任理事会で、2008年を基点とした2012年までの5年間の俯瞰した「2012年ビジョン」を策定した。2003年策定の「2010年ビジョン」をその後のエネルギー政策、国際需給・価格環境、業界環境などの諸情勢の変化を加味して見直された。見直しに当たっては2007年4月から日団協が専門事務局を設けて広報宣伝、需要開発、防災・保安などで積極的な活動をスタートしたことから、日協の活動と重複する部分を切り離すこととした。

2012年ビジョンは2010年ビジョンの基本的な考え方や方向性を踏襲した上で、元売業界として最も重視する目標と活動を2010年ビジョンの「需要拡大」から「安定供給」に置き換え、国際的な需給・価格環境が激変する中、産ガス国に対する働きかけの強化、地震など災害発生時の安定供給に最大限の力を発揮していく、とした。

2010年ビジョンで2番目に位置付けていた「地球環境」は2012年ビジョンでも同じ位置付けとしたが、ポスト京都議定書をはじめとする国際的な環境・品質基準の枠組みに対応していくため、2012年ビジョンでは「環境・品質対応」と変更し、高品質なL P ガスの供給とクリーンなL P ガスを活かした環境対策に貢献していくとし、この分野で元売業界が率先して環境自主行動を推し進めていく姿勢を明確にした。

■「L P ガス産業の中長期展望」策定

総合資源エネルギー調査会が2009年に取りまとめた「長期エネルギー需給見通し」を踏まえ、L P ガスが一定の役割を果たしながら産業全体の発展につなげていくためには、L P ガス産業の目指すべき将来像を示し、実現に向けて取り組んでいくことが必要との観点から、日協は2010年3月、「低炭素社会の実現に向けたL P ガス産業の将来像～L P ガス産業の中長期展望～」を策定した。この展望では「L P ガスのCO₂排出原単位が低い特性を活かして、地球環境に貢献しながら需要拡大を目指す」という基本方針の下、2030年の目標として総需要量2,020万～2,320万トン、CO₂削減量1,200万～1,500万トンという意欲的な数値目標を設定した。

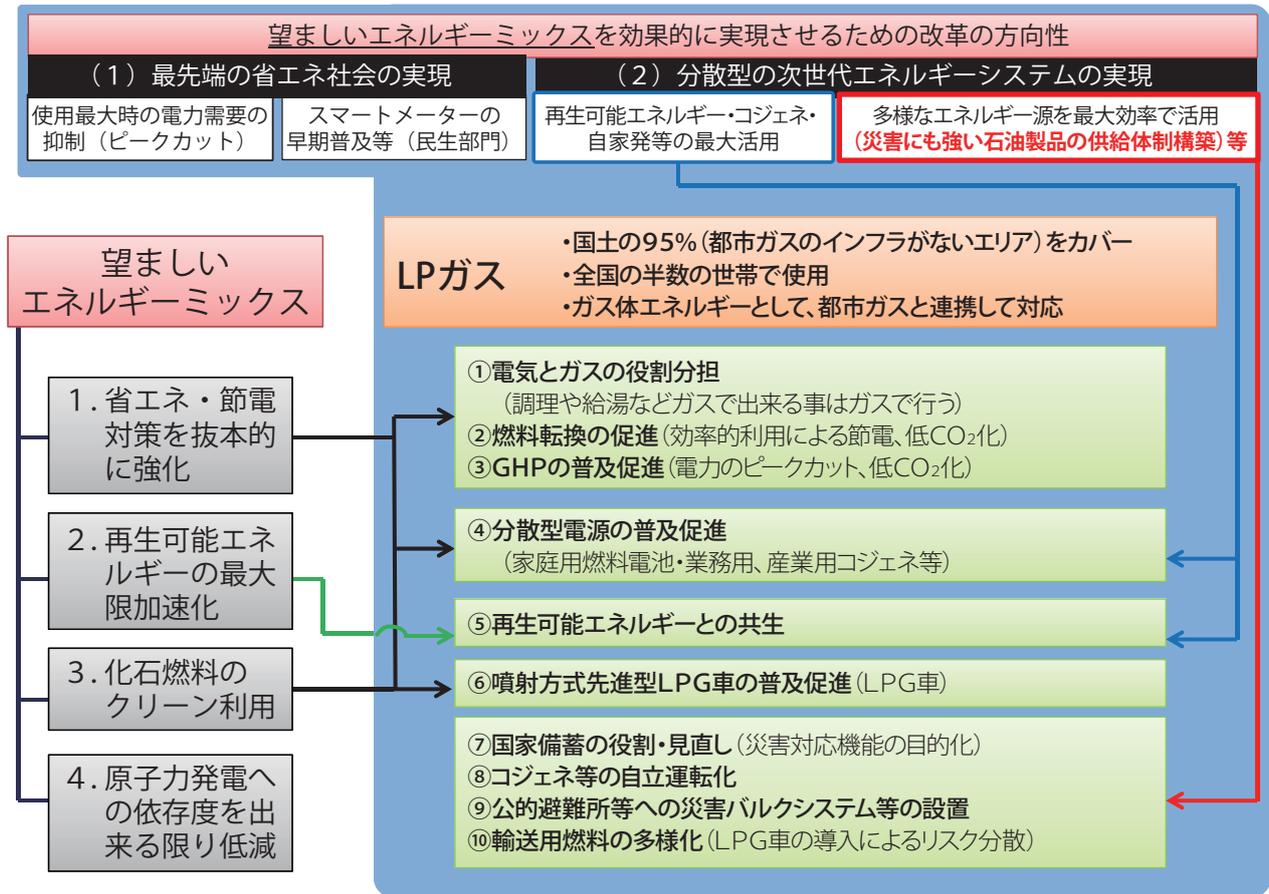


「LPガスの中長期展望」策定を発表する日協首脳

その後、東日本大震災と原発事故発生に伴う大きな環境変化を受けて、L P ガスの役割が今後さらに重要

になっていくとの観点から、2012年3月に第一次改定を行い、災害対応の強化の他、CO₂削減量を1,400万～1,600万トンに拡大する等の見通しを示した。

LPガスの役割(望ましいエネルギーミックスの実現に向けて)



座談会

LPガス業界をリードする日協

～この20年を振り返る～

【出席者】<敬称略>

太田 芳伸（セントラル石油瓦斯株式会社 常務取締役 環境事業本部長）

大森 栄治（ENEOSグローブ株式会社）

丹波 芳己（コスモ石油ガス株式会社 取締役供給部長）

萩原 一裕（アストモスエネルギー株式会社 企画本部 技術主幹）

富士山 英延（株式会社スタンダード石油大阪発売所 常務取締役）

三木田 裕彦（岩谷産業株式会社 供給保安システム部長）

山田 朝一郎（株式会社ジャパンガスエナジー 取締役執行役員）

<司会>

葉梨 益弘（日本LPガス協会 専務理事）

葉梨 日本LPガス協会は1963年（昭和38年）6月に生産輸入懇話会としてスタートして、今年の6月で満50年を迎えます。今回の座談会ではこの20年の業界活動に携わってこられた方々にお集まりいただき、お話を進めていきたいと思えます。

最初のテーマの「政策」についてですが、この20年を振り返ると、電力・ガス業界に見られる自由化への流れの中でLPガス業界も大きな競争の時代に入ってきました。さらに、COP3をきっかけとした環境問題とそれへの対応が、今後のLPガス業界の活動の重点として位置付けられてきました。こうした環境変化の中で、「LPガスの位置付けの向上」ということが、日協にとっても業界にとっても活動の大きな柱になりました。まず、大森さんから当時を振り返りながら口火を切ってお話をいただければと思います。

■LPガスの位置付け向上

大森 この20年の大きな出来事の一つとして、エネルギー基本計画の策定があります。この中で初めて、LPガスが石油の枠組みから外れて独立したガス体エネルギーとして位置付けられることになりました。これに至るまでの道のりは非常に長かった。1973年の第一次オイルショック、5年後に第二次があったわけですが、これを受けて1980年に石油代替エネルギー法が出来ました。これにより石油はカットの対象となって、LPガスも一緒ということになりました。しかし、当時から業界ではLPガスは石油とは少し違う、どちらかというと都市ガスに近い利用形態であるということで、石油の内数から外すべきではないかという声があって、日協の歴代会長や委員会の方々、また、専務理事や事務局がロビー活動や啓蒙活動を行ってきま

した。その後、1995年の阪神・淡路大震災でLPガスが緊急時対応エネルギーとして活躍したことで国や識者の認識が改まり、エネルギー基本計画の中でLPガスは都市ガス・LNGとともにガス体エネルギーであるということになった。その結果、基本計画ではエネルギーは「3E」、安定供給・環境対応・競争原理に適わなければならないということで、LPガスがこれに一番近かった。さまざまな方のご努力で現在の位置付けが叶ったと思います。

葉梨 次に富士山さん、お願いします。

富士山 昔は、石油の一部どころか、LPガスは石油の副製品として扱われた時期もありました。LPガスが石油と分かれて、都市ガスと同等のガス体エネルギーという位置付けを得るまでには、長年にわたる並々ならぬご努力があったのだろうと思います。LPガスの良さを改めて認めてもらう第一歩であったと思います。

私のLPガスとの関わりは14年前からなのですが、当時のLPガス需要は1,800万トンありました。残念ながら、現在は1,600万トンになっています。しかし、視点を変えれば10%しか減っていないということです。石油はもっと大きく減少しています。そういう意味では、業界全体の努力によって10%減で済んでいる、よく止まっているという見方をしてもいいのかなと思っています。

もう一つ、この10年での大きな変化ですが、オール電化の台頭も我々の政策や活動に大きな変化をもたらしたと思います。昔は都市ガスとLPガスは対峙していましたが、オール電化が大きく出てきたここ10年くらいは電化対策として一緒の活動が多くなりました。これも50年の歴史の中で大きな変化でした。今はコラボ（日本ガス体エネルギー普及促進協議会）という形で都市ガス業界と共同で政策を立案したり国に働きかけをしたりしていて、隔世の感があります。

葉梨 確かにこの20年でLPガスに対する認識が変化してきました。分散型のガス体エネルギーとして位置付けられたことによって、今行われている国のエネルギー政策の見直しでもしっかりと発言できている。これは当協会の政策面での活動の大きな成果であったと思います。

富士山 震災前は、環境への貢献や低炭素社会の実現ということを前面に出して活動してきたのですが、やはり震災は、我々の活動にも大きな影響を与えました。国が環境だけを重視したエネルギー政策ではダメだということになって、これは大きな変化でした。今、分散型とかエネルギーミックス、災害対応などと言った言葉がマスコミに当たり前に出てくるようになりましたが、こうした言葉にはLPガスの特性が全部含まれています。

大森 それまでも「災害に強いLPガス」ということでやっていたから、震災の時も間髪を入れずメッセージを出せたんですね。

葉梨 次に、山田さんお願いします。



大森 栄治



富士山 英延

山田 私どもの特殊な事情かもしれませんが、私自身はもともと商社でL Pガス事業をやっていたのですが、その後株主が都市ガス会社になりました。90年代後半くらいから都市ガス会社もL Pガスに対する見方が変化しつつある時でした。商社時代は石油の中の一つのセクションであったのに対して、都市ガス会社はL Pガスを都市ガス転換の先兵と位置付けていました。ところがL Pガスでなければ供給できない地域の存在や災害後の復旧の早さもあり、都市ガス・L Pガスも両方やらなければいけないという考えにかわりつつありました。阪神大震災もあって国も都市ガス会社もL Pガスに対する見方が変わってきたということだと思います。

葉梨 L Pガスが石油の一部からガス体エネルギーとして独立して位置付けられたことは世界にもないことなのですが、これによって今日の業界活動がやりやすくなってきています。着任当時、諸先輩からいろいろとそれまでご努力された

お話を聞きました。そうした積み重ねが今日の位置付け向上につながっており、政策提言は大きな協会活動の柱なのですが、活動の意義はあったと思っています。

富士山 今は、東日本大震災や原子力発電の問題で話題が小さくなっていますが、中長期的にみると環境問題は絶対に避けて通れないと思います。L Pガスが環境に優しいエネルギーであるということを、我々は忘れずに継続してアピールしていくべきだと思います。以前私が携わった主要エネルギーのライフサイクルインベントリ（LCI分析）のデータは、生産・精製・輸送・流通・消費までの各段階で発生する温室効果ガスをライフサイクルとして評価した公平な素晴らしいデータなので、もっと活用すべきだと思います。

大森 LCIは原子力発電でも行うべきですよ。原発もCO₂排出量はゼロではない。ウランの採掘や核廃棄物処理で莫大な化石エネルギーや電力を使っています。日協ではLCIで環境評価の比較をすべきと以前から主張してきたのですが、実際は消費段階での評価になっていて化石エネルギーが過小評価されている。これは日協の活動テーマとして他団体や国などに働きかけていくとよいと思います。

富士山 一般国民には天然ガスだけが環境に優しいと思われがちですが、L Pガスを使うことも実は環境に貢献しているということを、政府はもとより国民全体にもっと訴えていくことも必要だと思います。例えば、マスコミ対策のようなものです。

葉梨 国の政策に変化を求めるときには、しっかりとしたデータが必要です。エネルギー基本計画でガス体エネルギーの位置付けを得たのもRITE（地球環境産業技術研究機構）のデータがあったからこそ説得することができた。我々は今後もデータをしっかりと見直していかないといけないと思います。

富士山 当時もどの先生に分析のお願いをするかという話になって、あえて電気業界に近い先生がいいということになった。これがよかったんですね。我々にとってRITEのデータは、結果に自信を持てた貴重な研究だったと思います。

■CP、備蓄のあり方、HNS条約

葉梨 次のテーマの「供給」に話題を移したいと思います。この20年ではL Pガス元売業界として価格面で大きな転機がいくつかありました。まず、CPの導入が1994年にありました。他には、国家備蓄基地整備の動きや20年少し前からの話になりますが、HNS条約などがありました。このあたりについて丹波さんお願いします。

丹波 サウジ価格についてですが、サマレックが1989年にSP（サマレック・プライス）制を導入しまして、これは原油価格にリンクした形のフォーミュラで結果的にLPG価格は競争力があるようになりました。導入の大きな背景としては、当時アルン・ボンタンから230万～240万トンのL Pガスが出てきて日本勢が一括でそれを買った。当時サウジの日本向け輸出量は300数十万トンでしたから、かなり大きなインパクトがあって、他の要因もあったでしょうけど、そこでフォーミュラを変えたと聞いております。これは数年続いたのですが、マーケットでSPに対するプレミアムがつくようになって、サウジがそれへの対応として94年にCPを導入したと理解しています。私は96年からこの仕事をやっていまして、以来17年間サウジに対してCPに関する文句を言い続けてきました。

次にLPG市場の特殊性について話をしたいと思います。一つはL Pガスは市場が狭く小さいため価格の変動が大きいということがあります。フレートも変動が大きい。もう一つは市場の操作、つまり恣意的に価格を吊り上げやすいということがあります。そして残念ながら実際にそうした企みはなされてきました。CP導入から10数年ほど経ちまして、そういったこともあって一番の弊害は市況上昇時において月末の市況だけをベースに翌月のCPが決められてしまうことです。3つ目として備蓄の問題があります。石油の備蓄義務は70日分なのですが、備蓄量を守るためにスポットで買うということはありません。リファイナリーにタンクがあってランニング在庫を満たしているとそれで70日分を殆どの場合カバーできる。一方、L Pガスは備蓄義務が50日分ありますが、例えば厳冬等の理由で在庫が下がるとランニング在庫が不足してこれが備蓄に食い込むことになりスポット買いの必要が出てくる。月末に高値のスポットで10万トン買うと、それが翌月の約100万トン分のCPの高騰につながってしまう。備蓄を守るために価格が高騰するという本末転倒なことになっています。L Pガスは国家備蓄を含め約200万トンあるのですから、それをもっと有効活用すべきということを輸入協議会等でも2000年代から提言してきましたが、なかなか実現していないのが現状です。

あとL Pガスの供給の難しさというのもあります。L Pガスは「バイプロ」であるという点で、当初は価格が安く設定されるから需要が増えてくる。そうすると今度は需給が締まって価格が上がるということの繰り返しになってしまう。最近では08年ごろからカタールで増産されましたが、一方インドやインドネシア



丹波 芳己



太田 芳伸

で補助金等を使った需要拡大があったため、結果LPG価格は下がらなかった。やはりLPガスは目的生産物でないところが難しい点です。売る方もショートタームでかつ価格もスポットマーケットリンクでやらざるを得ない。

HNS条約の話ですが、これは20年くらい前から話が進んでいるのですが、石連の頃から条約への参加には石油業界として反対していたのですが、その後参加する方向になってしまった。石油にはFC条約（油濁補償金条約）というのがありまして、基本的にHNS条約と同じスキームなのですが、何が問題かと言いますと補償金額全体を誰がどうシェアするのかということです。実際に事故を起こす海運業者と荷主の分担で、荷主が相対的に多大なリスクを負うスキームでありこれはおかしいということで反対したのです。また国別の分担の問題もあり全体の2～3割を日本が負担していて、これも大きすぎるということです。HNS条約も同

じです。日本はHNS条約に参加すべきではありませんし、条約も批准すべきではないと思います。実際は外堀が埋められて批准の方向に進んでいますので少しでも損をしない形で関わるしかないのですが…。

葉梨 太田さんにお話を伺いたいのですが、HNS条約については輸入協議会でLPガスの独立会計を勝ち取るための活動をされて、その後WLPGA（世界LPガス協会）にも参加して働きかけをお願いしていたということですが、そのあたりについていかがでしょうか。

太田 HNS条約についてはなるべく負担を軽くしていこうとWLPGAに働きかけてきました。しかし、WLPGAの中にIndustry Councilという政策委員会があるのですが、メンバーの大半がダウンストリームからで、HNSについての関心が低く自分たちの問題として条約を考えようという意識がない中で彼らを十分に説得しきれませんでした。その意味で、お役に立てなかったことは残念です。

CPについてLPガス業界が押さえておかなければいけないことは、やはり乱高下するという点だと思います。今LPガスの営業現場に近いところにおりますが、CPが乱高下することで需要促進に大きな悪影響を与えていると痛感しています。燃料電池やGHPという良い製品があるのに残念ながら都市ガスほど普及しきれていない。LPガスは価格面で信頼性のないエネルギーというイメージが特に大口のお客様にしみついてしまっている。サウジやカタールといった中東一辺倒の売り手市場でなく、買い手でコントロールできてくれば、今の需要の維持、回復も可能ではないでしょうか。また、東日本大震災という大災害をきっかけに、あらためて完璧なエネルギーはないということを国民全体が認識したように思います。エネルギーのベストミックスを探求する中でLPガスへの期待が高まっていますし、CPのレベルもさることながら平準化すれば今後まだまだ需要喚起できる部分があるのではと思います。

葉梨 先ほど丹波さんから話がありましたが、民間備蓄の在り方について弾力的な運用など解決していない課題が残っています。これが解決してくるとCPの問題ももう少し穏やかな流れになる可能性もあると思い

ますが、山田さんいかがでしょうか。

山田 やはり「備蓄義務を果たすために買わなければならない」という現実があります。安定供給を果たすために価格が上がるという皮肉な現象がおきます。L P ガスは 50 日という備蓄義務があるわけですが、都市ガスは義務はなくて各社の自主運用ということになっている。元売会社も合併等で企業規模が大きくなって備蓄の規模も大きくなっています。仮に備蓄義務がなかった場合、安定供給を果たす上で各社がどういう考えで備蓄を持つか興味があるところです。また価格の安定という観点から、戦略的な意味での備蓄にしていくためにはどのようにしていったらいいのか、考えどころだと思います。

丹波 日本は資源国ではないので備蓄は必要ですが、いろいろ難しい問題はあるのですが、維持するには高いコストがかかるのでこれをもっと有効活用していくべきだと思います。

葉梨 政策的にしっかり議論をして、タイミングを見計らってこうした提言を打ち出していけば、新たな見方も出てくるのかなと思います。

太田 今シェールガス革命と言われる中で、大手元売数社が北米からの輸入実現に積極的に取り組んでいますが、ソースの分散は非常に意味があることで絶好のタイミングだと思います。結局、L N G に備蓄義務がないのは供給源が分散しているからで、L P ガスや石油はあまりにも中東に依存しすぎています。

葉梨 北米のシェールガスに大きく舵を切ってきたというのは大きな話ですし、2016 年頃には豪州のイクシスプロジェクトから L P ガスが 160 万トン生産されるという話もあります。こうしたタイミングの中で、民間備蓄についても国に対して論理的に説明していくことも必要かなと思います。

■災害対応で相互支援協定を締結

葉梨 次のテーマの「災害対応」ですが、この 20 年で我々は非常に大きな自然災害を経験しました。1995 年の阪神・淡路大震災や 2011 年の東日本大震災、その他新潟中越地震、中越沖地震もありました。その度に L P ガスは大きな役割を果たしてきました。他には災害ではありませんが、イラク戦争が 2003 年にありそれへの対応もしてきました。このあたりについて、萩原さんからお願いします。

萩原 大規模な自然災害は昔からありまして、その都度 L P ガスはしっかりとした対応を実際はしていたのですが、あまりピックアップされて来ませんでした。この 20 年で都市ガス供給が止まったのに L P ガスは供給できているということで、「L P ガスは災害に強い」という位置付けがされてきた。いつも感じるのは、災害後数年はそう言われるのですが、その後は萎んでしまうというのが実態です。こうしたことがないように業界はやらなければならないのですが、実際この 20 年は出来ていない。東日本大震災をきっかけに L P



山田 朝一郎



萩原 一裕

ガスの位置付けをきちんとする大事な時期だと思います。L Pガスは分散型ですから復旧のスピードは早いのですが、災害に強いと言ってもまったく大丈夫という話ではない。都市ガスや電気との比較も復旧の話だけになっている。この辺りをL Pガスは復旧が早だけでなく、設備的にも安全だということをアピールしていくべきです。災害時の供給ももともとL Pガスを供給していた地域だけなので、業界として都市ガスエリアをどこまでフォローしていくか議論していくべきだと思います。

大森 学校など避難所となるような公共施設を重点的に、半分でもいいからL Pガスを使ってほしいと提案をしていく。設備があれば煮炊きもできるし災害時にも迅速に対応できる。災害対応バルクの導入に国の補助もありましたが、本格的な動きにはなっていません。

萩原 そうしたことをやりやすいタイミングではあるのですが、私の感触としては業界として本腰を入れてやろうという決断がされていませんね。

大森 やはり国土強化を考えたらポイントごとに供給拠点は必要で、被災した時にどうするかということをお我々から働きかけるべきだと思います。

三木田 大震災の時に我々が果たした役割というのは大きかったと思います。当社は末端までカバーしているので、どうしても災害時にも切れ目無く供給をしなければいけない義務があります。災害が起きてすぐに都市ガス地域の行政や地域に対して、我々の商品であるカセットガスとコンロを出したのですが、実際には都市ガス地域のお客様にほとんどお渡しすることになりました。当社には災害救援隊がありましたので、現場で復旧活動をしました。仮設住宅の建設も地元業者や行政が右往左往されている中で、結局広域事業者の我々がやらざるを得ませんでした。その後、復興が進むと地元業者を優先してください、広域業者は遠慮してください、と自治体から言われた事例もありました。縄張り争いではなく、L Pガスが災害に強いということをもっとアピールすべきだったのができなくて、数年経ったら忘れられてしまうのが残念です。こうしたところが本当に議論されているかどうかが問題です。我々元売の立場でやれる行為は限られていますし、その上制限されていますから難しいところがありますが…。

富士山 都市ガスも電気も自分の復旧に精一杯だったのに、我々L Pガスは自分の復旧と同時に都市ガスや電気のエリアのサポートもやっているという事実が、あまり世間に知られていないのは残念ですね。主婦連の方からは高い評価をしていただきましたが、新聞社の方からは、もっとタイムリーにPRした方が良いとのアドバイスを受けました。

葉梨 2004年に新潟中越地震があって、その教訓で日協として基地が災害に見舞われた場合に備えて、05年にL Pガス元売会社の間で相互支援協定を締結しました。サプライチェーンの大元のところでL Pガス供給が滞ることが無いようにすべく、お互いに助け合おうという画期的な協定でした。この協定が今回

の大震災で国備を放出する際に役所を説得する大きなポイントとなった。相互支援協定があったおかげで、国から高い評価を得て石油備蓄法改正につながりました。他の業界でも出来ていない中で、LPガス元売の役割としてこの協定は非常に意味があったと思います。あと、イラク戦争の対応についてはいかがだったでしょうか。

丹波 イラク戦争は1990年の湾岸戦争の時と比べると、業界の調達担当者は比較的楽観視していました。湾岸戦争の時は90年8月にイラクがクウェートに侵攻して実際にクウェートの石油生産がストップしていた。その後市況は上昇しましたが翌年の1月に米英軍が攻め込んだ直後に石油の市況は下落したという経緯がありました。イラク戦争の時は実際の生産ストップはなかったこともあり、我々は大きな供給不安も感じず米英軍の侵攻後は前回同様市況は下落すると予想していました。実際に侵攻後から市況は下がり始め、4月CPは下がりました。行政は心配していたようですが、我々はそれほど供給の心配はしていませんでした。

■業界基準作りと品質維持の使命

葉梨 次のテーマの「品質・保安」に移ります。この20年では1996年の液石法、高圧ガス保安法の改正やオートガスの品質問題、沖縄の水銀事故などがありました。法改正は規制の点での大きな変化だったと思います。このあたりについて萩原さんお願いします。

萩原 この20年の保安関係での大きな出来事は、1996年、97年の液石法と高圧ガス保安法の改正です。液石法の改正では民生用バルクが制度化されまして、以降かなり普及して配送の合理化が進みました。さらに賛否両論ありましたが、販売と保安が分離されて合理化された一方で、保安をやらなくてもやっていける業者が出てきてしまった。法改正から10年経ちましたので、経済産業省でも一度振り返って何がいいのかということを業界とすり合わせをしてもらう時期に来ていると思います。高圧ガス保安法の改正では、目立たないですが、タンクの開放検査の期限緩和など業界としてメリットが大きかったと思います。

富士山 業界として大きなコスト削減が果たせた活動であったと思います。まさに協会の存在意義の一つだと思います。

萩原 それと、東日本大震災では津波で大きな被害を受けてしまったので、この辺りをどのようにとらえるかによって業界にとってインパクトが出てくる可能性もあります。品質関係では、この20年間、特にこの10年はかなりいろいろなことをやったなという印象です。あまり目立たない分野ですが、もっと認知されることも必要なのかなと思います。日協の品質ガイドラインなど、これを作るためにメンバーが時間をかけて喧々諤々と議論をしてきました。1987年の四日市事故で高圧ガス法もかなり改正されましたが、この時も日協では高圧ガス用しかなかった危害予防規範のLPガス用を作って、KHKに渡してその後KHK基準になりました。

葉梨 日協が元売として、目立たないけれども、委員のメンバーが協力して原案作りや作業を行い業界基準やガイドラインを作ったりして、業界活動の大きな一翼を担ってきたのかなと思います。品質について三木田さんお願いします。

三木田 業界団体の中で品質の問題を扱っているのは日協の品質部会のみで、非常に責任の大きい活動です。



三木田 裕彦

石油業界では石油学会という研究機関がやるようなことを日協の部会がやっているわけです。製造規格である JIS や出荷規格であるガイドラインについて、いろいろ要請が出てきたものを品質ガイドラインに落とし込んで、JIS の改正へという流れがしっかりできているので、JIS の改正についても品質部会が行っているわけです。

私自身は 2001 年の沖縄水銀問題が収束した頃の 02 年に部会に入ってきました。萩原さんもおっしゃいましたが、特にこの 10 年はかなりいろいろなことをやってきたと思います。先人の方が残してくれた『技術総覧』も、改訂できていなかったところを数年かけて新しいデータに更新するという地道な作業もしてきました。水銀問題については、それまでの我々の発想になかった問題から対応しなければなりません。オートガスに関しては、自動車自体の技術的なレベルが上がってくる、キャブレター方式から直噴方式になって

くると LP ガスの品質が次世代車に対してどのような影響を与えるのか、ということは誰も知らないし誰も調査していない内容です。これではいけないということで国の補助もいただいて、3 年間かけて調査したことも画期的でした。硫黄や残渣のデータを蓄積することができ、これは今も継続しています。これを日本自動車工業会（自工会）との定期的な話し合いの中でアップデートしています。環境性についても、LP ガスは CO₂ だけでなく他の成分においても優れているということをデータで示していかないとはいけません。以前に太田さんとの話で、1 ppm というのは干草の中の針 1 本くらいの大きさです、という話をしたことがあります。それだけ微小な事象を議論しなければならないのです。技術が進化していく中で、微小な部分にこだわらなくてはいけない時代に入ってきたのだと感じています。一方で無理をした調査をしてミスリードするようなことがあってはいけません。すべてをチェックすることはコスト面からもできない中で、どうやって品質を確保していくのかということです。他では、4 年ほど前から品質講習会を行っていきまして、各事業所の品質担当者を集めて年に 1 回、会員さんの基地に行っているいろいろな技術的な話について意見交換をしています。事業所の方は自社以外で活動することがほとんどありませんから、こういう場で見聞を広めていただき、品質に関する議論をしていく中で内容の向上につながればと思います。これからもやっていかなければいけないことが多々ある部会ですが、これをどう新しい人に引き継いでいくかも課題です。

葉梨 1,600 万トンの LP ガスが使われている中で、そのうちの約 75% について硫黄や残渣の成分データが把握・蓄積されています。これは世界にないことで、元売各社の連携の成果だと思っています。データが長年積み重なってきて大きな財産になっています。

富士山 私は、沖縄の水銀事故の時は、関係者として 4 カ月半現地に詰めていました。当時は日本 LP ガス協会の方々に大変お世話になりました。幸いにも、一人のけが人もなく収束しましたが、沖縄ということで供給拠点が限られている為、供給の面でも綱渡りをしての対応でした。その後、水銀に関する品質基準を

作って、それを政令にする際の経産省への働きかけなど、当時の協会のバックアップには改めて感謝を申し上げたいと思います。当時のエネ庁も迅速に対応してくれました。現場は大変でしたが、いろいろな方のご尽力で品質事故を問題なく収束できたことに感謝しています。

葉梨 あの時は元売各社もかなり危機意識を持っていて、12月の発生直後に対策会議を開いて他にも水銀が含まれているのではという懸念を早く打ち消すのが重要だということで、各基地に分析をお願いして27、28日には全部結果が出そろいました。その結果、他の基地では問題ないということになり、切り抜けることが出来ました。私も着任して間もなかったのですが、元売の迅速な対応と連携を感じた出来事でした。品質について、丹波さんいかがでしょうか。

丹波 我々調達担当者にとって、CPと並んで品質も頭の痛い問題です。この30年の間に大きな出来事が3つありました。1つは1984、85年頃だったと思いますが、サウジからのブタンがすべてアウトだったこと、2つ目が水銀問題、3つ目が着臭剤の問題です。基地で止められずに製品が末端まで届いてしまうと非常に大きな問題となります。他には、世界と日本の標準スペックが異なるという点、不良のガスが入った場合の対策としてLPガスは薄めて対応するしかないという点も頭の痛いところですよ。

葉梨 品質については、できるだけ早く分析をして、問題がある場合には早い段階で止め、きちんとした品質のLPガスを出荷していくことが元売の使命です。

三木田 そのために検査方法をいかに簡略化して早く結果を出し、基地に入るまでの水際で止めていくかが課題です。品質の問題は出荷したら終わりではなくて、限界はありますが先の段階まで責任を持って対応していくことを心掛けています。

■日協は業界のシンクタンク

葉梨 次のテーマの「需要開発」ですが、ガス体エネルギーに位置付けられ、一方ではオール電化対応という課題も出てきました。2005年に日協主導で「LPガス一人と地球にスマイルを」プロジェクトがスタートし、同じ年にコラボ活動も始まりました。まず、プロジェクトの立案に携わった大森さんお願いします。

大森 きっかけはエネルギー基本計画で、ガス体エネルギー、地球にやさしいエネルギーと位置付けられたことで、我々も自信を持ってこれを具体化しようということになりました。日協主導で当時の全卸協、日連、全スタ協の業界4団体が一体となって、新しい機軸でPRしようという機運が高まりました。機器や器具メーカーさんなどにも参加してもらいました。位置付け向上やPRにもなるし、販売店さんのスキルアップや保安教育などにもつなげていこうという壮大な構想で、当初は年に10億、20億円くらいかけて大々的にやろうということでした。最終的には1億円の予算でスタートしたわけですが、この時も日協の企画委員会やメンバー会社が大変な努力をしました。先ほど基準作りの話もありましたが、日協は業界の中でシンクタンクの役割を果たしていると思います。こうしたシンクタンク機能をもっと前面に出して、政策課題を提言していくという役割を日協が行っていくべきだと思います。需要開発のところは直接商売に関わる場所ですので日協の役割も大きいと思っています。今後も引きつづき活動を継続していくことで需要も復活してくることを期待しています。



葉梨 益弘

葉梨 2005年に日本ガス協会からコラボとして一緒にやりませんかという話があって、都市ガス業界との連携がスタートして7年ほど経ちました。需要開発の面では最近では都市ガス業界の企画に頼っている部分もありますが、このあたりについて皆さんの思いはありますか。

大森 コラボが出来た時も日本ガス協会から話があって、LPガス業界では日団協という受け皿がすでに出来ていたので、あとは手を結ぶかどうかという話でした。日協ではやるべきという意見でしたが、業界には反対意見もありました。日協には人材もいますので、業界のシンクタンクとして今後でもリードしていくべきだと思います。

葉梨 日協としてやれることは限られている中で、最近ではGHPなどPRツールを作ってホームページに載せるなどの活動をしています。業界団体との連携を考えながら需要開発をしていくということですが、日協として需要開発に関する何

か知恵があればご意見を伺いたいと思います。

丹波 需要開発を考える場合に、やはり価格が問題になってきます。価格が高いと需要開発も続かない。1996、97年頃だったと思いますが、需要見通しの中で2,500万トンという目標があってIPP（卸電力事業）やコージェネなどいろいろな需要開発のプロジェクトがありました。しかしその後、CPが高騰して中断してしまいました。需要は1,970万トンをピークにその後は下がって、現在は1,600万トンになっています。やはり価格は大きな影響があると思います。

葉梨 価格水準を海外と比較すると、欧州ではCIFと末端価格の差が大体3倍くらいで、一方日本では平均すると約5～6倍になっています。

大森 価格の乱高下という意味では、昔のSPの時代の方がやりやすかったですね。価格幅は大体100ドル程度でした。今は500ドルくらい上下することもありますから、信頼のおけないエネルギーと言われてしまいますよね。

丹波 やはりCP自体の問題も大きいと思います。

三木田 CIFベースで1,000ドルで輸入したものを、4,000ドルで売っていること自体も他の業界から見ればおかしいと思います。

太田 かつて海外トレーダーがうらやましそうに、「日本ではCIFの10倍の末端価格でLPガス売っている。入着価格の10倍で売れる商品は、麻薬と銃とLPガスだけだ」という話をしてきました。「それはすべて危険物で共通、実際に保安最優先の日本では家庭用LPガスの安全確保や戸別配送には非常に経費がかかる」とまじめに説明しましたがね。いまやマージンはだいぶ圧縮されてしまいましたが、業界挙げてのたゆまぬコストダウン努力で一定のマージンを確保できる余地はまだあるように思います。

私は今ソーラーシステムの営業に携わっていることから感じるのですが、家庭の主婦は節電や省エネに非

常に関心が高い。ご家庭でソーラーをつけると発電量と消費量がリアルタイムでモニターできます。見えない電気の「見える化」です。余剰分は高く売れるという経済的な利益から電気を消して回る。合わせて節電によって社会にそして地球環境にも貢献できるという新しい価値観もあるでしょう。とりわけ「熱源利用は電気を食う」ことをお客様は痛感するはずで、給湯や暖房はL Pガスを使った方が効率的ということをお客様にPRすることでL Pガス需要開拓の余地があると思います。

大森 L Pガスは高効率機器などハード面はそろっています。問題はソフトの面です。

三木田 機器を売って単位消費量を上げるという業界の一方的なお客様への対応では、これから立ち行かなくなってくると思います。L Pガスの使用を見える化していってお客様の満足を提供していく時代に来ていると思います。単位消費量アップだけのお客様とWin-Winが構築できないビジネスモデルでは、今後スマートコミュニティが進む中でL Pガスは除外されてしまうと思います。

■今後の日協活動の役割

葉梨 最後にまとめとして、今後の日協活動の役割や課題について一言ずつお聞かせ願えればと思います。

萩原 技術保安関係で言うと、昔は現場やいろいろなことを経験した人材がいましたが、基地の新規建設がここ10年ほとんどないこともあって、経験や知識を積んだ若い人材が育っていません。日協の活動は各社さんの力がベースですので、シンクタンクとしての力も弱まっているのが今の状態だと思います。業界のシンクタンクとなり得る状況を作っていくのが課題です。技術保安は日協だけでなく業界団体との連携が必要となってきます。技術保安は儲けに直結する活動ではありませんが、L Pガスを扱う以上行政の規制からは逃れられないので、規制に対して業界側で自主的に基準を作るなどして対応していくことを日協がリードしていくことが役割なのかなと思います。

丹波 やはり需要開発には輸入価格が安定していかないといいません。供給ソースの多角化と備蓄の有効活用を目指した活動を進めていきたいと思っています。行政ではL Pガスの位置付けは上がっていますが、一般の人の間ではどうかという疑問です。一部ではL Pガスは都市ガスに比べて高いという悪いイメージが先行しています。国民全体のL Pガスに対する認識の底上げが必要かと思っています。

三木田 技術的な要求が高まる中で、L Pガスの品質についても諸外国と比べても厳しい要求が求められてきます。品質の問題は先に対策を打ちにくいところがあって、難しい部分はありますが、今はいろいろなこうしたらどうかというような話も出ていて、良い方向に向かっていると思います。将来的に見て、保安や品質以外の技術的な問題があるのではないかと思います。スマートコミュニティ、スマートグリッドにどう対応していくのかなど、技術的な部分でもっと勉強する必要があります。自分たちで先んじてやらないといけないという意識を持たないといけないと思います。

山田 ずっと供給をやってきて2年前から日団協の活動に参加して、いろいろ知らなかったことがあったなと思っていて、今日の座談会の話聞いて認識を新たにすることも多くありました。販売店さんの話を聞くと、世代交代が進んでいて需要を増やすにはどうしたらいいか一生懸命考えている方もいます。こういう人がどんどん表に出てくると業界も変わってくるのかなと思います。あと価格の乱高下についてですが、これ



は日本勢だけのコンセンサスで対抗策が出せるのかというあたりは、これから考えて後世に伝えていきたいと思えます。

太田 今後のLPガスの需要を見通した場合、人口減少や省エネ機器の普及を考えると増加することは考えにくいですが、現在のレベルを維持することは十分可能だと思います。繰り返しとなりますが、大震災以降、原子力は主役の座を明け渡し、様々なエネルギーの長所を活かしていかざるを得ない状況で、LPガスは規模は小さいながらも引き続きしっかりと存在感を示しながら、エネルギーベストミックスの一翼を担っていると信じています。

大森 末端の消費者に一番近いところにいる販売事業者がスキルアップをし、力をつけていかないといけない。そのために日協として日団協活動を中心に他団体をサポートしていくのが役割かなと思います。

富士山 価格がリーズナブルでなければ、いくら災害に強くても選択されるエネルギーにはなれない。残念ながら現在、電気や都市ガスと比べた場合に、価格面でLPガスは勝てるエネルギーにはなっていません。その意味で、中期的に流通も含めた価格問題を解決していくことが大切だと思います。そうなれば、LPガスのエネルギーとしての価値が改めて見直されると確信します。

葉梨 価値というお話がありましたが、LPガスの特性を啓蒙、啓発していく、価格の問題を解決していく、といった活動をしながら元売団体として日協が業界を引っ張っていくという責務を果たしていきたいと思えます。本日はありがとうございました。

資料編

LPガス需給の推移

		期初在庫	石油精製	石油化学	輸入	供給計	家庭業務用	一般工業用	都市ガス用
昭和31年度	1956	0	46			46	39	4	2
昭和32年度	1957	1	93			93	83	7	2
昭和33年度	1958	2	140			140	110	9	3
昭和34年度	1959	2	205	12		217	169	13	6
昭和35年度	1960	3	392	41		433	301	32	16
昭和36年度	1961	6	627	80	28	735	500	73	26
昭和37年度	1962	44	773	138	129	1,040	787	99	34
昭和38年度	1963	49	1,139	221	227	1,587	1,089	182	44
昭和39年度	1964	51	1,471	294	429	2,194	1,356	255	38
昭和40年度	1965	74	1,807	437	582	2,826	1,641	324	40
昭和41年度	1966	203	2,013	450	915	3,378	1,800	481	72
昭和42年度	1967	233	2,319	457	1,368	4,144	2,129	625	98
昭和43年度	1968	285	2,525	519	1,820	4,864	2,464	740	142
昭和44年度	1969	369	3,041	573	2,306	5,920	3,042	892	158
昭和45年度	1970	410	3,434	540	2,897	6,871	3,294	1,164	176
昭和46年度	1971	647	3,724	488	3,619	7,831	3,621	1,435	269
昭和47年度	1972	734	3,997	440	4,422	8,859	4,208	1,449	407
昭和48年度	1973	717	4,379	313	5,168	9,860	4,616	1,638	401
昭和49年度	1974	812	4,136	274	5,817	10,227	4,775	1,552	499
昭和50年度	1975	983	4,183	322	5,894	10,399	4,990	1,732	563
昭和51年度	1976	959	4,182	350	6,617	11,149	5,265	1,931	692
昭和52年度	1977	935	4,142	340	7,360	11,842	5,274	2,189	694
昭和53年度	1978	1,045	4,300	402	8,232	12,934	5,357	2,578	924
昭和54年度	1979	974	4,340	331	9,787	14,458	5,571	2,673	1,182
昭和55年度	1980	1,254	3,850	265	10,063	14,178	5,599	2,476	1,394
昭和56年度	1981	1,504	3,950	272	10,532	14,754	5,689	2,629	1,738
昭和57年度	1982	1,328	3,959	193	11,578	15,730	5,665	2,843	1,830
昭和58年度	1983	1,351	4,106	217	10,701	15,024	5,743	2,984	1,729
昭和59年度	1984	1,783	4,056	195	11,315	15,566	5,688	3,282	1,918
昭和60年度	1985	1,893	4,103	256	11,785	16,144	5,751	3,568	1,989
昭和61年度	1986	2,201	3,646	252	12,334	16,232	5,912	3,751	1,901
昭和62年度	1987	2,239	3,893	231	12,546	16,670	5,849	3,991	1,922
昭和63年度	1988	2,500	3,936	140	13,232	17,308	6,070	4,360	2,057
平成元年度	1989	2,474	4,252	158	14,210	18,620	6,204	4,490	2,264
平成2年度	1990	2,753	4,352	143	14,281	18,776	6,207	4,745	2,334
平成3年度	1991	2,710	4,332	124	15,041	19,497	6,542	4,633	2,452
平成4年度	1992	2,766	4,340	152	15,318	19,810	6,750	4,613	2,515
平成5年度	1993	2,949	3,930	169	15,068	19,167	7,027	4,608	2,567
平成6年度	1994	2,739	3,995	202	15,080	19,277	6,807	4,778	2,419
平成7年度	1995	2,860	4,186	201	14,827	19,214	7,146	4,869	2,541
平成8年度	1996	2,653	4,325	212	15,232	19,769	7,279	5,080	2,394
平成9年度	1997	2,701	4,255	214	14,853	19,322	7,343	4,999	2,252
平成10年度	1998	2,669	4,083	211	14,465	18,759	7,366	4,739	2,151
平成11年度	1999	2,483	4,294	301	14,387	18,982	7,657	4,771	2,208
平成12年度	2000	2,188	4,327	285	14,851	19,463	7,710	4,815	2,121
平成13年度	2001	2,602	4,511	325	14,362	19,198	7,603	4,538	1,911
平成14年度	2002	2,641	4,153	299	14,015	18,467	7,897	4,685	1,826
平成15年度	2003	2,218	3,851	304	14,043	18,198	7,802	4,663	1,492
平成16年度	2004	2,163	3,901	285	13,719	17,905	7,827	4,470	1,434
平成17年度	2005	2,000	4,401	348	14,083	18,832	7,942	4,526	1,296
平成18年度	2006	2,278	4,305	303	13,532	18,140	7,969	4,189	848
平成19年度	2007	2,242	4,184	373	13,522	18,079	7,933	3,926	842
平成20年度	2008	2,005	4,046	282	13,126	17,454	7,404	3,640	789
平成21年度	2009	2,184	4,413	306	11,597	16,316	7,153	3,510	819
平成22年度	2010	1,690	4,112	354	12,332	16,798	7,312	3,472	904
平成23年度	2011	1,831	3,431	224	12,633	16,288	7,134	3,228	1,008

注：昭和48年度期初在庫は、石油化学工場の在庫52千トン差し引いている。

出典：資源エネルギー庁液化石油ガス需要想定小委員会「LPガス需要見通し」

(単位:千トン)

	自動車用	大口鉄鋼用	化学原料用	電力用	国内需要	輸出	需要計	過欠補正	期末在庫
					45		90		1
					92		184		2
			18		140		280		2
			28		216		216		3
			81		430		430		6
			98		697		697		44
			115		1,035		1,035		49
	184		86		1,585		1,585		51
	448		74		2,171		2,171		74
	635		54		2,694	3	2,697		203
	828		158		3,339	9	3,348		233
	1,017		199		4,068	24	4,092		285
	1,203		204		4,753	27	4,780		369
	1,359		396		5,847	32	5,879		410
	1,430		527		6,591	43	6,634		647
	1,491		876		7,692	52	7,744		734
	1,506	137	1,087		8,794	30	8,824		769
	1,495	371	1,194		9,715	50	9,765		812
	1,448	601	1,069		9,944	10	9,954	102	983
	1,558	706	866		10,415	8	10,423		959
	1,655	819	806		11,168	5	11,173		935
	1,663	824	978	91	11,713	19	11,732		1,045
	1,725	784	1,257	344	12,969	36	13,005		974
	1,732	756	1,695	545	14,154	24	14,178		1,254
	1,696	473	1,466	845	13,949	3	13,952		1,480
	1,702	413	1,979	769	14,919	4	14,923	7	1,328
	1,716	292	2,237	1,066	15,649	44	15,693		1,365
	1,767	181	1,511	651	14,566		14,566	26	1,783
	1,760	189	1,952	653	15,442		15,442	14	1,893
	1,762	214	1,903	619	15,806		15,806	30	2,201
	1,773	298	1,976	556	16,167		16,167	27	2,239
	1,810	308	1,838	615	16,333		16,333	76	2,500
	1,811	343	1,867	730	17,238		17,238	96	2,474
	1,801	442	2,177	946	18,324		18,324	17	2,753
	1,805	417	2,378	896	18,782	16	18,798	21	2,710
	1,820	397	2,587	941	19,372	23	19,395	46	2,766
	1,797	395	2,667	886	19,623	10	19,633	-6	2,949
	1,772	362	2,424	544	19,304	2	19,306	71	2,739
	1,794	369	2,526	425	19,118		19,118	38	2,860
	1,752	321	2,179	533	19,341	6	19,347	74	2,653
	1,738	284	2,399	529	19,703	7	19,710	11	2,701
	1,678	295	2,449	306	19,322	47	19,369	-15	2,669
	1,645	247	2,286	455	18,889	58	18,947	-2	2,483
	1,642	260	2,326	267	19,131	95	19,226	51	2,188
	1,623	199	1,969	393	18,830	55	18,885	164	2,602
	1,595	107	2,352	391	18,497	77	18,574	585	2,641
	1,610	75	2,234	377	18,704	30	18,734	156	2,218
	1,628	77	1,981	402	18,045	5	18,050	203	2,163
	1,642	102	2,085	343	17,903	1	17,904	164	2,000
	1,626	73	2,502	436	18,401	4	18,405	149	2,278
	1,594	146	2,901	422	18,069	103	18,172	4	2,242
	1,570	97	3,348	472	18,188	120	18,308	8	2,005
	1,486	119	3,051	631	17,120	141	17,261	14	2,184
	1,409	127	3,268	312	16,598	199	16,797	13	1,690
	1,370	142	2,800	306	16,306	160	16,466	191	1,831
	1,295	88	2,583	958	16,294	60	16,354	-4	1,769

FOB・CIF価格の推移

		FOB(サウジ)		CIF PB平均 (円/トン)	為替 レート (円/ドル)			FOB(サウジ)		CIF PB平均 (円/トン)	為替 レート (円/ドル)
		プロパン (ドル/トン)	ブタン (ドル/トン)					プロパン (ドル/トン)	ブタン (ドル/トン)		
1962年 (S37)	1月			-	360.00	1969年 (S44)	1月			10,508	360.00
	2月			15,404	360.00		2月			10,722	360.00
	3月			16,025	360.00		3月			10,633	360.00
	4月			-	360.00		4月			10,090	360.00
	5月			16,633	360.00		5月			10,513	360.00
	6月			-	360.00		6月			10,591	360.00
	7月			14,636	360.00		7月			10,324	360.00
	8月			-	360.00		8月			11,798	360.00
	9月			15,864	360.00		9月			10,833	360.00
	10月			14,175	360.00		10月			10,212	360.00
	11月			14,505	360.00		11月			10,551	360.00
	12月			13,593	360.00		12月			11,638	360.00
1963年 (S38)	1月			16,267	360.00	1970年 (S45)	1月			10,198	360.00
	2月			13,981	360.00		2月			10,850	360.00
	3月			13,865	360.00		3月			11,252	360.00
	4月			13,802	360.00		4月			11,249	360.00
	5月			13,215	360.00		5月			10,977	360.00
	6月			13,836	360.00		6月			11,984	360.00
	7月			-	360.00		7月			10,791	360.00
	8月			13,715	360.00		8月			11,919	360.00
	9月			-	360.00		9月			11,026	360.00
	10月			13,057	360.00		10月			10,454	360.00
	11月			13,746	360.00		11月			10,470	360.00
	12月			13,503	360.00		12月			10,713	360.00
1964年 (S39)	1月			13,734	360.00	1971年 (S46)	1月			10,469	360.00
	2月			13,429	360.00		2月			10,624	360.00
	3月			13,278	360.00		3月			10,506	360.00
	4月			13,118	360.00		4月			10,688	360.00
	5月			13,361	360.00		5月			10,010	360.00
	6月			12,943	360.00		6月			9,922	360.00
	7月			13,943	360.00		7月			9,862	360.00
	8月			13,543	360.00		8月			10,276	360.00
	9月			12,857	360.00		9月			10,071	346.45
	10月			13,354	360.00		10月			9,400	333.81
	11月			13,544	360.00		11月			9,636	329.15
	12月			-	360.00		12月			9,981	321.08
1965年 (S40)	1月			11,899	360.00	1972年 (S47)	1月			9,690	308.00
	2月			14,324	360.00		2月			9,570	308.00
	3月			11,660	360.00		3月			9,347	308.00
	4月			11,682	360.00		4月			9,855	308.00
	5月			12,914	360.00		5月			9,312	308.00
	6月			12,823	360.00		6月			10,064	308.00
	7月			12,228	360.00		7月			11,749	308.00
	8月			12,313	360.00		8月			11,118	308.00
	9月			14,968	360.00		9月			10,662	308.00
	10月			13,637	360.00		10月			10,407	308.00
	11月			15,214	360.00		11月			11,061	308.00
	12月			12,751	360.00		12月			10,195	308.00
1966年 (S41)	1月			19,272	360.00	1973年 (S48)	1月			10,298	308.00
	2月			12,588	360.00		2月			9,576	292.55
	3月			12,698	360.00		3月			9,540	266.29
	4月			14,725	360.00		4月			9,154	265.25
	5月			13,104	360.00		5月			9,693	265.18
	6月			11,099	360.00		6月			9,682	264.42
	7月			12,769	360.00		7月			10,241	264.47
	8月			9,390	360.00		8月			9,528	265.02
	9月			9,856	360.00		9月			10,413	265.40
	10月			9,902	360.00		10月			9,447	265.90
	11月			11,137	360.00		11月			10,963	271.64
	12月			9,973	360.00		12月			12,368	279.92
1967年 (S42)	1月			9,860	360.00	1974年 (S49)	1月			17,969	290.36
	2月			11,318	360.00		2月			25,232	297.37
	3月			10,199	360.00		3月			26,275	287.00
	4月			10,166	360.00		4月			26,356	277.87
	5月			10,903	360.00		5月			32,473	278.11
	6月			10,233	360.00		6月			33,800	281.27
	7月			10,719	360.00		7月			34,957	286.22
	8月			10,010	360.00		8月			36,844	298.08
	9月			10,203	360.00		9月			37,270	302.26
	10月			10,737	360.00		10月			36,997	298.12
	11月			10,076	360.00		11月			39,496	300.04
	12月			10,777	360.00		12月			40,321	300.03
1968年 (S43)	1月			12,801	360.00	1975年 (S50)	1月			40,425	300.88
	2月			10,194	360.00		2月			40,586	297.10
	3月			10,867	360.00		3月			39,258	287.86
	4月			9,849	360.00		4月			39,444	290.72
	5月			9,954	360.00		5月			39,726	291.96
	6月			10,683	360.00		6月			39,103	291.78
	7月			10,074	360.00		7月			41,222	295.60
	8月			10,053	360.00		8月			40,559	297.39
	9月			10,505	360.00		9月			40,401	298.07
	10月			9,957	360.00		10月			41,742	302.43
	11月			10,401	360.00		11月			41,553	302.00
	12月			10,588	360.00		12月			41,821	304.44

		FOB(サウジ)		CIF PB平均 (円/トン)	為替 レート (円/ドル)			FOB(サウジ)		CIF PB平均 (円/トン)	為替 レート (円/ドル)
		プロパン (ドル/トン)	ブタン (ドル/トン)					プロパン (ドル/トン)	ブタン (ドル/トン)		
1976年 (S51)	1月			41,946	305.50	1983年 (S58)	1月	250	255	66,905	232.89
	2月			41,216	302.84		2月	260	270	68,749	237.03
	3月			42,156	301.50		3月	260	270	73,422	235.99
	4月			41,470	299.30		4月	260	270	76,461	238.61
	5月			41,015	299.00		5月	*280	*280	75,796	235.43
	6月			41,169	299.83		6月	280	280	78,530	239.48
	7月			40,899	296.89		7月	280	280	78,173	239.93
	8月			39,761	292.81		8月	270	270	75,981	242.70
	9月			39,448	288.18		9月	260	260	75,694	244.80
	10月			39,464	288.43		10月	225	250	70,428	236.15
	11月			40,175	294.12		11月	225	250	65,970	234.22
	12月			41,186	295.68		12月	225	250	63,872	234.81
1977年 (S52)	1月			40,144	292.64	1984年 (S59)	1月	225	250	63,113	233.83
	2月			39,631	288.41		2月	225	250	62,878	233.98
	3月			40,051	282.49		3月	225	250	61,952	228.79
	4月			38,961	275.91		4月	225	240	61,386	225.10
	5月			38,933	277.66		5月	225	240	60,540	227.48
	6月			39,509	275.79		6月	225	240	61,033	231.56
	7月			37,706	267.78		7月	225	225	62,357	238.69
	8月			38,059	265.70		8月	*215	*215	61,941	243.69
	9月			38,035	267.14		9月	206	206	58,647	243.02
	10月			37,501	261.78		10月	206	206	59,846	246.68
	11月			36,044	249.13		11月	206	206	58,046	244.08
	12月			34,945	241.87		12月	206	206	58,988	246.07
1978年 (S53)	1月			35,443	240.73	1985年 (S60)	1月	206	206	60,687	252.04
	2月			34,849	241.46		2月	206	206	62,141	256.66
	3月			34,540	236.94		3月	206	206	62,272	260.53
	4月			32,844	222.99		4月	206	206	62,528	254.49
	5月			32,737	225.36		5月	206	206	60,297	251.36
	6月			32,324	222.54		6月	206	206	60,601	250.26
	7月			29,917	205.17		7月	206	206	58,869	246.22
	8月			27,577	191.18		8月	206	206	57,298	237.92
	9月			27,874	190.94		9月	206	206	57,643	239.20
	10月			27,570	187.76		10月	211	211	54,547	221.43
	11月			26,714	184.41		11月	211	211	52,063	209.32
	12月			28,328	196.54		12月	217	217	50,347	202.60
1979年 (S54)	1月	125	112	28,614	195.98	1986年 (S61)	1月	217	217	51,215	202.07
	2月	125	112	28,536	199.16		2月	207	207	49,013	193.53
	3月	125	112	29,946	203.39		3月	180	180	43,748	180.21
	4月	126.5	127.5	31,321	210.87		4月	135	135	38,854	178.62
	5月	126.5	127.5	32,438	217.81		5月	125	110	29,681	167.08
	6月	126.5	127.5	33,100	219.83		6月	*110	*100	28,378	169.29
	7月	160	180	34,646	217.24		7月	*100	*95	26,343	163.17
	8月	185	215	38,235	216.13		8月	100	80	22,269	155.04
	9月	200	230	48,963	220.54		9月	100	80	19,790	154.66
	10月	210	250	50,837	225.41		10月	100	80	19,668	154.23
	11月	220	275	61,086	238.48		11月	100	80	19,835	160.34
	12月	240	290	63,508	244.62		12月	100	80	20,641	162.73
1980年 (S55)	1月	275	330	67,210	237.68	1987年 (S62)	1月	100	90	20,622	159.01
	2月	275	330	76,920	240.35		2月	115	115	20,518	152.70
	3月	275	330	79,322	247.44		3月	125	125	23,098	153.47
	4月	300	325	81,140	252.39		4月	125	125	23,632	146.97
	5月	315	325	81,987	238.71		5月	125	125	22,946	139.91
	6月	315	320	77,877	221.44		6月	125	125	22,555	142.58
	7月	315	310	74,781	217.95		7月	125	125	23,455	147.81
	8月	315	300	75,534	224.85		8月	125	125	24,276	150.83
	9月	315	295	73,959	219.10		9月	125	125	23,305	143.02
	10月	305	290	71,537	210.18		10月	125	125	23,508	144.59
	11月	305	290	69,769	211.28		11月	125	130	22,462	138.52
	12月	305	295	71,098	212.85		12月	125	130	22,167	132.65
1981年 (S56)	1月	305	295	68,549	203.99	1988年 (S63)	1月	125	130	20,969	126.01
	2月	305	298	68,608	203.44		2月	125	130	21,239	128.57
	3月	305	298	70,692	207.80		3月	125	130	21,352	128.72
	4月	300	298	71,397	211.99		4月	125	130	20,852	125.64
	5月	*255	*255	72,523	217.18		5月	120	125	20,747	124.76
	6月	255	255	71,237	233.89		6月	120	125	20,137	125.23
	7月	255	255	66,018	226.55		7月	105	110	20,387	131.40
	8月	255	255	68,879	236.35		8月	105	110	19,297	133.12
	9月	255	255	66,870	230.26		9月	105	110	19,232	134.21
	10月	255	255	66,559	229.15		10月	90	95	19,011	132.58
	11月	225	255	66,734	230.56		11月	90	95	16,403	125.36
	12月	225	255	62,830	218.15		12月	90	95	15,755	122.21
1982年 (S57)	1月	225	255	61,270	221.36	1989年 (H元)	1月	90	95	16,307	125.64
	2月	225	255	62,998	231.15		2月	90	95	17,117	128.49
	3月	225	255	65,042	237.03		3月	90	95	16,908	128.00
	4月	225	255	67,469	246.01		4月	90	95	17,368	132.12
	5月	225	255	64,575	237.25		5月	90	95	17,692	133.78
	6月	225	255	67,101	243.66		6月	90	95	18,285	143.06
	7月	225	255	69,958	256.07		7月	90	95	18,312	141.60
	8月	225	255	70,493	257.18		8月	90	95	17,920	140.29
	9月	225	255	70,945	258.60		9月	90	95	18,696	145.10
	10月	225	255	72,603	268.14		10月	90	95	18,241	142.58
	11月	235	255	74,135	272.81		11月	110	108	18,754	142.67
	12月	235	255	69,845	250.33		12月	115.50	114.00	21,052	143.83

		FOB(サウジ)		CIF PB平均 (円/トン)	為替 レート (円/ドル)			FOB(サウジ)		CIF PB平均 (円/トン)	為替 レート (円/ドル)
		プロパン (ドル/トン)	ブタン (ドル/トン)					プロパン (ドル/トン)	ブタン (ドル/トン)		
1990年 (H 2)	1月	119.85	118.20	22,117	144.36	1997年 (H 9)	1月	330.00	330.00	40,172	115.60
	2月	125.25	123.50	23,445	144.93		2月	320.00	305.00	43,375	121.36
	3月	121.53	119.86	24,188	148.61		3月	270.00	277.00	42,770	122.39
	4月	109.03	107.53	25,525	156.99		4月	198.00	207.00	36,314	124.30
	5月	98.99	97.63	23,147	157.09		5月	179.00	192.00	30,394	124.13
	6月	99.07	97.71	20,723	152.28		6月	175.00	192.00	25,547	114.98
	7月	90.46	89.22	20,199	151.95		7月	175.00	192.00	24,744	114.09
	8月	101.11	99.72	19,104	148.90		8月	172.00	192.00	25,621	117.18
	9月	165.88	163.61	21,652	142.96		9月	180.00	195.00	25,994	119.44
	10月	229.20	226.06	29,217	133.82		10月	208.00	203.00	26,919	121.18
	11月	239.59	236.31	33,758	128.31		11月	228.00	215.00	29,569	122.28
	12月	215.85	212.89	36,618	130.86		12月	238.00	215.00	32,740	127.90
1991年 (H 3)	1月	180.06	177.59	34,376	135.27	1998年 (H 10)	1月	180.00	180.00	34,053	130.98
	2月	153.14	151.04	30,945	130.97		2月	140.00	140.00	27,781	125.90
	3月	113.91	112.35	28,600	134.02		3月	125.00	135.00	21,652	127.35
	4月	117.65	116.03	23,784	137.68		4月	120.00	125.00	21,072	131.01
	5月	121.52	119.86	22,862	137.71		5月	125.00	125.00	20,460	132.34
	6月	121.53	119.86	23,271	139.05		6月	115.00	115.00	21,421	138.65
	7月	118.30	116.68	22,686	138.85		7月	105.00	105.00	20,171	140.46
	8月	124.42	122.71	22,023	137.00		8月	107.00	105.00	19,531	143.48
	9月	127.32	125.57	22,405	136.24		9月	120.00	120.00	19,074	138.58
	10月	136.12	134.25	22,426	131.72		10月	145.00	155.00	20,304	129.31
	11月	145.10	143.11	23,183	130.47		11月	178.00	200.00	21,813	118.16
	12月	141.35	139.41	24,929	129.14		12月	195.00	218.00	25,121	120.26
1992年 (H 4)	1月	191.87	176.06	26,633	126.21	1999年 (H 11)	1月	170.00	180.00	25,547	114.09
	2月	124.00	117.00	27,577	125.47		2月	133.00	133.00	22,316	114.17
	3月	121.97	120.26	23,546	130.46		3月	133.00	128.00	19,879	119.88
	4月	122.50	123.00	21,846	133.37		4月	120.00	125.00	21,072	131.01
	5月	128.50	127.00	21,688	132.77		5月	125.00	125.00	20,460	132.34
	6月	136.00	134.00	21,669	128.15		6月	115.00	115.00	21,421	138.65
	7月	146.00	150.00	22,524	125.61		7月	105.00	105.00	20,171	140.46
	8月	142.50	152.00	23,909	126.99		8月	107.00	105.00	19,531	143.48
	9月	143.50	142.50	23,308	124.36		9月	120.00	120.00	19,074	138.58
	10月	152.50	151.50	22,810	121.03		10月	270.00	260.00	32,206	106.34
	11月	158.50	149.50	23,646	122.71		11月	250.00	240.00	31,641	105.21
	12月	133.00	132.50	24,641	124.11		12月	240.00	230.00	29,847	103.74
1993年 (H 5)	1月	130.50	129.50	22,064	124.66	2000年 (H 12)	1月	256.00	251.00	28,436	103.76
	2月	122.50	123.00	21,276	123.98		2月	270.00	270.00	30,797	107.05
	3月	128.50	131.50	19,766	117.95		3月	325.00	325.00	34,877	108.30
	4月	137.00	142.50	19,849	115.05		4月	300.00	305.00	37,535	106.02
	5月	127.50	154.00	20,037	110.81		5月	255.00	255.00	35,065	107.38
	6月	128.50	135.50	19,848	107.97		6月	270.00	270.00	31,608	107.19
	7月	125.50	123.50	18,842	108.16		7月	295.00	298.00	33,331	106.34
	8月	117.00	111.50	17,899	105.38		8月	295.00	300.00	36,513	108.70
	9月	114.00	112.00	16,643	104.37		9月	295.00	295.00	34,953	106.71
	10月	108.50	110.50	16,955	105.67		10月	325.00	325.00	36,596	107.88
	11月	116.50	117.50	16,917	107.80		11月	345.00	345.00	39,393	108.14
	12月	109.00	111.00	17,310	108.35		12月	335.00	335.00	41,634	110.67
1994年 (H 6)	1月	95.00	93.50	17,082	111.79	2001年 (H 13)	1月	335.00	320.00	42,767	115.37
	2月	105.00	103.50	15,826	109.23		2月	350.00	315.00	43,546	116.56
	3月	117.00	122.50	16,246	105.04		3月	330.00	295.00	43,417	118.10
	4月	123.50	131.00	18,069	104.47		4月	275.00	240.00	42,648	123.97
	5月	117.00	129.50	17,979	103.07		5月	275.00	230.00	36,891	122.56
	6月	113.00	111.50	17,582	104.29		6月	285.00	235.00	36,463	120.94
	7月	121.50	120.50	16,141	99.55		7月	270.00	230.00	37,377	123.41
	8月	126.50	124.50	16,542	99.57		8月	240.00	215.00	35,634	123.50
	9月	123.00	121.50	16,834	99.25		9月	230.00	215.00	32,161	119.97
	10月	126.00	134.00	16,734	98.97		10月	240.00	235.00	31,623	119.40
	11月	133.00	147.00	17,233	97.41		11月	235.00	232.00	33,142	121.73
	12月	155.00	177.00	18,575	99.22		12月	210.00	205.00	33,234	124.35
1995年 (H 7)	1月	190.00	207.00	21,026	100.25	2002年 (H 14)	1月	227.00	205.00	32,753	131.11
	2月	230.00	233.00	23,904	99.19		2月	220.00	185.00	32,991	133.32
	3月	215.00	215.00	24,949	94.49		3月	215.00	180.00	31,833	131.99
	4月	185.00	190.00	22,628	86.99		4月	215.00	185.00	31,705	132.09
	5月	165.00	177.00	19,653	83.75		5月	230.00	210.00	31,263	128.74
	6月	162.00	172.00	18,603	84.96		6月	225.00	215.00	31,335	124.84
	7月	152.00	162.00	17,895	85.46		7月	225.00	215.00	30,105	120.17
	8月	147.00	155.00	18,618	90.73		8月	235.00	225.00	30,209	118.39
	9月	147.00	155.00	19,564	98.48		9月	260.00	255.00	32,001	118.93
	10月	159.00	165.00	19,983	100.88		10月	295.00	295.00	37,196	123.22
	11月	180.00	180.00	21,197	101.56		11月	327.00	327.00	40,799	122.40
	12月	195.00	188.00	22,201	101.51		12月	327.00	327.00	43,642	122.83
1996年 (H 8)	1月	205.00	188.00	24,116	104.08	2003年 (H 15)	1月	342.00	335.00	43,480	119.66
	2月	205.00	188.00	25,740	106.38		2月	375.00	365.00	44,249	119.30
	3月	200.00	188.00	24,929	105.32		3月	385.00	360.00	47,403	118.06
	4月	192.00	188.00	25,092	107.08		4月	325.00	310.00	45,677	119.62
	5月	175.00	180.00	24,429	106.02		5月	230.00	210.00	39,542	118.54
	6月	170.00	180.00	23,021	108.19		6月	248.00	235.00	30,605	117.74
	7月	160.00	175.00	23,055	109.55		7月	275.00	260.00	33,559	118.31
	8月	160.00	175.00	21,916	107.84		8月	275.00	260.00	35,360	119.35
	9月	170.00	180.00	22,072	108.78		9月	278.00	265.00	35,836	117.32
	10月	205.00	205.00	23,906	110.99		10月	260.00	255.00	33,870	111.49
	11月	250.00	250.00	28,954	112.86		11月	280.00	280.00	32,881	109.18
	12月	310.00	310.00	33,673	112.70		12月	310.00	315.00	35,312	108.74

		FOB(サウジ)		CIF PB平均 (円/トン)	為替 レート (円/ドル)
		プロパン (ドル/トン)	ブタン (ドル/トン)		
2004年 (H16)	1月	320.00	320.00	37,155	106.93
	2月	330.00	330.00	37,455	106.04
	3月	265.00	265.00	36,435	108.97
	4月	290.00	294.00	32,111	106.25
	5月	318.00	320.00	37,029	110.39
	6月	338.00	355.00	39,732	110.10
	7月	315.00	335.00	38,778	108.75
	8月	338.00	343.00	39,033	110.45
	9月	383.00	383.00	42,796	109.73
	10月	398.00	403.00	46,355	110.29
	11月	463.00	473.00	48,693	106.67
	12月	417.00	427.00	49,633	103.64
2005年 (H17)	1月	365.00	372.00	46,309	103.66
	2月	365.00	372.00	41,487	103.83
	3月	377.00	382.00	41,999	104.83
	4月	415.00	418.00	45,210	107.15
	5月	420.00	423.00	47,488	106.02
	6月	393.00	396.00	47,675	107.90
	7月	398.00	401.00	47,615	110.60
	8月	400.00	406.00	47,019	111.54
	9月	425.00	447.00	48,921	110.21
	10月	505.00	525.00	55,551	113.34
	11月	535.00	555.00	62,543	116.67
	12月	524.00	544.00	68,669	119.52
2006年 (H18)	1月	575.00	585.00	66,968	116.10
	2月	622.00	627.00	73,400	116.92
	3月	530.00	530.00	73,044	117.49
	4月	435.00	425.00	63,191	117.55
	5月	470.00	470.00	55,722	113.51
	6月	470.00	470.00	57,488	112.71
	7月	502.00	502.00	59,640	115.33
	8月	547.00	547.00	64,042	115.89
	9月	563.00	560.00	67,431	116.78
	10月	480.00	485.00	68,206	117.94
	11月	450.00	470.00	62,585	118.16
	12月	480.00	495.00	59,680	116.53
2007年 (H19)	1月	545.00	550.00	65,007	119.20
	2月	526.00	526.00	68,994	120.96
	3月	506.00	506.00	65,203	118.44
	4月	530.00	545.00	64,300	118.20
	5月	560.00	575.00	68,447	119.59
	6月	592.00	612.00	74,877	121.63
	7月	575.00	595.00	73,833	122.98
	8月	580.00	605.00	73,143	119.02
	9月	560.00	580.00	70,148	115.17
	10月	640.00	665.00	73,753	115.96
	11月	730.00	755.00	80,556	113.70
	12月	860.00	885.00	87,636	110.39
2008年 (H20)	1月	870.00	875.00	99,348	110.47
	2月	800.00	805.00	94,548	106.90
	3月	820.00	825.00	88,316	104.46
	4月	805.00	815.00	84,556	100.64
	5月	845.00	860.00	89,648	103.93
	6月	895.00	920.00	92,671	105.13
	7月	905.00	950.00	102,693	106.96
	8月	860.00	890.00	101,027	108.20
	9月	800.00	840.00	98,333	104.12
	10月	790.00	810.00	87,766	103.88
	11月	490.00	490.00	72,842	97.94
	12月	340.00	335.00	50,520	93.96
2009年 (H21)	1月	380.00	380.00	38,643	90.67
	2月	505.00	505.00	39,737	90.00
	3月	470.00	450.00	48,596	96.32
	4月	395.00	405.00	46,410	98.82
	5月	380.00	400.00	43,308	97.81
	6月	395.00	455.00	42,663	96.17
	7月	500.00	540.00	46,020	95.09
	8月	490.00	520.00	51,118	94.97
	9月	565.00	595.00	51,950	93.05
	10月	575.00	595.00	53,424	89.99
	11月	660.00	660.00	57,069	90.61
	12月	720.00	730.00	60,404	88.33
2010年 (H22)	1月	740.00	735.00	65,857	91.61
	2月	735.00	735.00	67,181	90.22
	3月	730.00	715.00	67,333	90.11
	4月	725.00	715.00	70,058	92.56
	5月	725.00	715.00	70,228	93.02
	6月	670.00	670.00	66,598	91.29
	7月	615.00	625.00	60,017	89.09
	8月	575.00	595.00	55,369	86.39
	9月	630.00	650.00	55,364	84.68
	10月	680.00	705.00	58,688	83.44
	11月	770.00	800.00	62,430	81.36
	12月	905.00	945.00	72,481	83.59

		FOB(サウジ)		CIF PB平均 (円/トン)	為替 レート (円/ドル)
		プロパン (ドル/トン)	ブタン (ドル/トン)		
2011年 (H23)	1月	935.00	920.00	77,449	82.83
	2月	820.00	810.00	72,716	82.39
	3月	820.00	860.00	71,010	82.38
	4月	875.00	890.00	75,973	82.98
	5月	945.00	995.00	78,568	81.47
	6月	855.00	925.00	78,245	80.95
	7月	815.00	855.00	73,156	80.42
	8月	835.00	885.00	69,155	77.89
	9月	790.00	865.00	67,602	76.96
	10月	735.00	815.00	65,052	76.70
	11月	750.00	810.00	63,865	77.27
	12月	770.00	820.00	64,863	77.58
2012年 (H24)	1月	850.00	910.00	67,547	77.30
	2月	1,010.00	1,040.00	74,958	77.13
	3月	1,230.00	1,180.00	92,660	81.08
	4月	990.00	995.00	96,918	82.38
	5月	810.00	895.00	78,449	80.42
	6月	680.00	765.00	66,539	79.27
	7月	575.00	620.00	57,171	79.52
	8月	775.00	775.00	58,463	78.49
	9月	970.00	930.00	72,612	78.53
	10月	1,025.00	965.00	82,304	78.30
	11月	1,050.00	990.00	85,955	79.84
	12月	1,010.00	950.00	88,587	82.31

注)①FOB価格(Free On Board=本船渡し価格)はサウジアラビア政府公示価格、またはサウジアラビア国営石油会社(現在はサウジアラムコ)通告価格をベースとした。なお、1978年12月までは輸入各社と産ガス国またはメジャー各社との個別折衝だったので公式に発表されていない。また、単位もガロン、サーム等まちまちであった。

②FOB価格は原則的に月初値。*印は途中変更を示す。

1981年5月プロパン月初295ドル→(19日)255ドルに再変更

(S56) ブタン月初295ドル→(7日)255ドルに再変更

1983年5月プロパン月初260ドル→(10日)280ドルに再変更

(S58) ブタン月初270ドル→(10日)280ドルに再変更

1984年8月プロパン月初215ドル→(7日)206ドルに再変更

(S59) ブタン月初215ドル→(7日)206ドルに再変更

1986年6月プロパン月初125ドル→(17日)110ドルに再変更

(S61) ブタン月初215ドル→(17日)100ドルに再変更

7月プロパン月初110ドル→(8日)100ドルに再変更

ブタン月初100ドル→(8日)95ドルに再変更

8月ブタン月初95ドル→(3日)80ドルに再変更

1989(H元)年11月以降 原油価格連動方式となった。

1992(H4)年1月以降 これに市況反映方式を加味。

1994(H6)年10月以降 サウジアラムコはCP(コントラクトプライス=通告価格)制度を導入した。

③CIF価格(Cost Insurance and Freight=国内入着価格)と為替レート(平均値)は財務省(旧大蔵省)の通関統計をベースとした。1976年1月から化学原料用が統計上区分されたが、本資料では一般用、化学原料用の平均値で表示した。1988年1月からプロパンとブタンが統計上区分された。

④石油化学新聞社作成

歴代会長・副会長 (平成5年以降)

平成	会長	副会長	副会長
5	忍足 文雄 三井石油株式会社 代表取締役社長	新美 春之 昭和シェル株式会社 常務取締役	平塚 雅敏 出光興産株式会社 取締役石油ガス部長
6	木下 禎一 三井石油株式会社 代表取締役社長	新美 春之 昭和シェル株式会社 代表取締役副社長	平塚 雅敏 出光興産株式会社 取締役石油ガス部長
7	新美 春之 昭和シェル株式会社 代表取締役会長	平塚 雅敏 出光興産株式会社 取締役石油ガス部長	福田 潮 日本石油ガス株式会社 代表取締役社長
8	新美 春之 昭和シェル株式会社 代表取締役会長	平塚 雅敏 出光興産株式会社 常務取締役石油ガス部長	福田 潮 日本石油ガス株式会社 代表取締役社長
9	平塚 雅敏 出光興産株式会社 常務取締役石油ガス部長	福田 潮 日本石油ガス株式会社 代表取締役社長	倉地 孝幸 三菱液化ガス株式会社 代表取締役社長
10	河合 正人 日本石油ガス株式会社 代表取締役社長	名原 武 出光興産株式会社 常務取締役	倉地 孝幸 三菱液化ガス株式会社 取締役社長
11	河合 正人 日本石油ガス株式会社 代表取締役社長	中原 晟介 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長	脇谷 剛 出光興産株式会社 取締役副社長
12	河合 正人 日本石油ガス株式会社 代表取締役社長	中原 晟介 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長	天坊 昭彦 出光興産株式会社 専務取締役
13	中原 晟介 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長	長尾 哲哉 出光ガスアンドライフ株式会社 代表取締役社長	河合 正人 日本石油ガス株式会社 代表取締役社長
14	中原 晟介 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役会長	長尾 哲哉 出光ガスアンドライフ株式会社 代表取締役社長	吉田 清 新日本石油ガス株式会社 代表取締役社長
15	長尾 哲哉 出光ガスアンドライフ株式会社 代表取締役社長	大久保 武彦 株式会社ジャパンエナジー 取締役 常務執行役員	吉田 清 新日本石油ガス株式会社 代表取締役社長
16	吉田 清 新日本石油ガス株式会社 代表取締役社長	児玉 宣夫 出光ガスアンドライフ株式会社 代表取締役社長	武内 正明 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長
17	児玉 宣夫 出光ガスアンドライフ株式会社 代表取締役社長	武内 正明 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役会長	神野 康夫 新日本石油株式会社 取締役 執行役員 小売販売本部副本部長
18	児玉 宣夫 アストモスエネルギー株式会社 代表取締役社長	武内 正明 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役会長	神野 康夫 新日本石油株式会社 取締役 執行役員
19	石黒 俊雄 アストモスエネルギー株式会社 代表取締役会長	中村 雅仁 新日本石油株式会社 常務取締役	加藤 徳生 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長

平成	会長	副会長	副会長
20	久内 幸二郎 アストモスエネルギー株式会社 代表取締役社長	中村 雅仁 新日本石油株式会社 常務取締役	加藤 徳生 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長
21	古菌 雅英 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長	中村 雅仁 新日本石油株式会社 取締役常務執行役員	佐藤 雅一 三井丸紅液化ガス株式会社 代表取締役社長
22	古菌 雅英 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長	杉森 務 JX日鉱日石エネルギー株式会社 取締役常務執行役員	佐藤 雅一 三井丸紅液化ガス株式会社 代表取締役社長
23	松澤 純 ENEOSグローブ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員	鈴木 兼介 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長	山崎 達彦 アストモスエネルギー株式会社 代表取締役社長
24	松澤 純 ENEOSグローブ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員	鈴木 兼介 コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長	山崎 達彦 アストモスエネルギー株式会社 代表取締役社長

歴代専務理事

- 松隈 和馬(平成元年7月～平成6年6月、在任5年)
 猿橋 皓(平成6年7月～平成8年6月、在任2年)
 飛騨 一彦(平成8年6月～平成13年7月、在任5年2ヶ月)
 葉梨 益弘(平成13年7月～)

歴代事務局長

- 吉田 稔(平成5年度～10年度)
 仲村 泰広(平成11年度～17年度)
 佐藤 信夫(平成18年度～19年度)
 菊池 津一(平成20年度～22年度)
 岩田 誠一(平成23年度～)

会員名簿

会員	住所	電話番号
アストモスエネルギー株式会社	〒100-0005 千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー24階	03-5221-9700
コスモ石油ガス株式会社	〒108-0014 港区芝5-29-14(田町日エビル)	03-3798-3171
EMGマーケティング合同会社	〒108-8005 港区港南1-8-15 Wビル	03-5495-6000
ENEOSグローブ株式会社	〒100-6115 千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー	03-5253-9170
伊藤忠商事株式会社	〒107-8077 港区北青山 2-5-1	03-3497-6520
岩谷産業株式会社	〒105-8458 港区西新橋 3-21-8	03-5405-5717
株式会社ジャパングスエナジー	〒105-0002 港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル9階	03-6402-1100
エスケイ産業株式会社	〒105-0004 港区新橋2-6-1(さくら新橋ビル)	03-5251-8001
キグナス液化ガス株式会社	〒104-0061 中央区銀座 7-2-22(同和ビル)	03-3573-0021
全国農業協同組合連合会	〒100-6832 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル	03-6271-8111
昭和シェル石油株式会社	〒135-8074 港区台場 2-3-2(台場フロンティアビル)	03-5531-5771
住友商事株式会社	〒104-8610 中央区晴海 1-8-11 (晴海トリトンスクエアアワーオフィスタワーY棟)	03-5166-4393
太陽石油株式会社	〒100-0011 千代田区内幸町 2-2-3(日比谷国際ビル)	03-3502-1601
東京ガス株式会社	〒105-0022 港区海岸 1-5-20	03-3433-2111

(2013年3月現在)

役員名簿

会長	松澤 純	ENEOSグローブ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員	
副会長	鈴木 兼介	コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長	
副会長	山崎 達彦	アストモスエネルギー株式会社 代表取締役社長	
常任理事	宮澤 清	EMGマーケティング合同会社 執行役員 産業・ホームエネルギー統括部 統括部長	
常任理事	谷本 光博	岩谷産業株式会社 専務取締役	
常任理事	和泉 潤一	株式会社ジャパングスエナジー 代表取締役社長	
常任理事	阿部 真	昭和シェル石油株式会社 執行役員	

理事(●は常任理事)

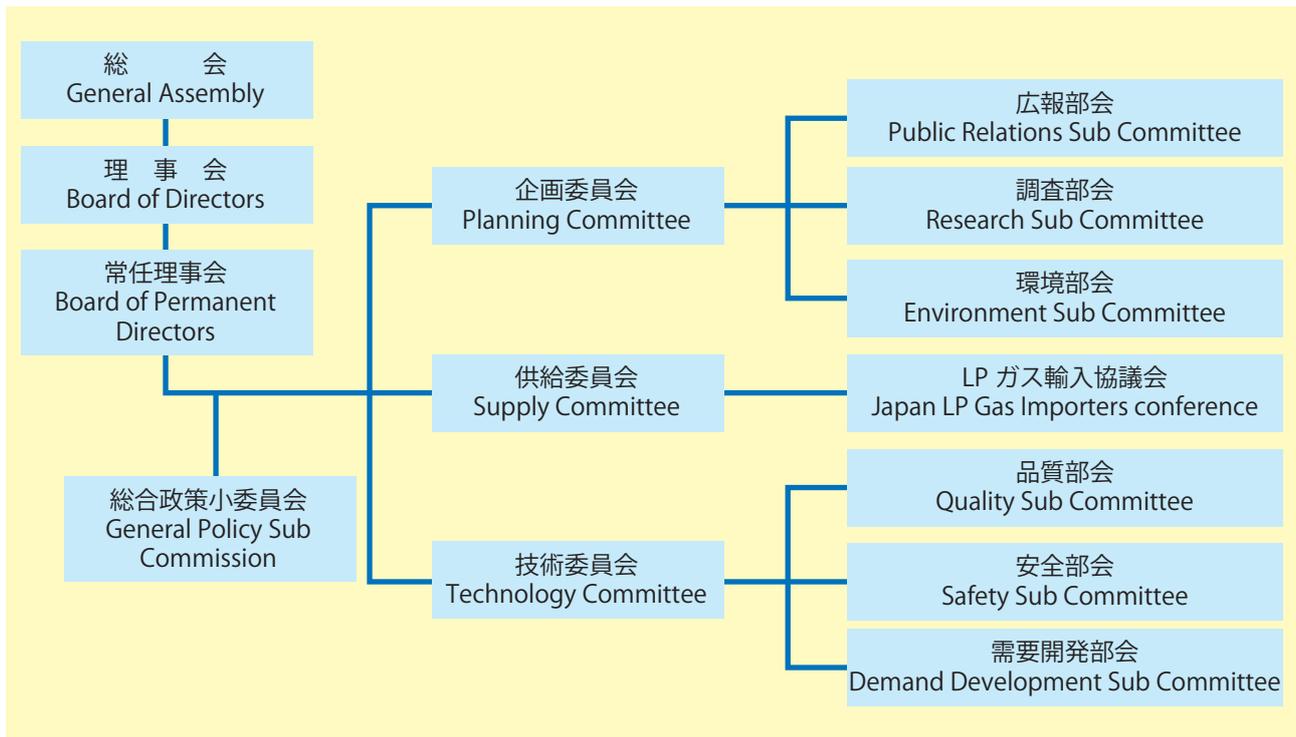
●	山崎 達彦	アストモスエネルギー株式会社 代表取締役社長
●	鈴木 兼介	コスモ石油ガス株式会社 代表取締役社長
●	宮澤 清	EMGマーケティング合同会社 執行役員 産業・ホームエネルギー統括部 統括部長
●	松澤 純	ENEOSグローブ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
	千村 裕史	伊藤忠商事株式会社 エネルギー貿易第二部長
●	谷本 光博	岩谷産業株式会社 専務取締役
●	和泉 潤一	株式会社ジャパングスエナジー 代表取締役社長
	市川 信三	エスケイ産業株式会社 代表取締役社長
	酒井 久男	キグナス液化ガス株式会社 代表取締役社長
	野口 栄	全国農業協同組合連合会 燃料部長
●	阿部 真	昭和シェル石油株式会社 執行役員
	奈良 茂樹	住友商事株式会社 エネルギートレード部長
	川上 有三	太陽石油株式会社 専務執行役員取締役
	野畑 邦夫	東京ガス株式会社 原料部長
	葉梨 益弘	

監事

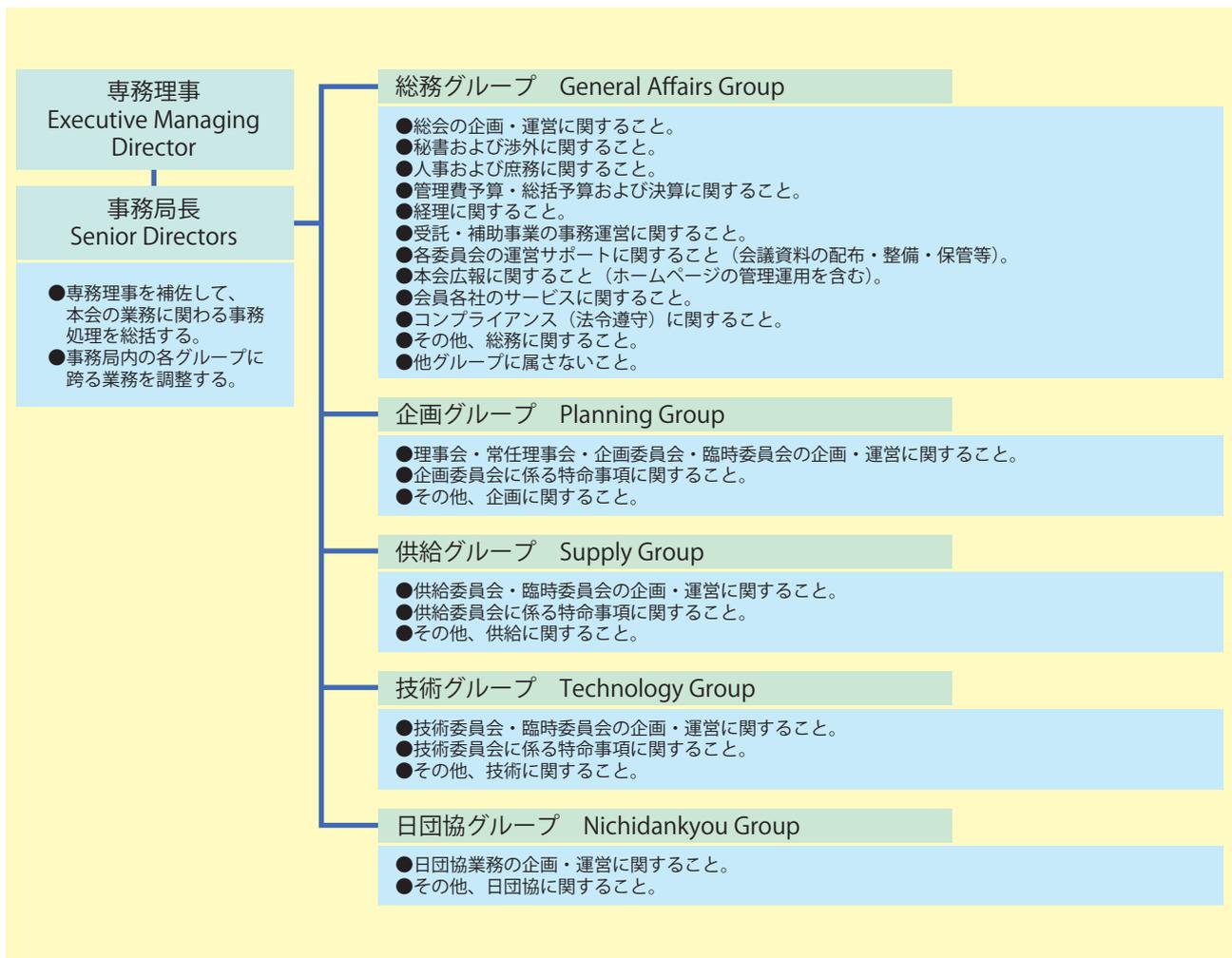
	長谷川 哲也	岩谷産業株式会社 総合エネルギー事業統括室 シニアマネージャー
	竹之内 啓	全国農業協同組合連合会 燃料部ガス課長

(2013年3月現在)

委員会組織



事務局



50年年表

※水色の網かけ部は日協関連事項

年	月	出来事
1952 (昭和27年)	3	昭和石油、旭加工油にプロパン・プラントの運転・運営を委託
	4	太平洋岸製油所の原油処理制限撤廃
	7	石油製品の価格統制撤廃
	7	スタンダード・バキューム、工業用として初のLPガス出荷
	8	ガス器具検定基準制定
	8	通産省鉱山局に石油課新設
	12	帝国石油、初めて家庭用LPガスを帝国プロパン瓦斯販売に販売
<small><主な出来事>サンフランシスコ平和条約・日本安全保障条約発効(4)/血のメーデー(5)/破壊防止法公布(7)/炭労スト(10)</small>		
1953 (昭和28年)	1	通産省、石炭から重油への転換奨励
	4	帝国石油、東北地区の自動車向けプロパンを家庭向けに切り替え
	5	出光興産のタンカー日章丸、イラン原油を初輸入
<small><主な出来事>NHKテレビ放送開始(2)/奄美大島返還(12)</small>		
1954 (昭和29年)	2	石油元売懇話会(現石油連盟)発足
	3	旭加工油川崎工場で業界初の自主基準となる「家庭燃料用プロパンガス取扱基準要綱」草案を作成
	4	ガス事業法施行
	5	LPガス業界の初の団体として神奈川県プロパンガス事業協議会が発足
	6	帝国石油、自動車向けプロパンの販売停止
	12	東京都、家庭用プロパンガス取扱基準要綱を作成
<small><主な出来事>ピキニでの米水爆実験で「第五福竜丸」被爆(3)/防衛庁設置法・自衛隊法公布(6)/東宝の特撮映画「ゴジラ」が封切(11)</small>		
1955 (昭和30年)	2	日本石油瓦斯発足
	3	丸善石油下津製油所、プロパン生産開始
	4	丸善ツバメプロパン大阪基地開所、販売事業者として初のLPガスタンク(15トン2基)設置
	4	金門製作所、プロパンガス用メーター生産開始
	4	丸善ツバメプロパンと太陽酸素、わが国初のコースタルタンカーを完成
	5	大協石油、プロパン生産開始
	8	日本石油瓦斯、わが国初のプロパン用タンクローリー完成
	8	政府、旧軍燃料廠の払い下げを決定、徳山は出光興産、岩国は日本鉱業と三井石油化学、四日市は昭和石油に
	11	全国プロパンガス協会(全プロ協)設立
<small><主な出来事>ワルシャワ条約機構が成立(5)/石原慎太郎「太陽の季節」発表/自由民主党結成(11)</small>		
1956 (昭和31年)	4	高圧ガス取締法改正、省令改正によってプロパンガスにも取扱主任者の選任を義務付け
	9	丸善石油の新造タンカー「ツバメ丸」、ラストヌラに向け初出航
<small><主な出来事>週刊誌「週刊新潮」創刊(2)/エジプト・ナセル大統領がスエズ運河国有化を宣言(7)/日本が国際連盟に加盟(12)</small>		
1957 (昭和32年)	5	トヨタ自動車工業、熱処理工場の石炭炉をLPガスに全面転換
	9	全プロ協、メーカー9社にLPガスの計画生産と貯蔵施設増強を申し入れ
	12	昭和石油、昭和四日市石油を設立
	12	出光興産徳山製油所、「アポロプロパン」としてLPガスの本格販売を開始
	12	LPガスをJIS規格品目に指定
<small><主な出来事>コカ・コーラ、日本での販売開始(5)/東海村原子力研究所の原子炉稼働開始(8)/ソ連が世界初人工衛星打ち上げ成功(10)</small>		
1958 (昭和33年)	8	大協石油四日市製油所、LPガス生産開始
	11	丸善石油、ボタン供給の新会社「丸善ガス開発」を設立
	12	LPガスタンクローリーの関門トンネル通過に正式許可
<small><主な出来事>関門海底トンネル開通(3)/長島茂雄、四連続三振で公式戦デビュー(4)/阿蘇山大爆発/一万円札発行(12)</small>		

年	月	出来事
1959 (昭和34年)	4	ゼネラル物産、ゼネラル石油、三池合成などの出資によりゼネラル瓦斯が設立
	7	ブリヂストンタイヤ、米コンストック・インターナショナル社との提携によるLPガス冷凍タンカー建造計画を通産省に説明
	9	出光興産、富士車輛製作により初のタンクローリー車(15トン)を完成
	11	桜井ガス(奈良県桜井市)、初のブタンを原料とした都市ガス供給を開始
<p><主な出来事>黒部トンネル開通(2)/キューバ革命(2)/「少年マガジン」「少年サンデー」創刊/伊勢湾台風(9)</p>		
1960 (昭和35年)	1	初のコースタルタンカー「第1えるびい丸」完成
	2	東京ガス、LPガス販売会社「東京液化ガス」を設立
	4	外資審議会、ブリヂストンタイヤと米コンストック社とのLPG輸送、貯蔵装置に関する技術提携認可
	5	大阪ガス、LPガス事業計画を発表
	5	出光興産とゼネラル瓦斯、LPガス輸入計画を通産省に説明
	6	ブリヂストンタイヤ、ブリヂストン液化ガス設立
<p><主な出来事>三池争議(1)/石油出国機構(OPEC)結成(9)/浅沼社会党委員長刺殺事件(10)</p>		
1961 (昭和36年)	1	通産省、高圧ガス取締法施行規則改正要綱(省令)を公示
	1	全国購買農業協同組合連合会(全購連)、LPガス販売事業への進出を決定
	3	日本通運、日通液化ガスを設立
	4	「日本LPGプラント協会」設立
	10	第8回全日本自動車ショーにLPG車(ブルーバード1200)初出展
	10	ゼネラル瓦斯が建造していた冷凍タンカー「豪鷲丸」竣工
	11	ブリヂストン液化ガスの冷凍タンカー「ブリヂストン丸」進水式
	12	ゼネラル瓦斯の豪鷲丸が川崎に帰港、初のLPガス輸入船となる
<p><主な出来事>炭労スト(2)/北陸トンネル貫通(7)/釜ヶ崎暴動(8)</p>		
1962 (昭和37年)	3	ブリヂストン液化ガスのブリヂストン丸が川崎基地に初帰港
	6	三菱系4社(三菱商事、三菱油化、三菱石油、三菱化成)のLPガス販売会社として「三菱液化瓦斯」発足
	7	石油業法施行
	10	原油輸入自由化(外貨割当制から自動承認制に移行)
<p><主な出来事>海員組合停船スト(4)/原油タンカー「日章丸」進水(7)/三宅島雄山噴火(8)/キューバ危機(10)</p>		
1963 (昭和38年)	4	LPガスを計量法指定品目に追加
	5	日本LPGプラント協会、「日本LPガスプラント協会」に名称変更
	6	LPガス生産輸入懇話会(現日本LPガス協会、以下「生輸懇」)創立、初代会長に上村英輔理事(日本石油瓦斯取締役社長)が就任
	6	運輸省、続発するLPG車事故への緊急対策を各陸運局に通達
	7	高圧ガス取締法改正。販売主任者制度を新設
	9	運営委員会の下に需給委員会、調査委員会、オートガス委員会、各地方委員会(中部、近畿、四国、九州)を設置
	9	LPガス貯蔵設備拡充に関する要望書を通産省に提出
	10	LPガス元売中央協議会(安西浩会長)設立
	12	高圧ガス保安協会(黒川真武会長)発足
	<p><主な出来事>「38豪雪」北陸で記録的豪雪(1)/日本初の高速道、名神高速道路開業(7)/三井三池鉱山でガス爆発事故(11)/ケネディ米大統領暗殺(11)</p>	
1964 (昭和39年)	2	運輸省、ブリヂストン液化ガスのLPG輸入船「第2ブリヂストン丸」の建造を許可
	3	全国LPガス協会連合会(西宮誠会長)設立
	5	技術委員会を設置
	6	新潟地震により昭和石油新潟製油所、日本石油瓦斯・石油資源開発が被災したことを受け、新潟緊急対策委員会を設置

年	月	出来事
1964 (昭和39年)	7	石油審議会のLPガス需給5ヵ年計画に対し独自の見直し案を作成
	8	全国LPガススタンド協会連合会(郷裕弘会長)設立
	9	大阪府茨木市の充填所で爆発事故、2人が死亡、29人が負傷
	10	銀座・花椿ビルに事務局開設
	10	東京五輪聖火台にLPガスの炎。日石・東燃・岩谷の3社が共納
	12	ブリヂストン液化ガスのLPG輸入船「第2ブリヂストン丸」、クウェートより同社大阪基地へ初入港
<p><主な出来事>日本、OECDに加盟(4)/ベトナム・トンキン湾事件(7)/東海道新幹線開業(10)/日本初の五輪、東京オリンピック(10)</p>		
1965 (昭和40年)	1	金沢地方の豪雪による供給不足に対応するため、ガス不足緊急対策委員会を設置
	5	需給部会、オートガス部会、調査部会、ジョイント部会、地方部会を設置
	5	全米LPガス協会(NLPGA)に加入
	6	高圧ガス協会他7団体による「LPガス災害防止委員会」設立
	10	1966年度末までに各製油所別に20日分のLPガス貯蔵設備を増強することで石油連盟と合意
	10	西宮市の第二阪神国道でLPガスローリー橋桁衝突・爆発事故
	11	全日本海員組合、27日から1カ月に及ぶ大規模停船スト突入
	12	LPガス需給安定立法に関する要望事項を提出
12	海員ストの影響により会員各社で計画出荷を実施	
<p><主な出来事>伊豆大島大火(1)/夕張鉱ガス爆発(2)/米ベトナム戦争に直接介入(「北爆」)(2)/山野炭鉱ガス爆発(6)/日韓基本条約締結(6)/朝永振一郎博士、ノーベル物理学賞(10)</p>		
1966 (昭和41年)	1	海員スト長期化により会員各社で供給割当制を実施
	1	国鉄貨物運賃の大幅値上げに対しLPガス元売中央協議会と合同で折衝
	2	石油ガス税(オートガス税)施行。本税率17円50銭/kgに3段階で引き上げ。1年目は5円/kg
	4	LPガス需給安定法第1次案に対し石油連盟との連名で意見書を提出
	5	石油連盟、生輸懇など関連4団体の代表が三木通産大臣と会談、業界要望を提出
	5	運営委員会を廃止、総務委員会、営業委員会、需給委員会、技術委員会を設置、常任理事会に委員会担当理事を置く
	5	通産省、業界5団体に対しLPガス需給安定化法案の国会提出見送りを説明
	5	LPガス元売中央協議会、全国LPガス元売協議会(全元協)に改組
	6	石油連盟、需給委員会を中心とした「LPガス専門委員会」設置
	7	世界初のLPガス冷凍沿岸タンカー「第101ブリヂストン丸」初出航
8	需給委員会需要開拓部会主催により、仙台、浦和、福岡でLPガス器具普及促進講習会・展示会を開催	
9	「日本エルピーガスメーターリース(株)」(現T&Dリース(株))設立	
10	公正取引委員会、独占禁止法違反の疑いでLPガス業界団体・企業全国20ヶ所の事業所に対し一斉立ち入り調査を実施	
<p><主な出来事>全日空機が羽田沖に墜落(2)この年大型旅客機事故相次ぐ/日本の人口1億人を突破(3)/中国文化大革命(5)/ビートルズ来日(6)/台風26号、死者・行方不明者314人(9)</p>		
1967 (昭和42年)	1	公正取引委員会による価格協定破棄勧告を受託
	3	通産省鉱山局石油業務課と共同で「LPガス長期需要見通し」を策定
	4	全国LPガス業者総決起大会、導管供給問題等を巡り通産省にデモ行進
	5	高圧ガス保安協会に加入
	7	事務局を港区西新橋の酒造会館に移転
	7	総合エネルギー調査会総会、新たにガス部会設置し加藤会長が臨時委員として参加。11月に初会合
	9	北海道部会発足
	10	LPガスプラント協会と共催で「LPガスタンクローリー保安講習会」を開催
12	「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(LPガス新法)が臨時国会で成立・公布。翌年3月施行	
<p><主な出来事>都知事選で美濃部亮吉氏当選。初の革新知事(4)/新潟・山形集中豪雨。死者・行方不明者138人(8)/羽田学生デモ(10、11)/吉田茂元首相死去。戦後初の国葬(10)</p>		

年	月	出来事
1968 (昭和43年)	2	「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る損害賠償保険について、大蔵・通産両省に要望提出
	3	財団法人全国LPガス保安共済事業団設立認可
	5	メーカー18社によるLPガス損害賠償保険の実施を決定、新たに保険部会を設置
	7	財団法人全国LPガス保安共済事業団に加入、加藤会長が同組織の理事長に就任
	7	全国LPガス協会連合会と全国プロパン商工組合連合会が一本化、全国LPガス協議会(全協、岩谷直治会長)が発足
	9	全国簡易ガス事業協議会(簡ガス協)設立

<主な出来事>金嬉老事件(2)/東大紛争激化(3)/十勝沖地震(5)/小笠原諸島、日本に返還(6)/川端康成、日本初のノーベル文学賞(10)/三億円事件(12)

1969 (昭和44年)	2	簡易ガス事業の法制化に関する要望意見書を大平通産大臣に提出
	3	生輸懇、全元協、簡ガス協の3団体でガス事業法改正に関して通産省に要望書を提出
	3	通産省、元売による市中安値業転玉の買い上げについて、生輸懇に対し異例の禁止要請
	5	滝口会長が全米LPガス協会年次総会に初出席
	5	欧米へ初のLPガス調査団を派遣
	5	全日本海員組合、外航ストに突入
	5	全国LPガス業者代表者大会を開催、ガス事業法改正に係る大会決議と陳情書を採択
	5	公正取引委員会、日本ホームガス協業組合へのガス納入を巡り、生輸懇広島部会、広島県LPガス元売協議会などを立ち入り検査
	7	大阪支部、福岡支部が事務局を設置
	8	「LPガス事故防止安全委員会」(現LPガス安全委員会)発足
	11	全協が解散、新たに日本LPガス連合会(日連、澤田寿衛会長)設立

<主な出来事>東大安田講堂占拠の学生を排除(1)/東名高速道路、全線開通(5)/日本のGNP、西側第2位に(6)/米NASA、人類初の月面着陸(7)

1970 (昭和45年)	2	生産輸入各社「長期価格契約制」移行表明
	3	「LPガス需要開発の手引き」第一版を刊行
	6	オーストラリアからの輸入開始
	9	社団法人日本簡易ガス協会(滝口丈夫会長)設立
	10	日協加盟18社、LPガス損害賠償保険を廃止
	10	出光興産、商社(伊藤忠商事、日商岩井、丸紅飯田)が長期契約に基づく輸入を開始
	11	改正ガス事業法施行。70戸以上を簡易ガス事業としてスタート

<主な出来事>日本万国博覧会、大阪で開催(3)/日航「よど号」事件(3)/三島由紀夫ら「楯の会」、陸上自衛隊東部方面総監部で総監を監禁。三島は割腹自殺(11)

1971 (昭和46年)	1	供給源確保を目的として「中東地区液化石油瓦斯買付促進調査団」を編成、中東各国に派遣
	1	通産省、「LPガス供給体制委員会」を設置、需要開拓や国内生産構造、備蓄体制問題などについて検討
	2	OPEC「テヘラン協定」締結
	6	広島地方部会事務局を開設
	6	日統協と高圧ガス保安協会、「LPガスタンクローリー事故防止委員会」を設置
	6	政府、LPガス充填・販売業を46年度の中小企業近代化促進法の指定業種にすることを閣議決定。翌年2月に正式スタート

<主な出来事>群馬県連続女性殺人事件。大久保清容疑者逮捕(5)/全日空機と自衛隊機が岩手県雫石上空で空中衝突(7)/ドルショック。円は暫定的に固定相場制から変動相場制へ(8)

年	月	出来事
1972 (昭和47年)	1	海外調査第2弾として、シンガポール、ブルネイ、オーストラリア、ベネズエラ等に調査団を派遣
	4	全日本海員組合によるストライキが発生
	6	日本LPガス協会規格(JLPGA-S)を制定
	6	キャセイ航空機が南ベトナムで墜落事故。群馬県業界首脳11人が犠牲に
	6	通産省、海員スト長期化への対応として、スポット輸入の強化や国内生産増加などの対策を生産輸入各社に要請
	10	名古屋地方部会事務局を開設

<主な出来事>グアム島で元日本兵・横井庄一さん発見(1)/札幌オリンピック(2)/浅間山荘事件(2)/川端康成自殺(4)/沖縄が日本復帰(5)/田中角栄内閣発足(7)/日中国交正常化(9)

1973 (昭和48年)	2	LPガス法改正省令施行、メーター制が法制化
	7	通産省組織改正で立地公害局設置、外局として資源エネルギー庁を新設。石油部精製流通課がLPガス担当
	9	四国支部に事務局を開設
	9	日統協、バルク供給対策委員会設置
	10	石油危機の到来に備え啓蒙PRポスター55,000枚を販売店に配布
	11	LPガスが「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の対象品目に指定
	12	月刊情報誌「LP-Gas Monthly」を発刊
	12	通産省、家庭用LPガスの緊急対策として上限小売価格を10kg1,300円(北海道は1,500円)に凍結。翌年3月まで
	12	「石油需給適正化」「国民生活安定緊急措置」の2法案成立
	12	日協、日連、全元協、全スタ協、政治問題化したオートガス対策として1,400トンの緊急放出を決定
	12	「自民党LPG対策議員連盟」発足

<主な出来事>ベトナム和平協定調印。ベトナム戦争終結(1)/日航機ハイジャック事件(5)/金大中事件(8)/第4次中東戦争勃発、石油危機(10)/江崎玲於奈博士にノーベル物理学賞(10)

1974 (昭和49年)	1	日協、全元協、日連、全スタ協「LPガス緊急対策連絡協議会」設立、流通に係る緊急対策、需給調整等を実施
	1	石油危機後の国民対応を呼びかける「LPガスを大切に」キャンペーンを展開
	1	LPガスの総合的な技術書「LPガス技術総覧」を発刊
	1	通産省、国民生活安定緊急措置法施行令でLPガス・灯油を指定物資に
	2	「全国LPガス政治連盟(北嶋政次日連会長)」発足
	3	緊急対策に係る法規を整理した「石油関連二法法令集」発刊
	6	メジャーによる大幅値上げを受け、政府に対し標準価格に関する要望を提出
	8	家庭用LPガス標準価格改定、10kg1,500円に
	9	高取法の製造事業者を対象とした「LPガス保安に関する講演会」を初開催
	11	日石・ゼネラルの共同輸入タンカー「第10雄丸丸」(LPG・ナフサ混載)がリベリア船籍貨物船と衝突

<主な出来事>元日本兵・小野田寛郎さんがフィリピンで救出(3)/三菱重工ビル爆破事件(8)/プロ野球巨人軍・長嶋茂雄が引退(10)/米フォード大統領来日。現職大統領初(11)

1975 (昭和50年)	4	全国支部及びその事務局を閉鎖
	7	資源エネルギー庁石油部精製流通課が改組、流通課を新設
	10	全国LPガス業者総決起大会開催。都市ガスとの法的差別撤廃など求める
	12	「LPガス低温貯槽保守基準」制定

<主な出来事>山陽新幹線開業。東京-博多間6時間56分(3)/日本女性エベレスト初登頂(5)/沖縄海洋博覧会開幕(7)/ランピエで第1回先進国首脳会議(11)/三億円事件の時効成立(12)

1976 (昭和51年)	4	石油備蓄法施行
	5	家庭用LPガス標準価格(10kg1,500円)撤廃
	12	「週刊読売」に「LPガス生活コーナー」を掲載

<主な出来事>鹿児島市で日本初の五つ子誕生(1)/ロッキード事件(2)/田中角栄前首相逮捕(7)/酒田大火、消失面積22.5haで史上4番目(10)/昭和天皇在位50年(12)

年	月	出来事
1977 (昭和52年)	4	「日本LPガス団体統合協議会」を発展的に解消、新たに業界7団体による「日本LPガス団体連絡協議会」を結成
	4	政策委員会を設置
	5	サウジアラビア・アブケーク油田火災により輸入量が大幅に減少
	5	東京電力姉ヶ崎発電所でLPガス輸入を開始
	7	通産省立地公書局保安課に「液化石油ガス保安対策室」を新設
	8	高圧ガス及び火薬類保安審議会、「液化石油ガス消費者保安体制のあり方」を通産大臣に答申。保安体制の抜本的見直し提示
	10	「LPガスタンク建設促進研究会」を設置
	12	「二重殻低温タンクの耐久性に関する報告書」を取りまとめ
<p><主な出来事>青酸コーラ事件(1)/洞爺湖畔の有珠山大噴火(8)/日本赤軍、日航機ハイジャック事件(9)/プロ野球巨人軍・王貞治が本塁打756号達成。国民栄誉賞第1号(9)</p>		
1978 (昭和53年)	2	高圧ガス取締法通達「保安検査実施要領」公布、タンクの開放検査周期が低温タンク8年(当分の間適用除外)、球形タンク3年、円筒形が5年に規定
	3	PR映画「青い炎の旅」制作、テレビ8局で30分番組として放映
	4	米国に海外調査団を派遣、LPガス産業の現状と需給動向について調査
	6	PR映画「厳寒の宗谷岬」制作(5分)、全国東宝系330ヶ所で2週間にわたり上映
	7	LPガス法、10年ぶり大幅改正(1979年4月施行)。LPガス業者・設備工事の規制強化、器具の規制拡充など
	7	LPガス設備総点検事業がスタート。家庭用設備改善を目的に2年間実施
	8	「LPガスプラント保安教育テキスト」(初版)を発刊
	9	業界紙を中心とした業界向けの需要開拓PRキャンペーンを実施
	<p><主な出来事>新東京国際空港(成田空港)開港(5)/宮城県沖地震(M7.5)発生(6)/英で世界初の試験管ベビー誕生(7)/日中平和友好条約調印(8)/「江川問題」でドラフト論争(11)</p>	
1979 (昭和54年)	3	経済団体連合会に入会
	5	組織体制を6部会・2研究会制から11部会・2研究会制に拡充
	10	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)施行
<p><主な出来事>イラン革命、第二次石油危機(1)/三菱銀行猟銃人質事件(1)/米スリーマイル島原発事故(3)/東京で第5回先進国首脳会議(東京サミット)(6)/東名高速日本坂トンネル事故(7)</p>		
1980 (昭和55年)	4	社団法人全国エルピーガス卸売協会(全卸協)が発足
	5	政府に対し石油輸入抑制目標からLPガスを除外するよう要望書を提出
	5	石油代替エネルギー法施行
	6	LPガス消費者設備保安総点検事業終了。自主保安体制の認識浸透
	7	政府に対しLPガス備蓄に関する要望書を提出
	8	静岡駅前の地下街で都市ガス爆発事故発生、着臭濃度規制強化へ
	9	自民党LPG対策議員連盟に対し「LPG備蓄助成の要望書」を提出
<p><主な出来事>1億円拾得事件(4)/韓国・光州事件(5)/大平正芳首相急死(6)/モスクワ五輪。日米など不参加(7)/新宿バス放火事件(8)/イラン・イラク戦争勃発(9)</p>		
1981 (昭和56年)	2	全国LPガス業者大会開催。都市ガスとの法的不平等撤廃、都市ガス転換損害補償など求める
	3	「LPガス需要開発の手引」第二版を刊行
	6	日本LPガス協会規格を改廃、新規に制定
	7	石油審議会石油部会及びその下部委員会である液化石油ガス分科会委員に福井会長が就任
	7	石油備蓄法改正によるLPガス備蓄がスタート。56年度15日分、63年度50日分を目標
	7	LPガス法施行規則改正。業務用施設・共同住宅等へのガス漏れ警報器設置が義務化
<p><主な出来事>ローマ法王ヨハネ・パウロⅡ世初来日(2)/神戸ポートピア81開幕(3)/北炭夕張炭鉱ガス突出事故(10)/福井謙一教授にノーベル化学賞(10)</p>		

年	月	出来事
1982 (昭和57年)	1	日団協、法規特別委員会(現保安委員会)を設置、業界全体で法基準改正要望の取りまとめを開始
	5	資源エネルギー庁に対し「LPガス備蓄施設建設資金の助成強化」を要請
	6	LPガス転換貸付制度スタート。石油中間三品からの燃料転換促進を目的
	9	ペトロミン、価格決定にトリガー方式導入を決定
<p><主な出来事>ホテル・ニュージャパン火災(2)/日航機が羽田沖に墜落(2)/フォークランド紛争(4)/東北新幹線・上越新幹線開業(6・11)/第1次中曽根内閣発足(11)</p>		
1983 (昭和58年)	1	ペトロミン、第一四半期の契約量の3分の1に相当する供給量カットを通告
	3	ガス不足解消のため、家庭業務用プロパンへのブタン混入を開始
	5	ペトロミンのタヘル総裁に対し輸入価格の是正と供給量増加の要望書を送付
	11	静岡県掛川市でLPガス爆発事故(「つま恋」事故)発生。業界史上最悪の惨事に
	12	創立20周年式典を開催
	12	流通4団体、石油税増税反対の陳情書を自民党LPG対策議員連盟、同党税制調査会等に提出
<p><主な出来事>蔵王観光ホテル火災(2)/東京ディズニーランド開園(4)/日本海中部地震(5)/大韓航空機撃墜事件(9)/三宅島大噴火(10)/田中角栄元首相に実刑判決(10)</p>		
1984 (昭和59年)	1	通産省より「石油ガス開発可能性調査」を受託(平成4年度まで実施)
	4	元売各社、アルジェリアとの共同輸入交渉を開始
	8	流通4団体、資源エネルギー庁長官に対し「LNG広域供給促進に対する反対意見書」を提出
	9	石油税法改正で輸入LPガスに新規課税
	9	業務用設備改善運動がスタート。2年間実施
	12	月刊情報誌「LP-Gas Monthly」を「LPガスレポート」に改称
<p><主な出来事>三井三池鉱業有明鉱で坑内火災(1)/グリコ・森永事件(3)/ロサンゼルス五輪開幕。東側諸国がボイコット(7)/長野県西部地震(9)/新札発行(11)</p>		
1985 (昭和60年)	1	通産省、「LPガス消費者保安対策研究会」第1回会合開催
	2	日団協、「LPガスサミット」を初開催、主要7団体の会長が出席
	4	LPガスの関税率が一般用トン当たり550円から200円に
	6	マレーシアからのLPガスの輸入開始
	7	通産省より「LPガス域内物流システム開発調査」を受託
	12	輸入会社8社がインドネシアからのLPガス輸入に向けプルタミナと交渉
<p><主な出来事>科学万博つくば85開幕(3)/公社民営化でNTT、JT発足(4)/日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(8)/阪神タイガース、初の日本シリーズ制覇(11)</p>		
1986 (昭和61年)	5	湯浅会長がペトロミンのタヘル総裁を訪問(10月にも再度訪問)、供給契約問題について会談
	5	四日市市のLPガス充填所で充填作業中にガス爆発事故(「四日市事故」)
	7	石油公団より「石油ガス備蓄技術(ソフト)調査」を受託
	9	資源エネルギー庁長官の私的諮問機関「LPガスビジョン検討委員会」が発足
	10	マイコンメータ、ヒューズガス栓、ガス警報器の「安全器具3点セット」普及促進運動スタート
	12	「GHPコンソーシアム」が発足
1987 (昭和62年)	3	ペトロミン、4月の供給量30%カットを通知
	5	LPガスタンクローリーの容量制限を撤廃
	6	日本LPガス協会規格の各種試験法を整理統合並びに内容を全般的に見直し
	6	高圧法液化石油ガス保安規則改正、四日市事故対応として保安規制を強化
	7	四日市事故対応として、危害予防規程規範及び充てん作業基準案を作成、KHK基準として発行
	7	「21世紀LPガス需給見通し」を作成
	7	通産省より「石油ガス利用コ・ジェネレーション機器の開発」「工業用消費実態調査」を受託

年	月	出来事
1987 (昭和62年)	8	ペトロミン、アラムコ石油会社のプラント火災事故を理由に契約に基づく不可抗力条項を発動、8月後半の配船変更と供給カットを通知
	9	GHP発売開始
	10	組成純度95%以上のブタンへの関税(化学品と同等とする)について資源エネルギー庁、横浜税関等と折衝
<p><主な出来事>日本初のエイズ患者認定(1)/国鉄分割民営化でJR6社誕生(4)/利根川進教授、ノーベル医学・生理学賞(10)/米ブラックマンデー(10)/竹下登内閣発足(11)</p>		
1988 (昭和63年)	4	「液化石油ガス」の関税無税化
	5	「ワールドLPGフォーラム(現世界LPガス協会(WLPGA))」に加盟
	7	通産省より「営農機器システムの開発」「石油ガス流通実態調査」を受託
	7	資源エネルギー庁石油部流通課に「液化石油ガス産業室」設置
	8	インドネシア産LPガス輸入開始
	8	資源エネルギー庁、LPガス産業活性化計画(ラムダ・プロジェクト)発表
	8	石油税が従価税から従量税に変更、LPガスは670円/トン
9	LPガス安全機器普及促進全国決起大会を開催	
<p><主な出来事>青函トンネル開通(3)/本四連絡橋・瀬戸大橋開通(4)/リクルート疑惑発覚(リクルート事件)(6)/潜水艦「なだしお」と釣り船が浦賀水道で衝突(7)/イラン・イラク戦争停戦(8)</p>		
1989 (平成元年)	2	「消費税についての表示の方法の決定に関わる共同行為の実施」を決定、公正取引委員会に届出
	3	一次基地出荷規格として「LPガス品質に関するガイドライン」を策定
	3	LPガス民間備蓄50日分を達成
	7	「財団法人エルピーガス振興センター」設立、日協より職員2名、出向者6名を派遣
	10	資源エネルギー庁、備蓄課長及び液化石油ガス産業室長連名により、領海内船舶積載のLPガスを備蓄として認める通達を発表
11	サウジアラビア、AL(アラビアンライト)連動の新フォーミュラー価格を採用	
<p><主な出来事>昭和天皇崩御、「平成」に(1)/消費税法施行(4)/中国・天安門事件(6)/美空ひばり死去(6)/ベルリンの壁崩壊(11)/米、パナマ侵攻(12)/日経平均株価38,915円の史上最高値(12)</p>		
1990 (平成2年)	5	自主保安指標「消費者保安のあり方について」を発表、流通段階ごとの役割を整理
	8	イラク・クウェートからの石油・LPガス輸入停止
	10	湾岸戦争への対応として、備蓄の緊急取り崩しに関する考え方を資源エネルギー庁に提出
<p><主な出来事>礼宮文仁親王と川嶋紀子さんが結婚(6)/イラク、クウェート侵攻(8)/東西ドイツ統一(10)/天皇即位の礼(11)/秋山豊寛がソ連宇宙船で宇宙へ。日本人初の宇宙飛行士に(12)</p>		
1991 (平成3年)	1	臨時湾岸危機対策部会を設置
	1	日本船主協会、船主団体外航労務協会に対し、ラストヌラ港へのLPガスタンカーの就航について緊急要請を実施
	3	「わが国のLPガス備蓄のあり方」報告書を作成
	3	「LPガス需要開発の手引」全面改訂
<p><主な出来事>湾岸戦争(1)/関電美浜原発事故(2)/信楽鉄道で正面衝突事故(5)/雲仙・普賢岳で大火砕流(5)/4大証券会社の巨額損失補てん発覚(6)/ソ連解体(12)</p>		
1992 (平成4年)	1	サウジアラビア、SP(サマレック・プライス)制に移行
	10	「日本・サウジアラビアLPGセミナー」を初開催(後の「LPガス国際セミナー」の前身)
<p><主な出来事>PKO協力法案成立(6)/バルセロナ五輪。女子競泳で14歳の岩崎恭子が金(7)/毛利衛が米スペースシャトルで宇宙へ(9)/佐川献金疑惑で金丸信元副総裁議員辞職(10)</p>		
1993 (平成5年)	4	「財団法人エコ・ステーション推進協会」発足
	5	「LPガス業界の今後のあり方」取りまとめ

年	月	出来事
1993 (平成5年)	5	山梨県忍野村のリゾートマンションで、簡易ガスのCO中毒事故発生
	6	創立30周年記念式典を開催
	7	政策提言及び日団協活動強化等を目的として、事務局に企画室を設置
	9	LPガス自動車転換補助制度開始(京阪神地域限定、平成12年度まで実施)
	9	第6回世界LPGフォーラム日本大会、幕張メッセで開催
	11	「LPガス自動車普及促進協議会」発足
<p><主な出来事>米クリントン大統領就任(1)/サッカーリーグ初開幕(5)/皇太子と小和田雅子さん結婚の儀(6)/北海道南西沖地震(7)/細川護熙連立内閣発足。自民党「55年体制」終焉(8)</p>		
1994 (平成6年)	3	日本LPガス団体連絡協議会、「日本LPガス団体協議会」に改称
	4	通産省環境立地局長の諮問機関「今後のLPガス保安対策の在り方研究会」が発足
	4	資源エネルギー庁石油部長の諮問機関「LPガスビジョン検討委員会」が発足
	6	ガス事業法改正(1995年3月施行)。200万m ³ 以上の大口規制緩和
	10	サウジアラビア、CP(コントラクト・プライス)制に移行
	12	安全器具3点セットの普及により、LPガス事故件数がピーク時の約1/10にまで減少
<p><主な出来事>「自社」3党連立の村山富一内閣発足(6)/松本サリン事件(6)/関西国際空港開港(9)/大江健三郎がノーベル文学賞受賞(10)/三陸はるか沖地震(12)</p>		
1995 (平成7年)	1	阪神・淡路大震災への対応として対策本部を設置
	3	「LPガス品質に関する技術資料」作成
	7	事務局体制を改定、6委員会制から5委員会制に移行
	7	「地震等広域災害対策要綱」を策定
	10	製造物責任法(PL法)施行
<p>10 日団協、LPガス産業のイメージアップを目的としてテレビCMを実施</p> <p><主な出来事>阪神・淡路大震災(1)/地下鉄サリン事件(3)/警察庁長官狙撃事件(3)/オウム真理教教主麻原彰光(松本智津夫)逮捕(5)/高速増殖炉「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故(12)</p>		
1996 (平成8年)	1	LPガス国家備蓄特別会議及び特別委員会設置
	3	高圧ガス取締法改正(1997年4月施行)。高圧ガス保安法に改称、販売許可制から届出制に変更、指定保安検査機関制度の制定等
	3	LPガス法大幅改正(1997年4月施行)。販売と保安の分離、販売事業登録制など
	5	国際海事機関(IMO)外交会議において、LPガスの独立会計が承認される
	9	液石法認定保安機関制度スタート
<p><主な出来事>橋本龍太郎内閣発足(1)/菅厚生相、薬害エイズ問題で国の責任を認め謝罪(2)/「O-157」集団食中毒(7)/小選挙区初の総選挙(10)/ペルー日本大使公邸人質事件(12)</p>		
1997 (平成9年)	3	「新バルク供給システムに関するノウハウ集」作成
	4	改正LPガス法施行、民生用バルク供給システム普及開始
	6	経産省のLPGビジョン検討委員会、最終報告書を取りまとめ
	9	事務局を郵政互助会琴平ビルに移転
<p><主な出来事>ロシアタンカー重油流出事故(1)/神戸で小学生殺傷事件(2-6)/香港、中国に返還(7)/ダイアナ妃交通事故死(8)/山一証券、北海道拓銀など金融機関の経営破たん相次ぐ(11)/COP3で「京都議定書」採択(12)</p>		
1998 (平成10年)	3	高圧法通達改正により、球形貯槽の開放検査周期が一定条件の下で6年または10年以内に延長
	3	日団協、LPガス産業ビジョンアクションプログラムを取りまとめ
	6	総合エネルギー調査会需給部会中間報告においてLPガスが「LNGと共にクリーンエネルギーとして位置付けられる」と明記
	7	事務局体制を改定、政策会議と常任理事会を統合
	12	国家備蓄会社「日本液化石油ガス備蓄株式会社」が発足
<p><主な出来事>長野冬季五輪(2)/若乃花横綱昇進で初の兄弟横綱誕生(5)/サッカーW杯、日本初出場(6)/小淵恵三内閣発足(7)/和歌山カレー毒物混入事件(7)</p>		

年	月	出来事
1999 (平成11年)	1	組織体制及び事務局規定を改定
	6	ガス事業法改正(11月施行)。100万m ³ 以上の大口規制緩和
	6	電気事業法改正(2000年3月施行)。2,000万kW以上の大口規制緩和
	7	LPガス国家備蓄特別委員会を解散、新たに備蓄委員会を設置
	7	日団協、メーカー、都市ガスと共同の超高効率GHP開発プロジェクト(5ヵ年計画)に参画
	8	CP急騰への対応として備蓄の弾力的運用に関する要望書を資源エネルギー庁石油部長宛てに提出
	9	高圧法通達改正により、円筒形貯槽の開放検査周期が一定条件の下で10年以内に延長
	9	Y2K問題連絡会設置
	10	通産省「既築中小建物個別分散LPガス冷房導入促進事業」受託(平成14年度に終了)
	10	液化石油ガス産業室、「LPガス取引適正化・料金透明化に向けた措置(アクションプラン)」を発表

<主な出来事>欧州統一通貨「ユーロ」導入(1)/国内初の脳死判定(2)/全日空機ハイジャック、機長刺され死亡(7)/
東海村の核燃料工場で国内初の臨界事故(9)/自衛隊海外派兵(11)

2000 (平成12年)	2	資源エネルギー庁、「LPガス料金問題研究会」設置
	3	資源エネルギー庁、石炭・新エネルギー部石炭課に「ジメチルエーテル戦略研究会」を設置
	3	高圧法通達が告示に改正、低温タンクの適用免除規定が恒久化
	6	「LPガス輸入協議会」設置
	7	運輸政策審議会「21世紀のグリーンカー」に対するパブリックコメントを提出
	7	LPガス料金問題研究会、最終報告書を取りまとめ
	7	資源エネルギー庁、「LPガス供給問題研究会」を設置
	9	日連、全卸協が取引の適正化・料金透明化への自主ルール策定
	9	「日本DMEフォーラム」に加入
	12	DME導入の技術的課題等を検討する機関として「DME検討会」を石油流通課、エルピーガス振興センターと共同で設置

<主な出来事>南北朝鮮首脳が初会談(6)/雪印製品の食中毒汚染発覚(6)/大手百貨店そごう倒産(7)/
シドニー五輪、女子マラソンの高橋尚子ら金(9)/白川英樹名誉教授にノーベル化学賞(10)

2001 (平成13年)	1	資源エネルギー庁電力・ガス事業部長と資源・燃料部長の諮問機関「ガス市場整備基本問題研究会」が発足
	4	公式WEBサイトを立ち上げ
	4	「LPガス自動車等導入補助事業」を実施(平成22年度に終了)
	7	委員会・事務局組織を改定(3委員会、4グループ制に移行)、「DME検討WG」設置
	9	経団連環境自主行動計画に参画
	11	エネルギー記者会との懇談会初開催
	11	「長期エネルギー政策におけるLPガスの位置付けの明確化について」意見を資源エネルギー庁資源・燃料部長宛てに提出
	12	沖縄での水銀含有問題発生を受け、日協内に「水銀含有問題対策本部」設置

<主な出来事>中央省庁再編(1)/米原潜と宇和島水産高実習船衝突事故(2)/小泉純一郎内閣発足(4)/米国同時多発テロ(9)/
国内初の狂牛病発覚(9)/野依良治教授にノーベル化学賞(10)/敬宮愛子様誕生(12)

2002 (平成14年)	1	石油業法の廃止に伴い、液化石油ガス需給受払月報(5日集計)を日協に移管
	4	LPガス自動車がグリーン購入法特定調達品目に指定
	6	エネルギー政策基本法成立・施行
	9	地球環境産業技術研究機構に委託し、「温室効果ガス排出量調査報告書」を取りまとめ
	10	「コ・ジェネ対応WG」設置
	10	品質ガイドラインに水銀規格値に係る規定を追加
10	液石法施行規則改正、水銀の品質管理規定が追加(日協規格値が例示基準として採用される)	
12	「オートガス品質WG」「次世代低公害車燃料対応WG」設置	

<主な出来事>サッカーW杯日韓共催大会(6)/小泉首相が北朝鮮訪問、日朝首脳会談(9)、拉致被害者5人帰国(10)/
小柴昌俊名誉教授にノーベル物理学賞、島津製作所の田中耕一氏に化学賞(10)

年	月	出来事
2003 (平成15年)	3	イラク戦争勃発を受け「イラク有事緊急対策本部」設置
	4	総合資源エネルギー調査会に基本計画部会を新設、日協会長がエネルギー4団体の一つとして参加
	5	「LPガス販売事業者構造改善支援事業」実施(平成19年度まで実施、以後は日団協が実施)
	5	衆議院経済産業委員会に参考人として中原会長が出席、電事法・ガス事法改正について意見陳述、答弁
	6	創立40周年記念講演会及び懇親会を開催
	6	ガス事業法改正(2004年4月施行)。50万m ³ 以上規制緩和
	6	電気事業法改正(2004年4月施行)。500kW以上の規制緩和
	7	「低硫黄化対応WG」「HNS条約推進WG」設置
	9	温暖化対策税(環境税)検討WG設置
	10	「2010年に向けたビジョン」を策定
	10	総合資源エネルギー調査会基本計画部会、「エネルギー基本計画」策定・閣議決定。LPガスがガス体エネルギーとして位置付け
10	石油税の改正に伴う石油石炭税施行。LPガスの税率は800円/トンに値上げ	
11	温暖化対策税導入反対のパブリックコメントを流通4団体及び供給機器工業会が提出	
<p><主な出来事>SARSが中国・香港などで集団発生。被害拡大(3)/日本郵政公社発足(4)/イラク・フセイン政権崩壊(4)/十勝沖地震(9)/衆院選で民主党躍進(11)</p>		
2004 (平成16年)	1	「次世代オートガス供給体制WG」設置
	1	日本液化石油ガス備蓄株式会社が解散
	5	ディーゼル代替LPガス自動車普及基盤整備事業(スタンド補助事業)開始(平成23年度に終了)
<p><主な出来事>自衛隊イラク派遣。初の戦地派兵(1)/山口県で鳥インフルエンザ発生(1)/ロシア学校占拠事件(9)/新潟中越地震(10)/スマトラ島沖地震(12)</p>		
2005 (平成17年)	2	総合資源エネルギー調査会需給部会、「2030年のエネルギー需給展望」とりまとめ
	3	省エネルギー対策課課長の私的研究会「高効率ガス給湯器普及促進研究会」が報告書を取りまとめ
	3	高圧法省令保安検査方法を定める基準改正、告示によりKHK保安検査基準を指定、低温タンクの適用免除規定が恒久化
	5	消費者保安WGと安全部会を統合
	5	経済産業省「次世代石油ガス自動車対応オートガス品質調査」事業を受託(平成20年度に終了)
	5	日団協、高効率厨房機器(ガラストップコンロ)普及促進補助事業開始(平成22年度に終了)
	6	日団協、「人と地球にスマイルを」プロジェクト開始
	6	政策提言WGを解消し、新たに「総合政策小委員会」を設置
	7	LPガス国家備蓄基地第1号となる七尾基地(石川県)が完成
	10	日本ガス体エネルギー普及促進協議会(コラボ)設立
	10	資源エネルギー庁、「LPガス供給問題研究会」設置
	10	福島国家備蓄基地(長崎県)が完成
	11	災害対応能力強化を目的として「不測の事態に係わる対応の規定」「災害対策本部の設置及び運営に係わる規則」制定
11	環境税導入反対の意見書を自民党税制調査会、LPG対策議員連盟(流通3団体会長の連名)で提出	
12	「災害時におけるLPガス供給に関する相互支援協定書」を締結	
12	神栖国家備蓄基地(茨城県)が完成	
<p><主な出来事>中部新国際空港開港(2)/愛知万博開幕(3)/福岡県西方沖地震(3)/個人情報保護法施行(4)/JR福知山線脱線事故(4)/宮城県沖地震(8)/耐震強度偽装相次ぎ発覚(11)/JR羽越本線で特急脱線事故(12)</p>		
2006 (平成18年)	3	日団協、「日本LPガス団体協議会の「あるべき姿」に向けたビジョン」策定、事務局機能を強化
	4	改正省エネ法施行
	5	「低温LPガス設備保守管理指針2006」発刊、「LPガス低温貯槽保守基準」を全面改訂
	5	経済産業省「LPガス物流効率化実態調査」を受託
	5	ガス業界、キッチンバス業界、住宅業界により「ウィズガスCLUB」発足
	6	

年	月	出来事
2006 (平成18年)	7	「住宅リフォームフェア2006」に出展
	7	「物流WG」設置
	11	災害対応模擬訓練を実施(日団協と共同で2008年まで実施)
<p><主な出来事>ライブドア事件。証券取引法違反で堀江真文社長ら逮捕(1)/民主党代表に小沢一郎氏選出(4)/ 秋篠宮妃が男児を出産。「悠仁」と命名(9)/安部晋三内閣発足(9)</p>		
2007 (平成19年)	3	「エネルギー基本計画」第一次改定を閣議決定
	4	事務局規定を改定、新たに「日団協グループ」を設置
	5	日団協、定款を改定し、補助事業専任事務局を設置
	5	日団協、「高効率給湯器導入支援事業」「石油ガス安定供給対策補助事業」「石油ガス販売事業者構造改善支援事業」(いずれも平成22年で終了)、「石油ガスコージェネ導入促進事業」(平成20年度で終了)を実施
	5	資源エネルギー庁より「高効率給湯器導入支援事業」「石油ガス安定供給対策補助事業」「石油ガス販売事業者構造改善支援事業」(いずれも平成22年で終了)、「石油ガスコージェネ導入促進事業」(単年度で終了)を実施
	7	LPガス供給設備の無断撤去禁止を定めた改正法省令施行。オール電化住宅切り替えに伴う無断撤去事故防止が目的
10	「2012年に向けたビジョン」策定	
10	日団協、「危機管理産業展2007」に出展、災害に強いLPガスをPR	
<p><主な出来事>「宙に浮いた年金記録」判明(2)/能登半島沖地震(3)/ミートホープなど食品偽装相次ぐ(6)/新潟県中越沖地震(7)/ 安部首相、突然辞意。福田康夫内閣発足(9)</p>		
2008 (平成20年)	4	Siセンサーコンロ発売開始
	7	環境小委員会を発展的に解消し、新たに「環境部会」を設置
	7	「次世代オートガス供給体制検討最終報告書」作成
	8	一般の親子を対象とした国家備蓄基地見学ツアー(神栖基地)を初開催
	10	「LPガスを取り巻く税制改正に関する検討WG」設置
	11	日団協技術基準(充てん設備の取扱・作業基準、バルク貯槽及び施工基準等)を改定
12	「プロパン、ブタン、LPガスのCO ₂ 排出原単位に係るガイドライン」を策定	
<p><主な出来事>岩手・宮城内陸地震(6)/北京五輪、競泳の北島康介が2大会連続2種目で金(7)/米リーマン・ブラザーズ経営破綻(9)/ 福田首相辞意表明。麻生太郎内閣発足(9)</p>		
2009 (平成21年)	1	「新型インフルエンザ対策WG」設置
	4	日連、全卸協、全スタ協の流通3団体統合し、社団法人エルピーガス協会が発足
	4	改正温対法施行。消費者にCO ₂ 排出量の情報提供の努力義務
	5	自民党LPG議連に対し「太陽光発電の新たな買取制度」に関する要望書を提出
	6	「災害対策本部の設置及び運営に係わる規則」を改定、新型インフルエンザに係る条項を追加
	7	家庭用燃料電池エネファーム販売開始
9	「LPガスの環境側面の評価-エネルギー製造・利用のLCI(ライフサイクルインベントリ)分析-」を取りまとめ(日本工業大学に委託)	
<p><主な出来事>米オバマ大統領就任。初の黒人大統領(1)/WBCで日本代表が連覇(3)/裁判員制度施行(5)/衆院選で民主党大勝。政権交代(8)/ 鳩山由紀夫内閣発足(9)</p>		
2010 (平成22年)	3	「2030年に向けたLPガス産業の中長期展望」策定
	3	「地球温暖化対策基本法案」閣議決定。再生可能エネルギー全量買取制度の新設、環境税など
	4	「エネルギー基本計画見直し」に対する意見を資源エネルギー庁に提出
	5	「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(低炭素投資促進法)」が成立
	6	新「エネルギー基本計画」閣議決定。現行計画を大幅に見直し
	8	環境省「環境家計簿」のLPガスCO ₂ 排出原単位が日協ガイドラインと同じ数値に改定
10	戸塚俊吾氏(JX日鉱日石エネルギー・旧新日本石油)の論文「家庭用LPガス燃料電池の開発と導入」が、「The WLPGA Innovation Award」を受賞	

年	月	出来事
2010 (平成22年)	10	コラボ・ガス石油機器工業会の共催で「エコジョーズ化宣言2013」説明会を開催
	11	日団協、「FRP容器基準化委員会」設置
	11	「民主党LPG議員連盟」設立
	12	Siセンサーコンロ出荷台数が1,000万台を突破
<p><主な出来事>宮崎県で口蹄疫被害拡大(5)/菅直人内閣発足(6)/尖閣諸島沖で中国漁船が海保庁巡視船に衝突(9)/大阪地検特捜部主任検事、証拠改ざん容疑で逮捕(9)</p>		
2011 (平成23年)	3	東日本大震災発生を受け、災害対策本部を設置、相互支援協定を初めて発動
	4	資源エネルギー庁、神栖国家石油ガス備蓄基地のLPガス放出を初実施
	4	国土交通省に対し「本邦帰港船舶への放射能関連情報の提供について」要請文を提出
	4	超高効率GHPエグゼア発売
	5	「サウジLPガス災害支援基金」設立
	6	東日本大震災の被災地における被害状況把握を目的として、技術委員会の下に「保安実態調査班」設置
	6	「グリーン投資減税」が創設
	7	LPガスサプライチェーンの災害対応能力強化のための課題と対策を検討するため、供給委員会の下に「LPガスサプライチェーン検証班」設置
	7	「バイオ燃料専門小委員会」設置
	8	経済産業省「LPガス安定供給の在り方に関する検討会」設置
	10	LPガス関係業界紙との懇談会を初開催
	12	地球温暖化対策として石油石炭税を段階的に引き上げ、2016年4月に1,860円/トンに増税
11	「被災地域石油ガス基地機能早期復旧支援事業費補助金」事業を実施	
11	日団協、「被災地域石油ガス安定供給体制整備事業費補助金事業」及び「高効率ガス空調設備導入促進事業費補助金(LPガス分)事業」を実施	
12	促進協、東京モーターショーにLPG車初の単独出展	
<p><主な出来事>アラブ諸国で独裁政権打倒の動き(1)/東日本大震災(3)/TV地デジ完全移行(7)/東京電力・東北電力管内で電力使用制限令(7)/円相場75円台、戦後最高値(8)/野田佳彦内閣発足(9)/世界の人口70億人突破(10)</p>		
2012 (平成24年)	2	CPが初の1000ドル/トン超え
	2	日本規格協会と共同でLPガスJIS改訂原案を作成
	2	経済産業省「東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査」取りまとめ
	3	経済産業省「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について～真に災害に強いLPガスの確立に向けて～」取りまとめ
	3	経済産業省「東日本大震災を踏まえた高圧ガス施設等の地震・津波対策について」取りまとめ
	3	「2030年に向けたLPガス産業の中長期展望」の第一次改定を発表
	6	「平成24年度石油ガス基地出荷機能強化事業費補助金事業」を実施
	10	石油石炭税の第一段階引き上げ。トン当たり1,340円に
11	改正石油備蓄法が施行、特定販売事業者が経産大臣に供給連携計画書を届出	
<p><主な出来事>日本で金環日食観測(5)/東京スカイツリー開業(5)/ロンドン五輪、獲得メダル数38個で過去最高(8)/山中伸弥教授にノーベル生理学・医学賞(10)/衆院選で自公政権奪還。安倍晋三内閣発足(12)</p>		

編集後記

日協50周年記念事業実行委員会

委員長 藤原 祥夫

日本LPガス協会創立50周年を翌年に控えた平成24年4月、「日協50周年記念事業実行委員会」が設置され、企画委員会より4名の委員を選抜し、それに事務局6名を加えた10名体制で『日協五十年史』の制作を開始しました。

編集方針は「手に取って読みやすく、また歴史資料として後世において活用可能なものにする」を基本とし、全体を前半30年と後半20年の2部構成とすること、簡潔な文章と写真や図表で読みやすいものにするなど心掛けた結果、本書は通常の年史とはかなり異なったスタイルになったように思います。

また、本文を補完する役割として、実際に日協活動に携わっておられる（もしくは携わっておられた）メンバーにお集まりいただいて座談会を開催し、当時の苦労話やこぼれ話などを収録することにより、ともすれば無味乾燥な出来事の羅列に終始しがちな年史を、いくらかでも血の通った「生きた歴史」として残すことができたのではないかと考えております。業務多忙の中、ご協力いただいた座談会の出席者の方々には、この場を借りて心より御礼を申し上げます。

近年、団塊世代の一斉退職を迎え、LPガス業界のみならず、社会全体が大きな世代交代の波にさらされています。これまで諸先輩方が築き上げてこられた貴重な遺産を、可能な限り精確な形で後進に引き継ぐことは我々現役世代に課せられた重要な責務であり、本書が次のLPガス業界を担う世代に有効に活用されることを心より願っております。

最後に、毎回活発にご議論をいただいた委員会メンバーの方々、原稿のチェックをいただいた事務局OBをはじめとする諸先輩方、その他ご協力いただいた関係者各位に対し、深く感謝を申し上げます。併せて、制作を担当していただいた石油化学新聞社に対しても、心より御礼を申し上げます。

日協50周年記念事業実行委員会 名簿

委員長	藤原 祥夫	ENEOSグローブ株式会社
委員	渡部 正人	ENEOSグローブ株式会社(前任)
委員	米川 泰平	アストモスエネルギー株式会社
委員	増田 吉宏	コスモ石油ガス株式会社
委員	吉山 彰二	株式会社ジャパンガスエナジー
委員	飛鳥井 貴	株式会社ジャパンガスエナジー(前任)
事務局	葉梨 益弘	日本L Pガス協会
事務局	岩田 誠一	日本L Pガス協会
事務局	松井 敏博	日本L Pガス協会
事務局	森 敦	日本L Pガス協会
事務局	荒畑 誠	日本L Pガス協会
事務局	久保田 誠	日本L Pガス協会



日協事務局

日協五十年史

発行日:2013年6月11日

編集・発行 日本L Pガス協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル

TEL 03-3503-5741 FAX 03-3580-7776

URL <http://www.j-lpgas.gr.jp/>

制作 株式会社石油化学新聞社

D T P 株式会社恒陽社印刷所

印刷 株式会社リョーイン

LPガス
人と地球にスマイルを